

横瀬町障がい者計画及び
第4期 障がい福祉計画
(平成27～29年度)
(案)

平成27年1月
横 瀬 町

(表紙裏・白紙)

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の基本的な考え方.....	4
第2章 町の障がい児・者の状況.....	6
1 障害者手帳所持者等の状況.....	6
2 通園・通学の状況.....	11
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	12
1 基本理念.....	12
2 基本目標.....	13
3 施策の体系.....	14
第4章 安心できる保健・医療の体制づくり.....	17
1 保健体制の充実.....	18
2 医療体制の充実.....	20
第5章 障がい児・者の社会参加のための支援.....	22
1 障がい児教育・保育の充実.....	23
2 就労に向けた支援の充実.....	25
3 様々な活動への参加促進.....	25
第6章 地域福祉の推進.....	26
1 障がいへの理解・啓発の推進.....	27
2 地域福祉活動への支援.....	28
3 情報アクセシビリティの向上.....	28
第7章 障がい者が生活しやすいまちづくり.....	29
1 住みよい生活環境の整備.....	30
2 地域防災・安全対策の推進.....	32

第8章 障害福祉サービスの充実【第4期障がい福祉計画】	33
1 訪問系サービス.....	35
2 日中活動系サービス	37
3 居住系サービス.....	43
4 その他の障害福祉サービス.....	45
5 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス.....	47
6 地域生活支援事業	50
7 第3期障がい福祉計画における数値目標の達成状況及び第4期障がい福祉計画における成果目標	62
 第9章 計画の推進.....	 67
1 計画の推進体制.....	67
2 計画の進行管理と評価	68
 資料編.....	 69
1 横瀬町障がい者計画等策定委員会設置要綱	
2 横瀬町障がい者計画等（障がい福祉計画）策定委員名簿	
3 策定経過	
4 横瀬町障がい者計画等の策定にかかるアンケート調査結果概要	
5 横瀬町障がい者計画等の策定にかかるヒアリング要旨	
6 関連施設等	
7 基準該当事業所	
8 障害児（者）生活サポート事業所	
9 一般相談支援事業所等	
10 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所	

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

町ではこれまで、「横瀬町障がい者計画及び障がい福祉計画（平成 24 年度～26 年度）」を定め、ノーマライゼーション^{※1}の理念のもと、障がいのある人もない人も安心して暮らせる地域社会の実現に向けた施策の推進を図ってきました。

この間、障がい者施策を取り巻く状況は大きく変化し、平成 24 年 6 月には、障害者自立支援法が改正・改題されて、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）となり、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含まれました。

また、平成 25 年 6 月には、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定され、平成 26 年 1 月に我が国が障害者権利条約^{※2}を締結したことにより、障がい者の表現の自由や、居住・移転の自由、選挙権、教育、労働等の権利が促進されるなど、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることが期待されています。

さらに、平成 28 年 4 月より、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止や障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を定めた改正障害者雇用促進法が施行されます。

障がいのある人を取り巻く生活環境条件は依然厳しく、今後はさらに“生活のしづらさ”や“生活の質”にも目を向けた支援のあり方が問われています。本計画では、これまでの町の取り組みや実績を踏まえ、障がいのあるなしによって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するインクルーシブな社会^{※3}の実現を、地域住民とともに推進していくことを目指して策定するものです。

※¹ ノーマライゼーション：障がいのある人が、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会の実現を目指す考え方。

※² あらゆる障がい者（身体障がい、知的障がい及び精神障がい等）の、尊厳と権利を保障するための人権条約。

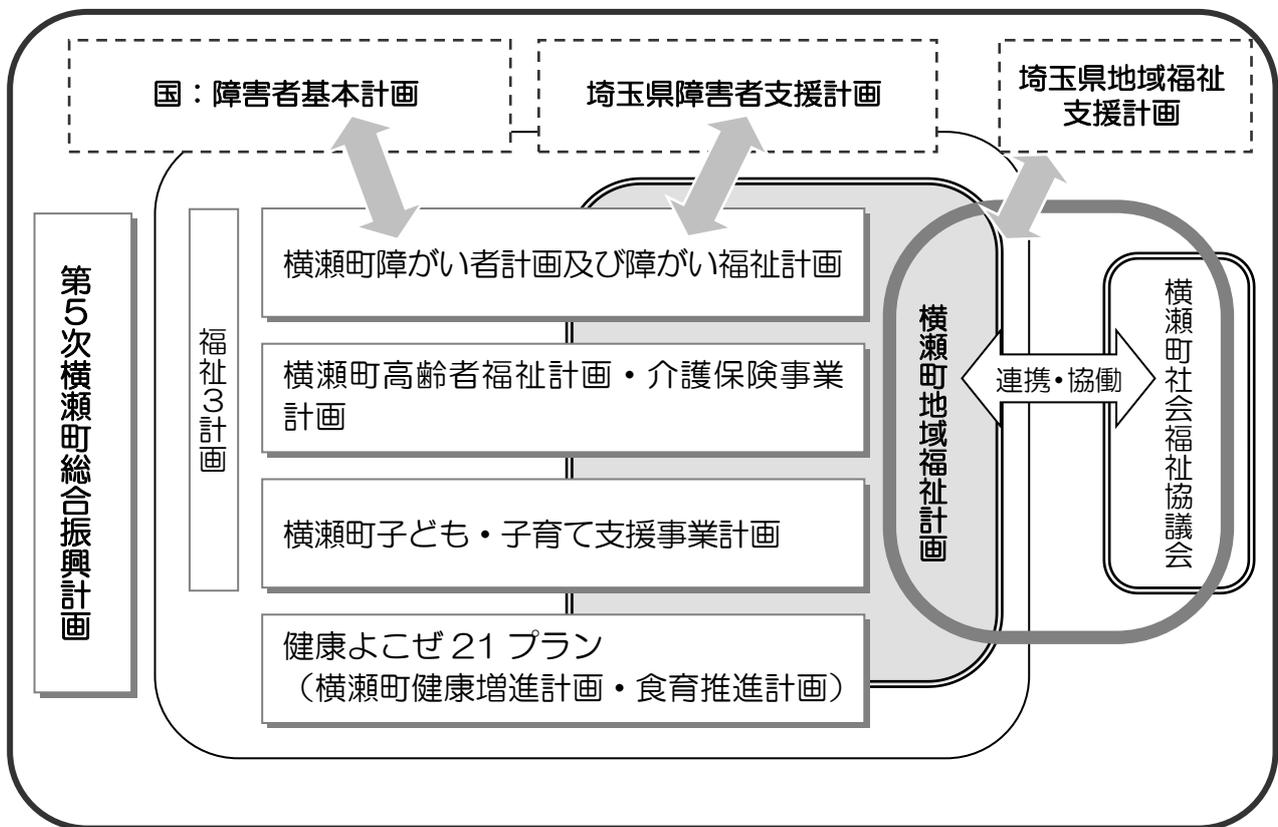
※³ インクルーシブな社会：障がいのある人もない人も、誰をも分離したり排除することなく地域の中に包み込む社会。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定したものです。

また、国の「障害者基本計画」や県の「埼玉県障害者支援計画」に基づくとともに、「第 5 次横瀬町総合振興計画（平成 22 年度～31 年度）」、「横瀬町地域福祉計画（平成 24 年度～28 年度）」その他の町の関連計画との整合性を図りながら策定したもので、本町の障がい者施策を進めるための基本方針を示すものです。

■総合振興計画・福祉 3 計画など各計画の関係図



3 計画の対象

本計画では、身体障がい、知的障がい、精神障がいその他の心身の機能の障がい（発達障がい、高次脳機能障がいなどを含む）や、難病（特定疾患）のために、日常生活や社会生活において様々なハンディキャップがある人を対象とします。なお、障害者権利条約の趣旨に鑑み、あらゆる障がいを有する人を含みます。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。なお、横瀬町障がい者計画は、社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第5次横瀬町総合振興計画	後期計画（～31年度）				
横瀬町地域福祉計画	第1期計画				
横瀬町障がい者計画及び障がい福祉計画	第3期計画（「障がい福祉計画」は第4期計画）				

5 計画の基本的な考え方

横瀬町障がい者計画及び第4期 障がい福祉計画（平成27～29年度）では、これまでの町の取組を踏まえつつ、国の制度改正等の動向を踏まえながら、計画を推進していくものとしします。

（1）障害者総合支援法の施行

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障がい者の定義に新たに難病等が追加され、身体障害者手帳の所持にかかわらず、必要に応じて障害支援区分^{※4}の認定などの手続きを経た上で、必要と認められた障害福祉サービス等が利用できることとなります。そのほか、障がい者に対する支援として次のことが定められています。

- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ② 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合（一元化）
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

また、第4期障害福祉計画については、国の基本指針の見直しを踏まえ、次の点を重視していくことになります。

- ・PDCA サイクル^{※5}の導入
- ・福祉施設から地域生活への移行促進
- ・精神科病院から地域生活への移行促進
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉から一般就労への移行促進
- ・障がい児支援体制の整備
- ・計画相談支援の充実、研修の充実等

※4 「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」と定義されている。

※5 ①平成29年度までの目標、サービス提供に関する見込量、その確保方策等を定める（Plan）、②方策等を実施する（Do）、③定期的に見込み等の進捗状況について評価する（Check）、④必要に応じて見直しを行い（Act）、見直した後は再度①～④を繰り返すこと。

(2) 障害者権利条約の締結

平成26年1月に我が国が障害者権利条約を締結しましたが、これにより障がい者の表現の自由や、居住・移転の自由、選挙権、教育、労働等の権利が促進されるなど、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることが期待されています。

(3) 障害者基本法の改正

平成23年8月の障害者基本法の改正において、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるという考え方や障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

(4) 障害者差別解消法の制定

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました（平成28年4月施行予定）。

(5) 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月に、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策の促進、障がい者（児）の権利利益の擁護などを目的とする「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

(6) 障害者優先調達推進法の施行

平成25年4月に、障害者就労施設等の受注の機会を確保し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る「障害者優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が施行されました。

(7) 障害者雇用促進法の一部改正

障害者雇用促進法の一部改正により、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止や障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）（平成28年4月施行予定）、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を定めた改正障害者雇用促進法が施行されます（平成30年4月施行予定）。

第2章 町の障がい児・者の状況

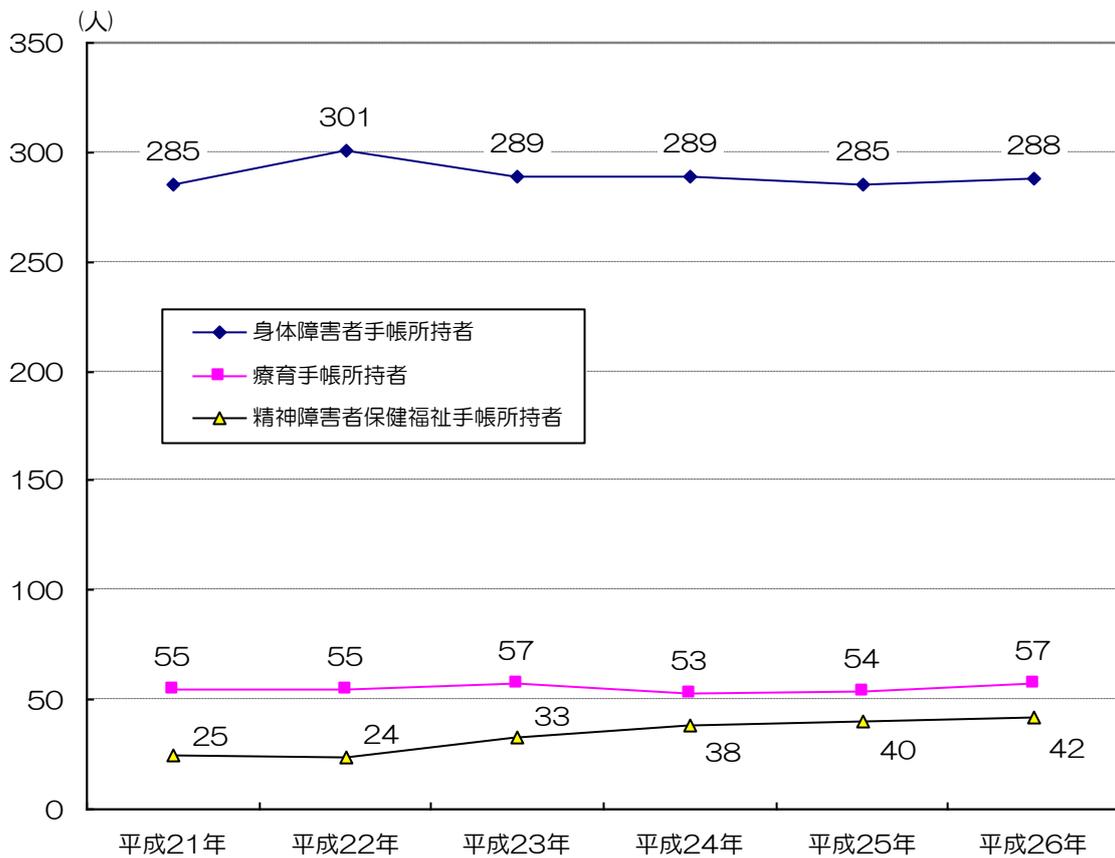
1 障害者手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

町の障害者手帳所持者は、平成26年3月末現在で身体障害者手帳が288人、療育手帳が57人、精神障害者保健福祉手帳が42人となっています。

平成21年と比較して、身体障害者手帳と療育手帳はともに横ばい、精神障害者保健福祉手帳については約1.7倍となっています。

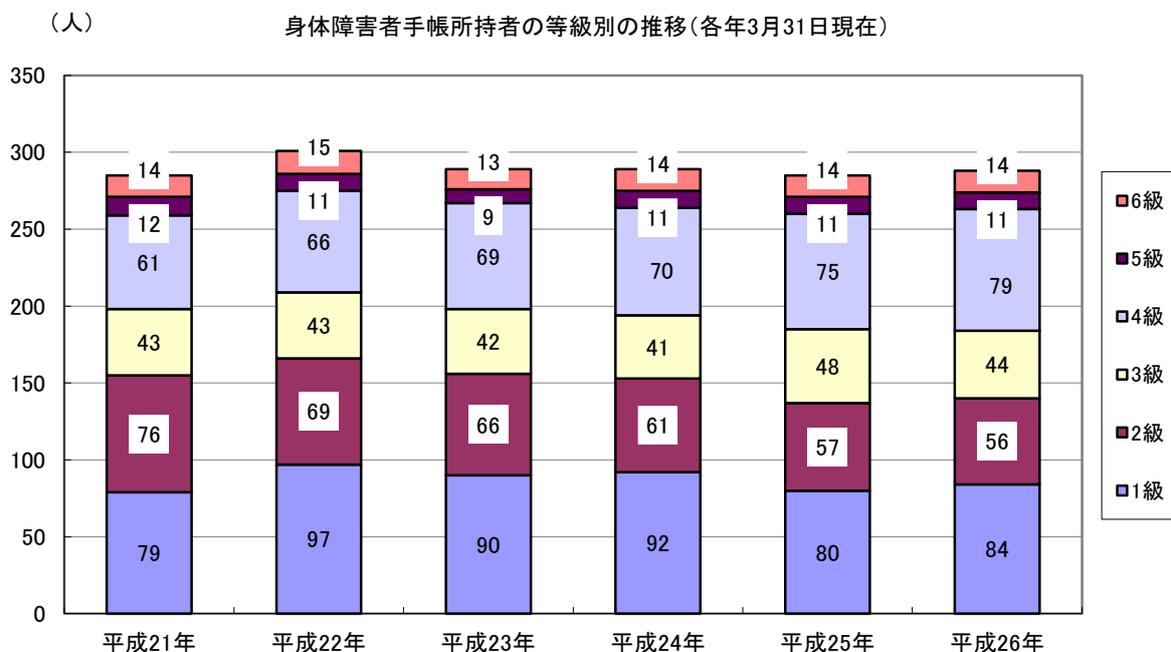
障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター／埼玉県立精神保健福祉センター

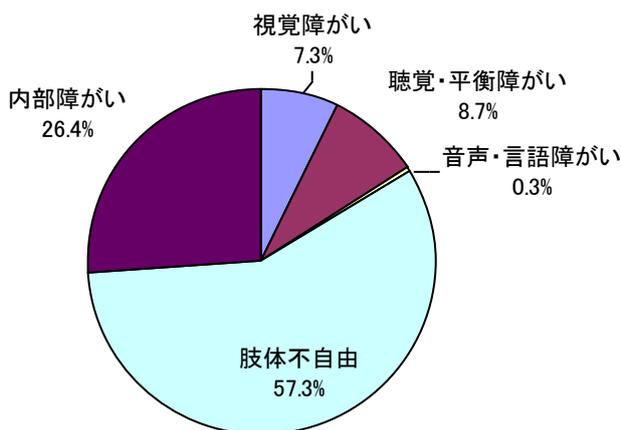
(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者の等級別では、平成26年3月末現在で1級、2級の重度の割合が約半数を占めています。また、障がい別では肢体不自由が約6割と多数を占め、次いで内部障がい※⁶が3割近くを占めています。



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

身体障害者手帳所持者の障がい別の内訳(平成26年3月31日現在)



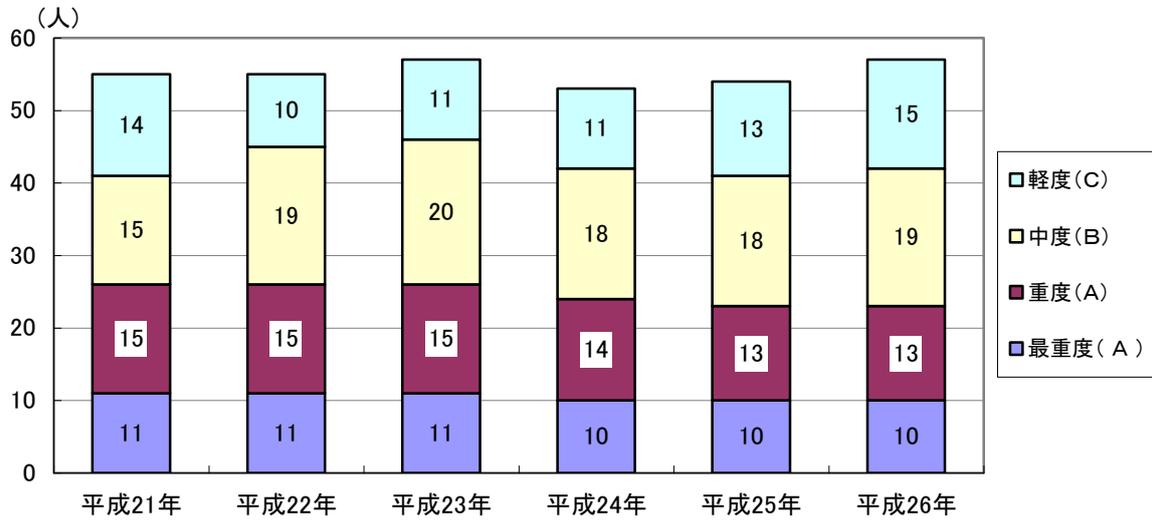
資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

※⁶ 内部障がい：心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱または直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つが含まれる。

(3) 知的障がい者の状況

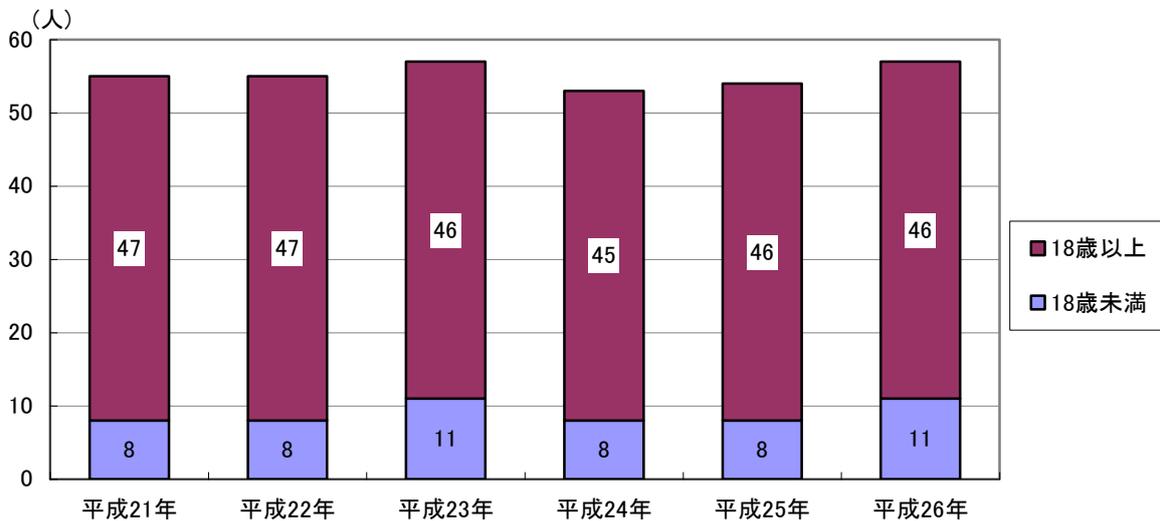
療育手帳所持者の等級別では、平成26年3月末現在で中度（B）が最も多く、年齢別では18歳以上が約8割となっています。

療育手帳所持者の等級別の推移（各年3月31日現在）



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

療育手帳所持者の年齢別の推移（各年3月31日現在）

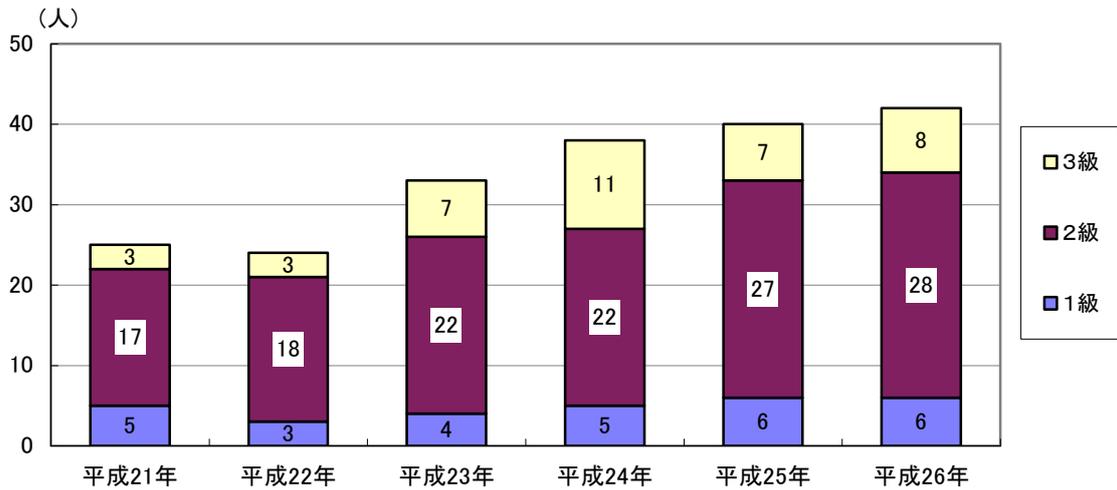


資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

(4) 精神障がい者の状況

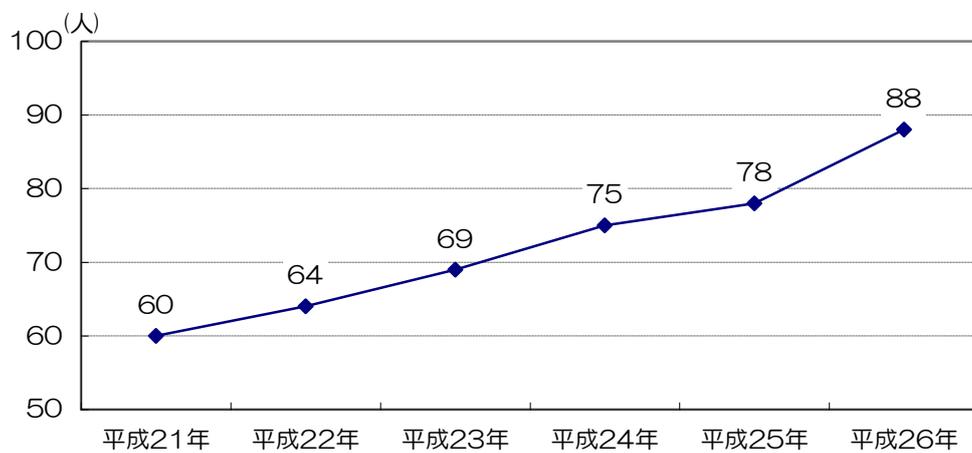
精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 23 年以降に大きく増加し、平成 26 年 3 月末現在で 42 人となっています。通院医療費公費負担の申請状況についても同様に伸びており、平成 26 年 3 月末現在で 88 人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移(各年3月31日現在)



資料：埼玉県立精神保健福祉センター

通院医療費公費負担の申請状況(各年3月31日現在)



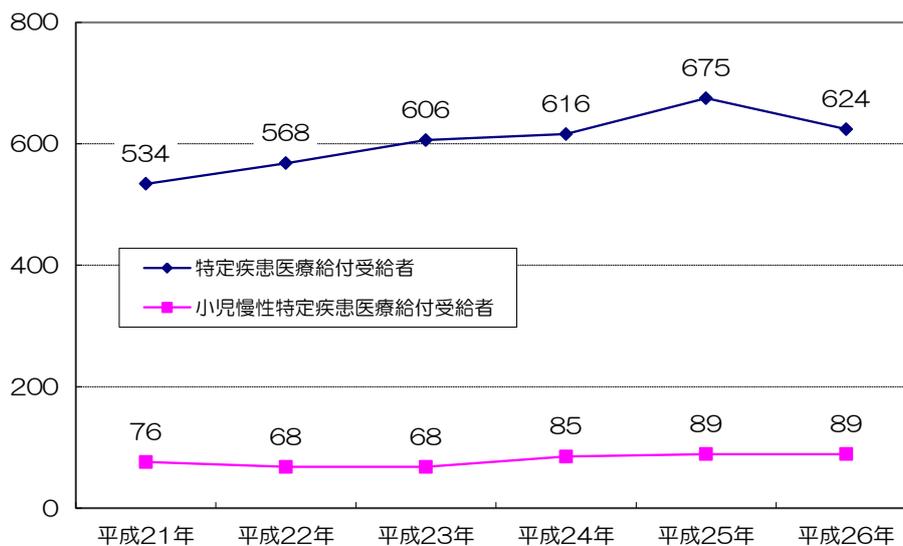
資料：埼玉県立精神保健福祉センター

(5) 難病患者等の状況

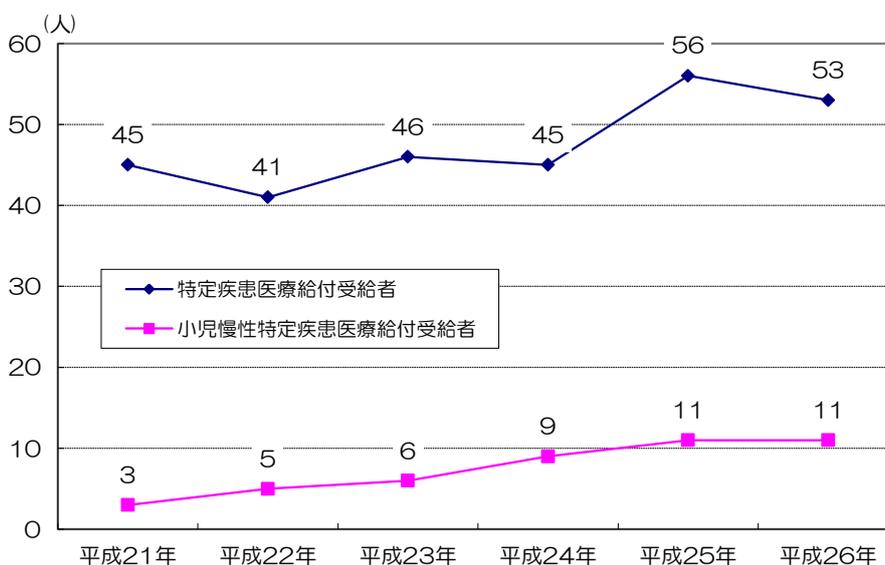
秩父圏域における特定疾患・小児慢性特定疾患^{※7}医療給付受給者数は、ともに平成25年まで増加傾向にあり、平成26年3月末現在で特定疾患医療給付受給者が624人、小児慢性特定疾患医療給付受給者が89人となっています。

横瀬町については、平成26年3月末現在で特定疾患医療給付受給者が53人、小児慢性特定疾患医療給付受給者が11人となっています。

(人) 秩父地域の特定疾患等医療給付受給者の推移（各年3月31日現在）



(人) 横瀬町の特定疾患等医療給付受給者の推移（各年3月31日現在）



資料：埼玉県秩父保健所

※7 特定疾患・小児慢性特定疾患：厚生労働省及び埼玉県で定めた疾病。原因不明、治療未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病。

2 通園・通学の状況

(1) 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園に通う障がいのある幼児数は、平成21年度から平成26年度にかけて保育所が0人、幼稚園が0人となっています。

(2) 特別支援学級

特別支援学級に通う児童・生徒数は、平成26年4月1日現在で、小学校が7人、中学校が2人となっています。

■特別支援学級に通う児童・生徒数の推移（各年度4月1日現在） (人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
小学校	4	5	5	8	7	7
中学校	0	0	0	0	0	2

(3) 特別支援学校

特別支援学校へは、平成26年4月1日現在で7人の児童・生徒が通っています。

■特別支援学校に通う児童・生徒数の推移（各年度4月1日現在） (人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
小学部	2	2	1	1	1	1
中学部	2	3	4	3	4	2
高等部	2	3	4	3	2	4

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

町の上位計画である「横瀬町総合振興計画」では、保健・福祉・医療部門において、誰もが安心して心豊かに暮らせるまち「よこぜ」をめざしています。

本計画では、これを踏まえ、「ふれあい ともに生きる 心豊かな地域づくり」を基本理念として、ノーマライゼーションの理念を推進し、障がいのある人のライフステージを通じた途切れのない支援と自分らしい暮らしの実現、地域住民の障がいのある人や障がいへの理解を進めながら、障がいのある人もない人も、ともに生きる心豊かな地域づくりをめざします。

基本理念

ふれあい ともに生きる 心豊かな地域づくり

ふれあい

障がいのある人が地域の中で、一生涯を通じ自分らしく暮らしていくためライフステージを通じた支援体制づくりを進めます。また、様々な形で地域社会とふれあい、社会参加をする場や機会の確保に努めます。

ともに生きる

障がいのある人も障がいのない人も同じように普通の生活ができる社会、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が主体的に社会参加し、自助・共助・公助を基本として、ともに生きる地域社会をめざします。

心豊かな地域づくり

障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮への理解に向けた啓発活動とあわせ、地域住民の障がいのある人や障がいへの理解を進めながら、障がいのある人もない人も、ともに生きる心豊かな地域づくりをめざします。

2 基本目標

計画の基本理念を具体的に推進していくために、5つの基本目標（第4章～第8章の基本目標）を定めます。

基本目標1 安心できる保健・医療の体制づくり

障がいの早期発見と早期療育に向けた適切なフォローに努めるとともに、高齢化による障がいや障がいの重度化などへの対応、また障がいのある人が受診しやすい医療体制の整備を図ります。

基本目標2 障がい児・者の社会参加のための支援

乳幼児期から学校卒業まで、一人ひとりの障がいの状況に応じた保育と教育を推進するとともに、成人後も自立した生活を営むことができるよう雇用の確保に向けた支援に努めます。

基本目標3 地域福祉の推進

地域社会のすべての人々が障害のある人に対する心の障壁(バリアー)を取り除き、障がいや障がいのある人への理解を深め、ボランティア活動等への参加を促して、支えあう地域福祉の推進に取り組みます。

基本目標4 障がい者が生活しやすいまちづくり

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができるようバリアフリーに配慮した環境整備、地域住民の協力による防犯や、災害時における避難誘導體制の確保に努めます。

基本目標5 障害福祉サービスの充実

訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業や障がい児を対象とした各種サービスについて、障がいのある人それぞれの状況にあったきめ細やかなサービスの提供に努めます。

3 施策の体系

第4章 安心 できる保健・医 療の体制づく り	1 保健体制の 充実	(1) 妊婦健康診査の充実	
		(2) 乳幼児健康診査・相談の 充実	① 乳幼児健康診査
			② 乳幼児健康相談
			③ ことば・運動発達の相談
			④ 子育て相談
		(3) 健診後フォロー体制の充実	
		(4) 早期療育支援の充実	
		(5) 健康教育・相談の推進	
	(6) 心の健康づくりに向けた支援の充実		
	(7) 特定健康診査・保健指導等の充実		
	(8) 保健・福祉・医療の連携		
	2 医療体制の 充実	(1) 医療体制の整備	① 地域医療体制の整備促進
			② 在宅医療体制の充実
			③ 医療救護体制の充実
④ 歯科保健医療の推進			
(2) 医療費の助成		① 自立支援医療の給付	
		② 重度心身障害者医療費の助成	
		③ ひとり親家庭等の医療費の助成	
		④ こども医療費の助成	
(3) 難病患者等への支援	① 難病患者通院費の助成		
	② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付		
第5章 障が い児・者の社 会参加のため の支援	1 障がい児教 育・保育の充実	(1) 障がい児教育・保育の充実	
		(2) 児童館・子育て支援センターでの支援の充実	
		(3) 就学支援・相談体制の充実	
		(4) 特別支援教育の推進	
		(5) 教職員の資質向上	
	2 就労に向け た支援の充実	(1) 事業所等への普及啓発の推進	
		(2) 就労の場の確保	
		(3) 就労相談の充実	
		(4) 職場環境の整備促進	
3 様々な活動への参加促進			

第6章 地域福祉の推進	1 障がいへの理解・啓発の推進	(1)障がいのある人への理解促進	
		(2)障がいを理由とする差別の解消の推進	
		(3)福祉教育の充実	
	2 地域福祉活動への支援	(1)住民参加型サービスへの支援	①障がい児(者)生活サポート事業
			②担い手の育成
		(2)ボランティア団体等の育成	
	(3)当事者活動の育成・支援		
3 情報アクセシビリティの向上			
第7章 障がい者が生活しやすいまちづくり	1 住みよい生活環境の整備	(1)ユニバーサルデザインの推進	
		(2)住宅環境の整備推進	
		(3)グループホーム等の整備促進	
		(4)移動にかかる各種支援の充実	①福祉タクシー利用券の交付
			②心身障害者自動車等燃料費の助成
		(5)安全な歩行空間の確保	
	(6)公共交通の整備・充実		
	2 地域防災・安全対策の推進	(1)防犯対策の充実	
		(2)防災知識の普及啓発	
		(3)避難支援体制の整備	
		(4)自主防災組織の整備	
(5)防災資機材の確保			
第8章 障害福祉サービスの充実【第4期障がい福祉計画】	1 訪問系サービス	(1)居宅介護(ホームヘルプ)	
		(2)重度訪問介護	
		(3)行動援護	
		(4)同行援護	
		(5)重度障害者等包括支援	
	2 日中活動系サービス	(1)生活介護(デイサービス)	
		(2)自立訓練(機能訓練・生活訓練)	
		(3)就労移行支援	
		(4)就労継続支援(A型・B型)	①A型(雇用型)
			②B型(非雇用型)
		(5)療養介護	
	(6)短期入所(ショートステイ)		
	3 居住系サービス	(1)共同生活援助(グループホーム)	
		(2)施設入所支援	
	4 その他の障害福祉サービス	(1)相談支援(サービス等利用計画作成)	
		(2)補装具費の支給	
		(3)自立支援医療	
(4)療養介護医療			

第8章 障害福祉サービスの充実【第4期障がい福祉計画】	5 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス	(1)障害児相談支援	①障害児支援利用援助
			②継続障害児支援利用援助
		(2)障害児通所支援	①児童発達支援
			②医療型児童発達支援
			③放課後等デイサービス
			④保育所等訪問支援
		(3)障害児入所支援	①福祉型障害児入所支援
			②医療型障害児入所支援
		6 地域生活支援事業	(1)理解促進研修・啓発事業
	(2)自発的活動支援事業		
	(3)相談支援事業		①障害者相談支援事業(地域自立支援協議会の運営含む)
			②基幹相談支援センター等機能強化事業
			③住宅入居等支援事業
	(4)成年後見制度利用支援事業		
	(5)成年後見制度法人後見支援事業		
	(6)意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)		
	(7)日常生活用具給付事業		
	(8)手話奉仕員養成研修事業		
	(9)移動支援事業		
	(10)地域活動支援センター事業		
	(11)その他の地域生活支援事業		①紙おむつ給付事業
②訪問入浴サービス事業			
③日中一時支援事業			
④知的障害者職親委託事業			
⑤スポーツ・レクリエーション教室開催等事業			
⑥芸術・文化講座開催等事業			
⑦自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業			
7 第3期障がい福祉計画における数値目標の達成状況及び第4期障がい福祉計画における成果目標	(1)施設入所者の地域生活への移行		
	(2)福祉施設から一般就労への移行		
	(3)就労移行支援事業の利用者数		
	(4)就労継続支援(A型)事業の利用者の割合		
	(5)退院可能な精神障がい者の退院者数		
	(6)障がいのある人の地域生活の支援		

第4章 安心できる保健・医療の体制づくり

【現状と課題】

乳幼児期においては、乳幼児健康診査等を充実し、発達障がい等の配慮を要する児童の早期発見・早期対応の仕組みを充実させていくとともに、子どもの成長に合わせて情報を引継ぎ、一貫した福祉や医療、教育との連携体制の構築が求められています。

早期療育支援が必要な児童については、町が実施する「すきっぷ教室^{※8}」、秩父圏域2町（横瀬町、小鹿野町）で実施の「はぐくみ相談^{※9}」、秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー（清心会）」実施の「埼玉県障害児等療育支援事業」及び秩父市にある「星の子教室（児童発達支援）」との連携を図り支援を行っています。

生活習慣病に起因する脳血管疾患や糖尿病等に対しては、特定健康診査等を通じて異常や疾病の早期発見に努めています。また、心の病に関して、うつ病対策事業を推進するとともに、医療や社会復帰のためのサービスの紹介を行っており、今後はさらに心の健康相談やソーシャルクラブ（精神障害者社会復帰相談指導事業）についても実施を図っていく必要があります。

また、障がいのある人の歯の健康づくりを推進するため、秩父郡市歯科医師会では、障害者歯科相談医が歯科保健相談や口腔衛生指導管理、訪問診療などを行い、より身近な地域で歯科治療が受けられるよう取り組んでいます。

本計画の策定に当たって平成26年度実施のアンケート調査では、身体障がいのある人の約9割、知的障がいのある人の約7割、精神障がいのある人の約9割が通院していると回答していましたが、今後は、障がいのある人の高齢化や施設から在宅生活への移行の方向性を踏まえ、医療的ケアへの対応、在宅での療養支援についての環境整備を進めていくことが課題となっています。

難病患者に対しては、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ることが求められており、国の難病対策の動向についても注視していく必要があります。

※⁸ 「すきっぷ教室」：集団での遊びを通して子どもの発達を促したり、保護者に対して、子どもへのかかわり方についての支援を行っている事業。

※⁹ 「はぐくみ相談」：子どもの障がいの軽減と発達を促したり、保護者に対して子育て支援を行い、子どもの虐待予防・健全育成に努めることを目的とする事業。ことば・運動発達の2つの相談を実施している。

【事業内容】

1 保健体制の充実

(1) 妊婦健康診査の充実

医療機関に委託して妊婦健康診査を実施し、妊娠中の異常の早期発見と予防、妊婦の健康管理、低出生体重児の予防等に努めます。

(2) 乳幼児健康診査・相談の充実

乳幼児健康診査等の充実による障がいの早期発見・早期支援とともに、障がいの原因となる疾病等を予防するため、健診の受診率の向上を図ります。また、保護者の障がいに対する気づきや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を拡充します。

①乳幼児健康診査

3～4か月児健康診査、9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施により、発育・発達等の乳幼児の健康状態の確認や異常の早期発見に努めます。

②乳幼児健康相談

身体測定を行い、保健師が発達や育児に関する相談に応じるとともに、離乳食の試食や栄養士による栄養相談の充実を図ります。

③ことば・運動発達の相談

ことばが出ない、発音がはっきりしない、集団行動が苦手、歩き方が気になるなどの成長発達で心配のある乳幼児の保護者の相談に応じます。

④子育て相談

保健センターや地域子育て支援センター等と連携し、育児不安や子育ての悩みに対応できるよう相談業務の強化に努めます。

(3) 健診後フォロー体制の充実

乳幼児健康診査の結果、異常や障がい疑われる乳幼児の保護者に対しては、秩父圏域2町（横瀬町・小鹿野町）による「はぐくみ相談」及び医療機関と連携し、訓練や相談が受けられる体制を充実し、早期療育指導に結びつけていきます。

(4) 早期療育支援の充実

発達が遅れが疑われる乳幼児については、町が実施している「すきっぷ教室」や、秩父市の「星の子教室（児童発達支援）」、秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー（清心会）」の「埼玉県障害児等療育支援事業」との連携により早期療育支援の充実に努めます。

また、子どもの成長に合わせて情報を引継ぎ、一貫した支援を行うことができるよう保健・福祉・医療及び教育との連携を図ります。

(5) 健康教育・相談の推進

障がいの原因となる生活習慣病の予防と健康づくりのため、生活習慣の改善指導や正しい知識の普及・啓発に努めます。

生活習慣病等に対する食生活や運動の助言、心の病に対する医療や社会復帰のためのサービスの紹介等、健康についての総合的な相談を充実します。

障がいの重度化や障がいのある人及び保護者の高齢化への対応、病気の進行を遅らせるための取組、健康増進を図るための取組を推進します。

(6) 心の健康づくりに向けた支援の充実

うつ病などの心の病の予防や治療方法、主な相談機関などについて普及啓発を図ります。また、心の病気や健康についての心の健康相談、回復途上にある精神障がいのある人が家庭生活や社会生活に適應していくためのソーシャルクラブ（精神障害者社会復帰相談指導事業）について実施を図ります。

(7) 特定健康診査・保健指導等の充実

40歳から74歳の横瀬町国民健康保険の被保険者の方に、特定健康診査を実施し、特定健康診査の結果、生活習慣改善が必要な方に、生活習慣改善のための支援として特定保健指導を充実します。また、75歳以上の方を対象に後期高齢者健康診査を実施します。

(8) 保健・福祉・医療の連携

障がいのある人の障がいの重度化を防止し、健康増進を図るため、保健・福祉・医療との連携を推進します。

2 医療体制の充実

(1) 医療体制の整備

①地域医療体制の整備促進

障がいのある人や障がいのある児童が気軽に受診できるよう、医師会や関係機関の理解と協力を得ながら、地域医療体制の整備を促進します。

②在宅医療体制の充実

医師会や関係機関との連携により、医療機関による障がいのある人への訪問診療、訪問看護などの在宅医療ケアの充実を図ります。

③医療救護体制の充実

災害時に特別な配慮が必要となる障がいのある人の医療救護に対応できるよう体制の整備充実を図ります。

④歯科保健医療の推進

在宅で療養している障がいのある人で通院が困難な人に、障害者歯科相談医が歯科保健相談や口腔衛生指導管理、訪問診療などを行います。また、秩父郡市歯科医師会との連携を密にし、在宅歯科医療の充実を図ります。

(2) 医療費の助成

①自立支援医療の給付

自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療から構成されています。自立支援医療の周知を図り、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。

②重度心身障害者医療費の助成

心身に重度の障がいのある人が、医療機関等で診療を受けた場合、医療費の一部負担金（健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金は除く）や低所得者に対し入院時の食事代を助成します。

③ひとり親家庭等の医療費の助成

母子家庭、父子家庭、養育者家庭や父または母に一定の障がいがある家庭の児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）^{※10}を育てている家庭に対し、医療費の一部負担金（健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金は除く）を助成しま

※¹⁰ 児童：児童福祉法においては、児童を「満18歳に満たないもの」と定義しているが、国の障害児福祉手当は20歳未満の障がい児を対象としている。

す。

④こども医療費の助成

保護者の経済的負担を軽減し、こども（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の福祉の増進を図ることを目的に、こどもの医療費の一部負担金（健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金は除く）を助成します。

（3）難病患者等への支援

①難病患者通院費の助成

厚生労働省が定める難病治療のため町外の病院等へ通院している患者で、本町に住所を有する難病患者に対して通院に要した交通費の一部を助成します。

②小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾患児が日常生活に必要とする便器や特殊マット等の日常生活用具を給付します。

第5章 障がい児・者の社会参加のための支援

【現状と課題】

発達障がい等のある児童が増加傾向にある中で、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度においても、障がいのある児童の支援につながる取組が含まれており、個々の障がいの特性に配慮し、子どもの発達に沿った一貫した教育・保育の充実を図って行く必要があります。

町内の保育所・幼稚園（私立）では、障がいのある児童について受け入れを行い、横瀬小学校及び横瀬中学校に特別支援学級^{※11}（知的障害学級及び情緒障害学級）を設置しているほか、近隣市町の通級指導教室や特別支援学校^{※12}への通級・通学ができる体制ができています。

一方で、学齢期の障がいのある児童が、放課後や夏休み等に安心して過ごすことができる居場所の確保が課題となっており、特別支援教育の充実とともに、障がいのある児童の地域での自立につながるよう、関係機関の連携を含めた支援体制の構築を図っていく必要があります。

特別支援教育を終えた後の、障がいのある児童の進路や地域生活のあり方も重要な課題であり、また、障がいのある人が地域で自立した生活を営んでいくために、安定した収入を確保するための雇用の確保が強く求められています。

町では、秩父障がい者就労支援センター「キャップ」に委託し、障がいのある人の就労相談や職場開拓、職場定着支援等の事業を行っていますが、関係機関との連携を一層強化しながら、地元企業等への就労の確保・増大とともに、障がいのある人の雇用促進に向けた環境づくりを進める必要があります。

また、障がいのある人の文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動等への参加を促進するとともに、より多くの分野において障がいのある人の参加が可能な環境づくりを進めていく必要があります。

※11 特別支援学級：特別支援学級は、障がいの種類により、知的障害学級、情緒障害学級、難聴学級、弱視学級、病弱・身体虚弱学級、肢体不自由学級などに分けられる。

※12 特別支援学校：「学校教育法等の一部を改正する法律」により、養護学校、盲学校、聾（ろう）学校が特別支援学校に定められた。

【事業内容】

1 障がい児教育・保育の充実

(1) 障がい児教育・保育の充実

障がいのある児童が子ども・子育て支援法^{※13}による教育・保育等を利用できるよう必要な支援を行います。

町の保育所では、障がいのある乳幼児の受け入れ体制を充実するとともに、児童館では特別支援学級及び特別支援学校に通う児童・生徒の放課後における学童保育について関係機関と連携を図りながら対応します。

障がいがあっても集団教育に適應できる幼児については、幼稚園（私立）での受け入れをはたらきかけていきます。

子どもの障がいや“気になる”段階からの支援を充実するため、保育所・幼稚園等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回訪問を実施します。

(2) 児童館・子育て支援センターでの支援の充実

児童館や子育て支援センターにおいて、障がいのある児童の利用について、可能な限り受け入れることができるよう支援体制の充実を図ります。

(3) 就学支援・相談体制の充実

町の障害児就学支援委員会等関係機関との連携を密にして、障がいのある児童・生徒に対し、適切な就学支援と一貫した相談支援体制を推進します。

特別支援教育コーディネーター^{※14}を中心とする校内就学支援委員会の充実を図ります。

※¹³ 平成27年4月に施行が予定されている子育てに関する新しい法律。質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実の3つを主な趣旨としている。

※¹⁴ 特別支援教育コーディネーター：特別な教育的ニーズのある子どもたちへの支援を効果的に行っていくための校内の推進役である。すべての学校で、1名任命されている。

(4) 特別支援教育の推進

知的障がいをはじめ、発達障がいである学習障がい（LD）^{※15}、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）^{※16}、高機能自閉症^{※17}等、特別なニーズのある児童・生徒が適切な支援を受けられるように特別支援教育の推進を図ります。

特別支援教育コーディネーターを中心に、障がいのある児童・生徒の個々の状態に応じたきめ細やかな特別支援教育を実践します。

(5) 教職員の資質向上

様々な障がいについて教職員の理解を促進するとともに、障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた適切な指導ができるよう研修体制を充実し、教職員の資質向上に努めます。

※¹⁵ 学習障がい（LD）：聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のどれかに著しい困難があり、知的発達の遅れを伴わないもの。

※¹⁶ 注意欠陥・多動性障がい（ADHD）：不注意、多動性、衝動性の3つを特徴とする障がい
で、知的発達の遅れを伴わないもの。

※¹⁷ 高機能自閉症：他人との関係形成の困難、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるなどの特徴のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。このうちアスペルガー症候群は言葉の発達の遅れを伴わないもの。

2 就労に向けた支援の充実

(1) 事業所等への普及啓発の推進

ハローワーク（公共職業安定所）や秩父障がい者就労支援センター「キャップ」等の関係機関と連携し、町内及び広域の事業所に対し、障がいのある人の雇用について普及啓発を行います。

(2) 就労の場の確保

一般就労が困難な障がいのある人については、福祉的就労の拡大を図るため、関係機関や近隣市町村との連携のもと、多様な就労の場の確保に努めます。

(3) 就労相談の充実

障がいのある人のニーズを踏まえ、秩父障がい者就労支援センター「キャップ」や県の障害者職業センター等と連携して、個人の能力・生活環境・生活設計に適応した職場が得られるよう支援に努めます。

(4) 職場環境の整備促進

障がいのある人にとって働きやすい職場環境となるよう、施設の改善や従業員の理解等について啓発を行います。

障害者優先調達推進法の施行に伴い、障がいのある人の経済的な自立につながるよう就労継続事業所への支援を行います。

3 様々な活動への参加促進

障がいのある人や障がいのある児童が、様々な文化・芸術活動や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加し、生きがいづくりや地域の人々との交流につながるよう、環境づくりを進めます。

第6章 地域福祉の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で暮らしやすくしていくためには、障がいのある人に対する住民の理解が不可欠であることから、町民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を進めていく必要があります。

平成 28 年4月の障害者差別解消法及び障がいのある人の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に向け、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組も重要な課題となっています。

平成 26 年度実施のアンケート調査では、差別や嫌な思いをした経験について、身体障がいのある人では約 2 割、知的障がいのある人では約 5 割、精神障がいのある人では約 3 割が「ある」と回答していました。

住民の障がいのある人への理解を促進するために、町では、「よこぜまつり」や「健康まつり」等のイベントを通じて、障がいのある人に対する住民の理解促進と交流に努めています。また、小学校や中学校においては車いす体験や手話の学習、障がい者施設等でのボランティア体験等の福祉教育を推進しています。

障害者権利条約では、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティ[※]¹⁸の保障を位置づけており、障がいのある人が円滑に情報を取得・利用できるように、情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等が求められています。

また、平成 26 年度実施のアンケート調査では、20 歳以上の一般町民のうち、1 割以上が何らかのボランティア活動の経験があり、今後についても「相談や安否確認」、「社会福祉施設などでのお手伝い」、「家事や買物など日常生活の援助」などで、ボランティア活動をしてみたいと回答しています。

今後も、地域で障がいのある人を支える人材の確保・育成を進めるため、サービスを担う人材の養成と確保、ボランティア等の育成に努めていくとともに、障がいのある人同士によるピアカウンセリング、ピアサポート（仲間同士のたすけあい）等の支援の在り方についても検討していく必要があります。

※¹⁸ 情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に、高齢者や障がいのある人などがどの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。

【事業内容】

1 障がいへの理解・啓発の推進

(1) 障がいのある人への理解促進

地域住民の障がい及び障がいのある人に対する理解を促進するとともに、発達障がい、難病、高次脳機能障がい等について、「障害者週間」を中心に更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行います。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

(3) 福祉教育の充実

障がいのことや障がい者福祉についての話を聞く機会を設けるとともに、ボランティア学習の推進等により福祉教育の充実を図ります。

小学校、中学校においては、「総合的な学習の時間」における福祉教育を充実するほか、特別支援学級の児童との交流、町内の福祉施設や特別支援学校との交流事業を推進します。

2 地域福祉活動への支援

(1) 住民参加型サービスへの支援

①障がい児（者）生活サポート事業

在宅で身体・知的・精神に障がいのある人や障がいのある児童の地域生活を支援するため、障がいのある人やその家族の必要性に応じて、町が認定した団体が、一時預かり、送迎、外出支援等のサービスを行います。

②担い手の育成

地域住民を中心とした住民参加型サービスへの支援を進めるとともに、担い手の育成に努めます。

(2) ボランティア団体等の育成

町社会福祉協議会と連携して、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動等を支援するボランティア・ボランティア団体等の育成に努めます。

(3) 当事者活動の育成・支援

障がいのある人同士が、ともに悩みを相談したり、様々な活動に取り組んだりすることができるよう、当事者活動の育成・支援に努めます。

3 情報アクセシビリティの向上

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実に努めます。

第7章 障がい者が生活しやすいまちづくり

【現状と課題】

障がいのある人が地域で暮らしやすくしていくために、国においては、公営住宅のバリアフリー化の促進や障がいのある人向けの公共賃貸住宅の供給の推進、住宅セーフティネット法に基づく民間賃貸住宅への円滑な入居の促進などの取組が進められています。

平成26年度実施のアンケート調査では、住宅対策として身体障がいのある人では「住宅改修費の助成」を望む割合が約3割、知的障がいのある人では「グループホームの整備」を望む割合が約3割となっていました。障がいのある人の地域移行への取組として、グループホームなどの住まいの場の確保が重要な課題となっています。

また、外出時の不便については、身体障がいのある人で「休憩できる場所が少ない」や「障がい者駐車場がない、または少ない」などが1割を超えています。

引き続き、住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化等を推進し、ユニバーサルデザインに対する意識向上と、生活環境の改善を進めていく必要があります。

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、防犯対策や事故防止、火災や地震等の被害を防ぐ防災対策を充実しておくことが重要です。

特に、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、知的障がい等の障がいのある人は、災害時や緊急時の対応に困難を伴うことが多く、被害にあう危険性が高いことから、その対応の充実が望まれています。

町では、「防災の日」や「防災週間」における災害時の避難対策についての啓発活動、交通安全週間での高齢者等の交通安全対策等を行っているほか、全世帯に防災行政無線の個別受信機を貸与し、災害時における避難勧告の体制を整備しています。

今後はさらに、個人情報保護に配慮しながら「横瀬町地域防災計画」を基に障がいのある人や高齢者等の災害時要援護者の安全確保と対応方法について定めていく必要があります。

1 住みよい生活環境の整備

(1) ユニバーサルデザインの推進

障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザイン^{※19}に対する意識向上を図ります。

(2) 住宅環境の整備推進

身体に重度の障がいのある人の日常生活の環境改善、介護者の負担の軽減及び自立更生を促進するため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障がいに応じ使いやすく改造するための費用について助成します。

(3) グループホーム等の整備促進

障がいのある人の地域での自立と安心できる生活の場の確保に向けて、近隣市町村や民間福祉施設との連携のもと、グループホーム等の整備を図ります。

(4) 移動にかかる各種支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化・進行する病気への対応や社会参加を支援するため、移動にかかる支援の充実を図ります。

①福祉タクシー利用券^{※20}の交付

身体・知的に重度の障がいのある人の社会生活圏を拡大させるため、福祉タクシー券を交付します。

②心身障害者自動車等燃料費の助成

在宅で身体に障がいのある人または知的に障がいのある人の家族が、本人のために使用する自動車等の燃料費の一部を助成します。

※¹⁹ ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢・性別・人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※²⁰ 福祉タクシー利用券：町単独の事業であり、障がいの等級による制限がある。

(5) 安全な歩行空間の確保

歩道や交通安全施設等の適正な整備・改修を進め、安全な歩行空間の確保に努めます。また、視覚障がいのある人を安全に誘導できる歩道のネットワーク化に努めます。

(6) 公共交通の整備・充実

障がいのある人や高齢者等の交通弱者をはじめとする町民の日常生活上必要な交通手段を確保するため、町民ニーズ等に配慮しながら、快適で利便性の高いバス運行等の整備・充実に努めます。

2 地域防災・安全対策の推進

(1) 防犯対策の充実

秩父警察署と町内2か所の駐在所にきめ細かな巡回を要請するほか、警察と地域住民、ボランティア組織との連携により、地域の防犯活動を推進します。

防犯・防災情報を町民に提供する地域情報共有システムの構築等について、関係機関と連携しながら広域的な取り組みに努めます。

また、悪質、違法な商品購入や契約等により障がいのある人が消費者被害に巻き込まれたり、財産が侵害されたりしないための取組を進めます。

(2) 防災知識の普及啓発

防災に関する知識の普及啓発に努めるとともに、地域の避難場所や避難経路についての情報の浸透と防災意識の高揚を図ります。

(3) 避難支援体制の整備

「横瀬町地域防災計画」を基に「避難支援プラン」を策定し、障がいのある人や高齢者等の災害弱者に対する避難支援体制について、個人情報に配慮しながら、地域の住民や自主防災組織と連携した体制の整備を図ります。また、災害時等における障がいのある人の支援を円滑にするためヘルプカード^{※21}の導入について検討します。

(4) 自主防災組織の整備

障がいのある人や高齢者等の災害弱者に対する地域住民を中心とした自主的な防災組織の整備を進めます。

(5) 防災資機材の確保

防災資機材（救出救護用）や備蓄食糧、医薬品、避難所備品等について、障がいのある人への対応に配慮し、町防災担当・町社会福祉協議会と連携して必要量の確保を進めます。

※²¹ 障がいの特性や具体的な支援内容、緊急連絡先などをあらかじめカードに記入し、災害時や日常生活の中で困った際に提示することにより、周囲に障がいへの理解や周囲からの手助けを得やすくするためのカード。

第8章 障害福祉サービスの充実【第4期障がい福祉計画】

【現状と課題】

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

第4期障がい福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、その他の指定障害福祉サービス及び指定相談支援等については、平成27年度から平成29年度までの各年度の見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

訪問系サービスは、国において、障がいの重度化・重複化、高齢化への対応の在り方、専門的ケア方法の確立及び強度行動障がいのある人等への適切な支援の在り方等についての検討が行われています。

また、秩父地域全体を通じて、障がいのある人の日中活動の場が不足しており、事業者等と連携し、サービス提供体制を充実していく必要があります。また、引き続き居住の場の確保を図っていく必要があります。

サービス等利用計画については、指定特定相談支援事業所と連携し、引き続き作成を進めて行くとともに、児童福祉法に基づく障がい児への相談支援及び通所サービスについても、事業の確保を図っていく必要があります。

今回の第4期障がい福祉計画では、第3期（平成24年度から平成26年度）にかかる事業ごとのサービス見込量について実施状況と課題についてまとめ、その結果を踏まえて見込み量確保のための方策を立て、平成27年度から平成29年度までの計画を定めています。

【第4期障がい福祉計画推進の基本方針】

障がい福祉計画は、次の5つの基本方針に基づいて推進します。

基本方針1：サービス提供体制の充実

障がいのある人の多様なニーズに対応できるよう、訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、専門職の確保や事業者の参入に努めながら、適正なサービス提供が行えるような体制を整備していきます。障がいのある人の高齢化や重度化に対応できるよう、医療と福祉の連携の強化を図るとともに、医療的ケアに対応可能な事業所の誘導についても図っていきます。

基本方針2：就労に向けた支援の充実

障がいのある人の地域における自立を支援するため、雇用・就労の支援に向けた取り組みを推進します。福祉施設から一般就労への移行に際しては、就労に向けたアセスメントのできる人材の確保を含めた就労アセスメント体制の構築に努めます。また、福祉施設や教育機関、ハローワーク（公共職業安定所）や秩父障がい者就労支援センター「キャップ」、地域の企業と協力し、広域的に雇用の促進に努めます。

基本方針3：居住の場の確保に向けた支援の充実

障がいのある人の地域移行を進めるとともに、障がいのある人が地域で自分らしい暮らしを実現していくことができるよう、障がいに応じた居住の場の確保に努めます。共同生活援助については、既存住宅の活用や民間賃貸住宅の借り上げ等、地域の社会資源を活用するなど、既存の事業所や近隣市町と連携し、グループホームの設置を促進していきます。

基本方針4：障がい児への支援体制の充実

児童の障がいの特性に配慮し、ライフステージに沿った一貫した支援が行われるよう、障がい児の相談支援体制の構築をはじめサービス提供体制の充実を図ります。療育支援の場や、学齢期の障がいのある児童の居場所、医療的ケアの必要な重症心身障がい児への支援についても、関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の確保に努めます。

基本方針5：相談支援体制の充実

障害者が地域で自立した生活を送るためには、サービスの利用を支える相談支援体制が不可欠です。障害者が必要とするサービスを適切に利用できるよう、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、相談支援体制づくりの構築に努めます。また、秩父地域自立支援連絡協議会を活用し、幅広いニーズに対応できるネットワーク作りを推進します。

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活に支障のある障がいのある人を対象に、ホームヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者（身体障がい）で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、見守り等を総合的に行います。

(3) 行動援護

知的・精神に重度の障がいのある人が行動するときに、自傷、異食、徘徊等による危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(4) 同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がいのある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス等利用計画」に基づいて、居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを包括的に提供します。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値はひと月あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	見込量	8 人	9 人	10 人
		76 時間	86 時間	95 時間
行動援護／同行援護 重度障害者等包括支援	実績	8 人	11 人	11 人
		90 時間	108 時間	95 時間

【実施状況と今後の課題】

居宅介護については、精神疾患のある単身生活者の支援が増えたこともあり、利用者数及び利用時間数が概ね伸びています。行動援護や同行援護については、利用人数及び利用時間は、横ばいとなっています。

行動援護や同行援護は、専門職の確保が難しいことから新たな事業者の参入が進んでおらず、特に強度行動障がいがある人に対する訪問系サービスの充実が課題となっています。

また、家族等の介護によりサービスを利用していない方の利用を促進するため、制度の周知を引き続き図っていく必要があります。

【第 4 期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値はひと月あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	9 人	10 人	11 人
行動援護／同行援護 重度障害者等包括支援	135 時間	150 時間	165 時間

【見込み量確保のための方策】

居宅介護については、単身生活や介護者の介護負担を支えるため、地域の相談支援体制の充実を図り、関係機関と連携してサービス調整を行い、適正なサービス提供が行えるような体制を整備していきます。

行動援護や同行援護については、制度周知とともに、地域生活支援事業（移動支援事業）との棲み分けの明確化を図ることにより、新規事業者の参入促進に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護（デイサービス）

常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設等の施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供を行います。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値はひと月あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護（デイサービス）	見込量	16 人	17 人	18 人
	実績	19 人	19 人	19 人

【実施状況と今後の課題】

生活介護については、町内にある介護保険関係の事業所の参入により、利用者数は緩やかに伸びています。

医療的ケアの必要な重症心身障がい児者の日中活動の場が不足しており、看護師配置がされている生活介護事業所での受け入れについて検討が必要となっています。

【第 4 期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値はひと月あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護（デイサービス）	18 人	19 人	20 人

【見込み量確保のための方策】

生活介護については、民間事業所の新規開設や既存事業所の利用率向上により、利用可能と見込んでいます。また、医療的ケアに対応可能な事業所の誘導を図っていきます。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値はひと月あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練（機能訓練）	見込量	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	見込量	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	1 人	0 人

【実施状況と今後の課題】

これまで機能訓練の利用はなく、生活訓練 1 人の利用で計画値を下回っています。機能訓練や生活訓練のサービスは、有期限のサービスであることからサービス利用につながらず、事業所の参入も難しい状況です。

【第 4 期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値はひと月あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（機能訓練）	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	1 人	1 人	1 人

【見込み量確保のための方策】

自立した日常生活や社会生活ができるよう短期集中的なりハビリ等の機能訓練や生活訓練の必要性が高い利用者が存在すると考えられるため、制度の周知を図るとともにサービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。

(3) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、事業所内や企業における作業・実習など就労に必要な訓練や、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値はひと月あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	見込量	1 人	2 人	3 人
	実績	1 人	1 人	1 人
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>就労移行支援については、一般就労を希望する利用者が少なく、計画値を下回っています。就労移行支援事業は、一般就労を目指す人のほか、就労継続支援B型事業所の利用希望者で、一般就労経験のない50歳未満で障害年金1級受給者でない人は、就労移行支援事業所を一定期間利用し就労に関するアセスメントを受ける必要があります。</p> <p>一般就労への移行実績は事業所ごとに差があり、就労に向けた支援や訓練の内容等、サービス内容の質の向上やアセスメントができる専門職員の確保などの取り組みが必要となっています。</p> <p>また、特別支援学校高等部3年生で卒業後に就労継続支援B型事業所を利用希望している生徒の就労アセスメント体制の整備が地域全体の課題となっています。</p>				

【第4期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値はひと月あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	1 人	1 人	1 人
<p>【見込み量確保のための方策】</p> <p>就労移行支援事業については、福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労に向けたアセスメントのできる人材の確保を含めた就労アセスメント体制の構築に努めます。また、適正なサービス利用を進めるため、制度の周知を図るとともに計画相談支援の事業所を中心としたサービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。</p>			

（４）就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

①Ａ型（雇用型）

利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

②Ｂ型（非雇用型）

一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行に向けた支援を行います。障害者優先調達推進法を活用し、工賃のアップにつながるよう取組を進めます。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値はひと月あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援(A型)	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
就労継続支援(B型)	見込量	14人	15人	16人
	実績	11人	13人	15人

【実施状況と今後の課題】

就労継続支援A型については、地域に施設がないために利用希望がなく、計画値を下回っています。就労継続支援B型については、日中活動の場の不足が地域の課題となっている中、民間事業所の開設・拡充等により利用者数も伸び、ほぼ見込どおりの実績になっています。

就労継続支援B型事業所を利用するにあたり、就労移行支援事業利用の必要性が高くなるため、就労アセスメント体制の整備や適正な事業の活用が求められています。

【第4期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値はひと月あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
A型（雇用型）	1人	1人	1人
B型（非雇用型）	16人	17人	18人

【見込み量確保のための方策】

就労継続支援B型事業所の利用希望者については、大幅に増える見込んでいます。

適正なサービス利用を進めるため、制度の周知を図るとともに就労移行支援事業所や関係機関と連携し、個々の対象者の年齢層や作業能力等に応じたサービス基盤の整備に努めます。

(5) 療養介護

医療を要する障がいがあり、常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値はひと月あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	見込量	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	0 人	0 人

【実施状況と今後の課題】

療養介護については、利用者が亡くなること等により、計画値を下回る実績になっています。また、地域に施設がないため、遠隔地にある施設との連携を密にし、利用者の状況に応じた対応が必要です。

【第 4 期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値はひと月あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	1 人	1 人	1 人

【見込み量確保のための方策】

療養介護については、医療の必要な障がいがあり、常時介護の必要性が高い利用者が存在すると考えられるため、制度の周知を図るとともにサービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。

(6) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護している人が病気等の理由で、一時的に介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値はひと月あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所（ショートステイ）	見込量	5 人	6 人	7 人
		50 人日	60 人日	70 人日
	実績	3 人	3 人	2 人
		27 人日	26 人日	30 人日

【実施状況と今後の課題】

短期入所については、家族支援のレスパイトとしての利用希望が多く、計画値を下回る実績になっています。

また、医療的ケアが必要な重症心身障がい者の短期入所先が不足しており、社会資源の有効活用を図る観点から利用ニーズに応じたサービス基盤の整備が必要となっています。

【第 4 期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値はひと月あたり）】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所（ショートステイ）	福祉型※1	3 人	4 人	5 人
		36 人日	48 人日	60 人日
	医療型※2	1 人	1 人	1 人
		14 人日	14 人日	14 人日

【見込み量確保のための方策】

短期入所については、入所施設や相談支援事業者等の関係者による利用者のニーズ調整や空床施設の情報提供により、現行施設の利用率向上を図ります。また、医療機関、入所施設等のサービス提供者、相談支援事業者等との連携により、サービス提供基盤の維持や医療的ケアを必要とする人の利用を含めた課題解決に努めます。

※1福祉型：障害者支援施設等において実施するもの。

※2医療型：病院、診療所、介護老人保健施設において実施するもの。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

介護は必要とせず、就労しているかまたは自立訓練、就労移行支援事業等を利用している知的・精神に障がいのある人を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値はひと月あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	6人	7人	8人
	実績	8人	9人	9人
【実施状況と今後の課題】 共同生活援助については、近隣市町で新法移行や新規事業所の開設などにより、事業所数が増加し、利用者数も増加しています。 入所施設等からの地域移行先として、障がいに応じた居住の場の提供など必要量を確保していく必要があります。				

【第 4 期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値はひと月あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助（グループホーム）	10人	11人	12人
【見込み量確保のための方策】 共同生活援助については、既存住宅の活用や民間賃貸住宅の借り上げ等、地域の社会資源を活用するなど、既存の事業所や近隣市町と連携し、グループホームの設置を促進し、サービス見込量の確保に努めていきます。			

(2) 施設入所支援

夜間に介護を必要とする身体・知的・精神に障がいのある人を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値はひと月あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	見込量	7人	7人	7人
	実績	6人	8人	8人

【実施状況と今後の課題】

施設入所支援については、地域移行が進む一方で、介護者の高齢化や死亡により、入所施設の利用者が増加しています。

医療的ケアが必要な重症心身障がいのある人の利用希望もあり、入所を希望する人も増加している状況であります。

【第 4 期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値はひと月あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	8人	8人	8人

【見込み量確保のための方策】

施設入所支援については、入所を希望している人も多く待機者は減っていない状況があるため、施設入所支援が真に必要な利用者に対して適正な支援が行えるよう、計画相談支援事業所と連携し、サービス見込量の確保に努めていきます。

4 その他の障害福祉サービス

(1) 相談支援（サービス等利用計画作成）

入院・入所から地域生活へ移行するため、一定期間、集中的な支援を必要とする人や、自らサービス利用について調整することが困難な人等へサービス等利用計画の作成を行います。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値はひと月あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援 （サービス等利用計画作成）	見込量	5人	6人	7人
	実績	2人	5人	6人
地域移行支援	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
地域定着支援	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人

【実施状況と今後の課題】

計画相談支援等については、サービス等利用計画の作成対象となる場合であってもサービス提供事業所が一般的な相談支援の中で可能な範囲で対応してきた現状により、計画値に対し実績が大きく下回っています。全国的にも同様な傾向がみられることから、ケアマネジメントの在り方を含めた相談支援の充実が必要となっています。

また、報酬体系などの課題も多く、民間事業者の参入が少なく、指定事業所であっても相談の受け入れ体制に限度があり、委託相談支援事業に支障が生じている状況下で指定特定相談支援事業所の拡大と質の向上が地域課題となっています。

【第4期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値はひと月あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	6人	7人	7人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人

【見込み量確保のための方策】

計画相談支援については、サービス提供事業者や関係機関との連携のもと相談支援事業者と協議の上、計画的にサービス等利用計画の作成に努めます。

地域移行支援や地域定着支援については、相談支援事業者、医療機関及び入所施設等との連携により、事業の円滑な実施に努めます。

また、民間事業所におけるサービス等利用計画作成を支援するため、地域自立支援協議会等を活用し、各事業所の相談支援専門員を対象とした研修会の開催、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、相談支援体制づくりの構築に努めます。

(2) 補装具費の支給

身体機能を補い、長期に継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費についての支給を行います。

(3) 自立支援医療

身体に障がいのある児童の生活能力を得るための医療（育成医療）、身体に障がいのある人の更生のための医療（更生医療）、精神に障がいのある人が入院しないで受ける医療（精神通院医療）の提供を県と連携して行います。

(4) 療養介護医療

医療を必要とし、常時介護を必要とする身体に障がいのある人に、医療施設から療養介護における医療の提供を行います。

5 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス

(1) 障害児相談支援

自立した生活を支え、障がいのある児童の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを行います。対象者は、障害児通所支援を利用する児童です。

① 障害児支援利用援助

児童の保護者から依頼を受けた指定障がい児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」の作成を行います。

② 継続障害児支援利用援助

指定障害児相談支援事業者が、一定期間ごとに、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値は年度あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害児相談支援（セルフプランを含む）	見込量			
	実績	0人	1人	2人
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>障害児相談支援については、保健師との連携のもとセルフプランでの計画が策定され、児童通所支援の利用に合わせ利用実績がある状況です。計画相談支援と同様に、民間事業者の参入が少なく、児童の計画が作成できる相談支援専門員の確保が難しい状況であります。</p> <p>児童がサービスを利用し、ライフステージに合わせた支援を進めるためには、児童計画相談の充実が必要となっています。</p>				

【第4期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値は年度あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児支援利用援助	4人	4人	4人
継続障害児支援利用援助	4人	4人	4人
<p>【見込み量確保のための方策】</p> <p>障害児相談支援については、適正なサービス利用を進めるため、制度の周知を図るとともに児童の相談支援体制づくりの構築に努めます。</p>			

(2) 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の体系に編成されます。

① 児童発達支援

児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供します。

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

就学している児童に対し、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供します。

④ 保育所等訪問支援

保育所その他の集団生活を営む施設等に通う児童に対し、当該施設を訪問し、当該施設における児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供します。また、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値はひと月あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援／放課後等デイサービス／保育所等訪問支援	見込量	4人	4人	4人
	実績	4人	1人	2人
医療型児童発達支援	見込量			
	実績	0人	0人	0人

【実施状況と今後の課題】

障害児通所支援については、利用者の転出等により、計画値に対し実績は下回っています。療育支援を必要とする希望は多いが、地域に事業所が少ないため、真に必要な支援ができていない状況があります。

【サービス提供見込量（数値はひと月あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	3人	3人	3人
医療型児童発達支援	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	1人	1人	1人
保育所等訪問支援	0人	0人	0人

【見込み量確保のための方策】

児童発達支援については、既存の事業所をはじめ相談支援事業所や医療機関等の関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の維持ができるよう支援に努めます。

（3）障害児入所支援

障害児入所支援は、現行の障がい児入所施設が、医療の提供の有無により、福祉型障害児入所支援又は医療型障害児入所支援のどちらかに移行します。

① 福祉型障害児入所支援

障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

② 医療型障害児入所支援

知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、治療等を行います。

6 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【第4期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値は年度あたり）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	1事業	1事業	1事業
【実施状況と今後の課題】 障害者週間（12月3日～9日）の時期に合わせ、「障がいのある人たちの作品展」を開催しています。今後も広報やホームページ、障害者週間の機会をとらえ、障がいに対する理解の普及啓発活動を一層推進する必要があります。			
【見込み量確保のための方策】 障がいのある人と障がいのない人との相互理解を深め、心のバリアフリーを促進するための事業を実施します。			

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【第4期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値は年度あたり）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	1事業	1事業	1事業
【実施状況と今後の課題】 障がい者福祉の増進を図り、障がいのある人の自立や社会参加を促進する自主的な取り組みを行っている団体に対し、助成金を交付しています。年間の助成金の原資が、有効かつ効率的に執行されるよう事業運営を進めていく必要があります。			
【見込み量確保のための方策】 自主的な取り組みを行っている団体に対する運営支援を行います。			

(3) 相談支援事業

①障害者相談支援事業（地域自立支援協議会の運営含む）

秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー（カナの会及び清心会）」や生活支援センター「アクセス」との連携を深め、身体障害者相談員・知的障害者相談員とともに障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。

秩父地域自立支援協議会等を活用し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議等を行うとともに、地域の相談支援体制を整備していきます。

また、横瀬町障害者虐待防止センターを中心に、障がい者虐待への対応として、関係者との連携を強化し、相談支援の体制を充実するとともに、虐待防止に向けた理解・啓発を推進し、虐待の未然防止と早期発見に努めます。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

③住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値は年度あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	見込量	3 か所	3 か所	3 か所
	実績	3 か所	3 か所	3 か所
基幹相談支援センター	見込量			1 か所
	実績	0 か所	0 か所	0 か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	見込量	3 か所	3 か所	3 か所
	実績	3 か所	3 か所	3 か所
住宅入居等支援事業	見込量	3 か所	3 か所	3 か所
	実績	3 か所	3 か所	3 か所

【実施状況と今後の課題】

相談支援事業については、秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー（カナの会及び清心会）や生活支援センター「アクセス」に委託して基本相談支援を実施しています。

また、身体障害者相談員及び知的障害者相談員との連携も強化し、障がいのある人やその家族の相談に応じていく必要があります。

地域自立支援協議会については、1市4町共同で「秩父地域自立支援協議会」を設置し、「相談支援連絡会議」であがった地域課題を「運営会議」で検討、調整しています。さらに困難な課題については、「はたらく部会」「くらす部会」「そだてる部会」の専門部会で地域課題の解決に向けた調査研究や社会資源の改善、開発等の提案を運営会議にしています。今後も継続して協議会を活用した幅広いニーズに対応できるネットワークの充実や協議会の活動内容についての周知等に努める必要があります。

【第4期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値は年度あたり）】

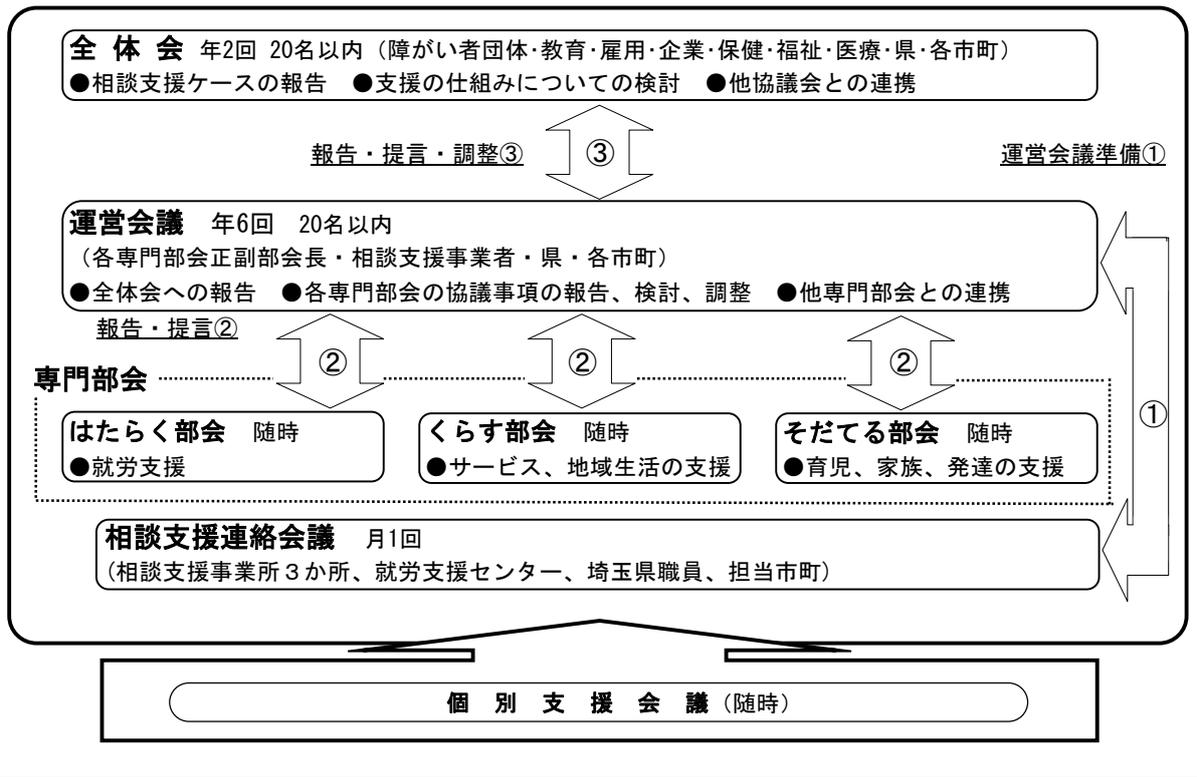
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	3 か所	3 か所	3 か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	3 か所	3 か所	3 か所
住宅入居等支援事業	3 か所	3 か所	3 か所

【見込み量確保のための方策】

秩父自立支援協議会等を活用し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議等を行うとともに、町が実施すべき相談支援事業と、指定特定相談支援事業所（計画相談支援と基本相談支援を実施）及び指定一般相談支援事業所（地域相談支援と基本相談支援を実施）が行うべき基本相談の在り方も含め、地域の相談支援体制を整備していきます。

基幹相談支援センターの設置については、総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う基幹として必要に応じて設置し、広域的な取り組みができるよう努めます。

＜秩父地域自立支援協議会 相関図＞



＜秩父地域自立支援協議会の概要＞

	個別支援会議	相談支援連絡会議	専門部会 (はたらく・くらす・そだてる)	運営会議	全体会
目的・内容	個人のニーズに添った支援を議論する会議	運営会議が円滑に進むよう、相談系事業所より挙げられる地域課題や案件等の整理など下準備を行う。	地域ニーズの充足を目指し、課題解決に向けた調査研究や社会資源の改善・開発の提案を図る会議	協議会の運営管理を行い、また、地域の情報や課題を集約し、整理・分析する会議	地域課題の情報共有を図り、協議会全体の計画、実績、方向性等を協議・確認するとともに専門部会で協議された事項や施策提案等について、意思確認を行う会議
メンバー	個人の支援関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所 各事業所1名 ・就労支援センター 1名 ・埼玉県職員 1名 ・関係市町職員 1名 	1専門部会あたり 部員10名程度 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者関係団体 ・教育関係機関 ・雇用関係機関 ・埼玉県職員 ・企業 ・保健関係機関 ・福祉関係機関 ・医療関係機関 ・関係市町職員 	委員20名以内 <ul style="list-style-type: none"> ・各専門部会正副部長 ・相談支援事業者 ・埼玉県職員 ・関係市町職員 	委員20名以内 (関係機関の代表者レベル) <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者関係団体 ・教育関係機関 ・雇用関係機関 ・埼玉県職員 ・企業 ・保健関係機関 ・福祉関係機関 ・医療関係機関 ・関係市町職員
開催等	随時	月1回	随時	年6回	年2回
主催	相談支援事業所 各市町障がい担当	担当市町事務局	担当市町事務局	事務局	事務局

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図るとともに、利用の促進に向けて、制度の周知に努めます。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値は年度あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人
【実施状況と今後の課題】				
成年後見制度利用支援事業については、成年後見制度の利用が普及する中、市町村長申立ての実績がありません。知的または精神に障がいのある人の権利擁護を図るとともに、利用の促進に向けた制度の周知が必要です。				

【第 4 期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値は年度あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人
【見込み量確保のための方策】			
利用の促進に向けた制度の周知を図るとともに、第 3 期計画の利用実績を基に年 1 人の利用を見込みます。			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人など適正に業務を担う人材の育成に努めます。

【第 4 期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値は年度あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	1か所	1か所	1か所
【実施状況と今後の課題】			
成年後見制度法人後見支援事業については、制度の啓発や担い手の育成のための研修会を実施していますが、研修会への参加者が少ないため、成年後見制度の周知等の啓発についても強化していく必要があります。			
【見込み量確保のための方策】			
制度の啓発や担い手の育成のための研修会を実施します。			

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚機能、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値は年度あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込量	2 件	2 件	2 件
	実績	1 件	1 件	1 件
【実施状況と今後の課題】				
意思疎通支援事業は、日常生活で手話通訳等が必要な聴覚障がいのある人等に対し、手話通訳者等を派遣する事業を埼玉聴覚障害者協会へ委託し実施しています。				

【第 4 期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値は年度あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	1 件	1 件	1 件
手話通訳者設置事業	1 か所	1 か所	1 か所
【見込み量確保のための方策】			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、埼玉聴覚障害者協会へ委託して実施し、第 3 期の利用実績を基に年 1 人の利用を見込みます。手話通訳者設置事業は 1 か所での実施を図ります。			

(7) 日常生活用具給付事業

重度の障がいのある人を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付します。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値は年度あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日常生活用具給付事業（①～⑥）				
①介護・訓練支援用具	見込量	1 件	1 件	3 件
	実績	0 件	0 件	0 件
②自立生活支援用具	見込量	1 件	1 件	1 件
	実績	0 件	2 件	0 件
③在宅療養等支援用具	見込量	1 件	1 件	1 件
	実績	0 件	0 件	0 件
④情報・意思疎通支援用具	見込量	1 件	1 件	1 件
	実績	0 件	0 件	0 件
⑤排泄管理支援用具	見込量	190 件	200 件	210 件
	実績	193 件	153 件	144 件
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	見込量	1 件	1 件	1 件
	実績	0 件	0 件	0 件

【実施状況と今後の課題】

日常生活用具については、重度障がいのある人の日常生活を円滑にするための用具を給付しています。なかでも継続的に必要とされる排泄管理支援用具の給付が高く、利用者が亡くなること等により、計画値を下回る実績になっていますが、全体の約9割を占めています。

また、排泄管理支援用具の給付を受けている人に対しオストメイトカードを配布し、災害時の応急的な対応に努めています。

【第4期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値は年度あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	1 件	1 件	1 件
在宅療養等支援用具	1 件	1 件	1 件
情報・意思疎通支援用具	1 件	1 件	1 件
排泄管理支援用具	180 件	180 件	180 件
住宅改修費	1 件	1 件	1 件

【見込み量確保のための方策】

第3期において利用の実績がない事業についても、それぞれ1件の利用を見込み提供体制の確保を図ります。排泄管理支援用具については、オストメイトカードの配布とともに、最大180件の利用を見込みます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員^{※22}を養成研修します。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値は年度あたり）】

サービス種別		平成24年度	平成25年度	平成26年度
奉仕員養成事業	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人

【実施状況と今後の課題】

手話奉仕員養成研修事業については、国で示しているカリキュラムでの研修会を実施することが難しい状況です。手話を習得するには長期間を要するため、継続して研修を開催して技術の向上を図る必要があります。地域の実情を鑑み広域的に担い手の育成に努める必要があります。

【第4期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値は年度あたり）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
奉仕員養成事業	1人	1人	1人

【見込み量確保のための方策】

毎年1人の実養成講習終了者を見込むとともに、広域的な視点で担い手の育成に努めます。

※²² 手話奉仕員：聴覚障がいのある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するボランティアの手話通訳者。

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体・知的・精神に障がいのある人や障がいのある児童を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を行います。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値は年度あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	見込量	8 人	9 人	10 人
		56 時間	63 時間	70 時間
	実績	8 人	8 人	9 人
		57 時間	57 時間	80 時間

【実施状況と今後の課題】

移動支援事業については、障がいのある人の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な事業です。移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっており、計画値を上回った実績になっています。

【第 4 期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値はひと月あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	10 人	11 人	12 人
	100 時間	110 時間	120 時間

【見込み量確保のための方策】

第3期の利用実績に基づくとともに、障がいのある人の高齢化も踏まえ年1人の利用者の増加を見込みます。

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターⅠ型^{※23}により、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進にかかる啓発等を推進し、本事業の機能強化を図ります。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値は年度あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター事業 (Ⅰ型)	見込量	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
【実施状況と今後の課題】				
地域活動支援センター事業は、地域に精神障がいのある人を対象とした施設が1か所のみとなっています。身体・知的障がいのある人を対象とした地域活動支援センター等、障がいの特性に応じた施設整備の検討が必要です。				

【第4期障がい福祉計画サービス提供見込量（数値は年度あたり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センターⅠ型	1 か所	1 か所	1 か所
【見込み量確保のための方策】			
秩父市の事業所と連携して1か所で開催しており、第2期計画で必要な見込量を達成していますが、障がいの特性に応じた施設整備の在り方について検討していきます。			

※²³ 地域活動支援センターⅠ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進にかかる啓発等を行う。

(11) その他の地域生活支援事業

①紙おむつ給付事業

在宅で身体・知的に重度の障がいのある人の地域生活を支援するため、紙おむつが必要な人へ規定枚数を配布します。

②訪問入浴サービス事業

入浴が困難な身体に重度の障がいのある人を対象に、居宅に移動入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供します。

③日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人や障がいのある児童の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

④知的障害者職親委託事業

知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間職親（知的障がいのある人の更生援護に熱意を有する事業経営者等）に委託し、職場における定着性を高めるための生活指導や技能取得のための訓練や支援を行います。

⑤スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障がいのある人の体力増強、交流、余暇活動等に資するとともに、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室の開催や障がい者スポーツ大会への参加協力を努めます。

⑥芸術・文化講座開催等事業

障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、障がいのある人の作品展や音楽会等の芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作活動等に必要な環境の整備や支援を行います。

⑦自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

【第3期障がい福祉計画の取組状況（数値はひと月あたり）】

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
（数値はひと月あたり）				
紙おむつ給付事業	見込量	8人	8人	8人
	実績	10人	9人	8人
訪問入浴サービス事業	見込量	1人	2人	2人
	実績	0人	0人	0人
日中一時支援事業	見込量	4人	4人	4人
	実績	2人	2人	2人
（数値は年度あたり）				
自動車免許取得事業	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
自動車改造助成事業	見込量	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
<p>【実施状況と今後の課題】</p> <p>その他の地域生活支援事業については、在宅生活を支援するための事業として、紙おむつの給付が、実績値より高い実績になっています。</p> <p>また、障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険サービスを利用している人も多いため、他の制度等との連携し、障がいのある人の社会参加を促進する柔軟な取り組みが必要とされています。給付実績のない事業については、利用の促進に向けた制度の周知が必要です。</p>				

【第4期障がい福祉計画サービス提供見込量】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
（数値はひと月あたり）			
紙おむつ給付事業	10人	10人	10人
訪問入浴サービス事業	1人	1人	1人
日中一時支援事業	3人	3人	3人
知的障害者職親委託事業	1人	1人	1人
（数値は年度あたり）			
自動車運転免許取得事業	1人	1人	1人
自動車改造費助成事業	1人	1人	1人
<p>【見込み量確保のための方策】</p> <p>第3期の実績に基づき見込むとともに、第3期に実績のない訪問入浴サービス等の事業についてもサービス提供体制の確保を図ります。</p>			

7 第3期障がい福祉計画における数値目標の達成状況及び第4期障がい福祉計画における成果目標

第1期及び第2期から引き続き第3期計画に定めた障がいのある人の地域生活への移行支援と、就労支援における数値目標の達成状況については以下のとおりです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【第3期障がい福祉計画における数値目標の達成状況】

区分	目標 (第3期計画策定時)	実績 (平成24～26年度)
平成17年10月1日現在の施設入所者数 (A)	8人	
平成24年度末の施設入所者数		6人
平成25年度末の施設入所者数		8人
平成26年度末の施設入所者数(B)	7人	8人
施設入所者削減見込み(A-B)	1人	0人
地域生活への移行想定数	1人	2人

【現状の分析と今後の課題】

施設入所者の地域生活の移行については、平成24年度に知的障がいのある人2名が、グループホームでの生活が送れるようになりました。しかし、平成25年度には、介護者の高齢化等に伴い、身体障がいのある人2名が、施設入所となってしまいました。入所の多くの人たちは、高齢や重度の人、重複障がいの人であり、地域で自立した生活を新たに始めるには困難性が高いため、地域移行が進まない原因の一つと考えられます。

【第4期障がい福祉計画における成果目標】

区分	平成25年度末 現状値	平成29年度 目標値
平成25年度末の施設入所者数(A)	8人	
平成29年度末の施設入所者数(B)		7人
施設入所者削減見込み(A-B)		1人
地域生活への移行想定数	0人	1人

【見込量確保のための方策】

障がいのある人の地域移行については、一人ひとりの障がい特性に応じた環境を整えることで、地域での生活が可能になると思われます。障害福祉サービスに限らず、地域の社会資源を有効活用し、計画相談支援事業との連携を強化し、施設入所者の地域生活への移行に努めます。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

【第3期障がい福祉計画における数値目標の達成状況】

区分	目標 (第3期計画策定時)	実績 (平成24～26年度)
平成17年度の一般就労移行者数	0人	
平成24年度の一般就労移行者数	1人	1人
平成25年度の一般就労移行者数	1人	0人
平成26年度の一般就労移行者数	1人	0人

【現状の分析と今後の課題】

福祉施設から一般就労への移行については、知的障がいのある人2名の利用がありましたが、1名は、就労訓練の場を提供してもらった企業への雇用となり、1名は、一般就労に繋がるできませんでした。就労移行支援事業の利用者が少ないことなどから、利用実績が目標値に達していません。障がいのある人が、一般就労を目指す意欲をもてるよう、地域にある企業等へ障がい者に対する理解や雇用に対する普及啓発が必要となります。

また、就労支援事業所における就労アセスメント体制の整備についても大きな課題となっています。

【第4期障がい福祉計画における成果目標】

	平成24年度 現状値	平成29年度 目標値
○ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	0人	1人

【見込量確保のための方策】

福祉施設から一般就労への移行については、ハローワークや地域就労支援センター等関係機関と連携し、地域にある企業等へ障がい者に対する理解や雇用に対する普及啓発を引き続き行います。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

【第3期障がい福祉計画における数値目標の達成状況】

区分	目標 (第3期計画策定時)	実績 (平成24～26年度)
平成26年度末の福祉施設利用者数	41人	35人
平成24年度の就労移行支援事業の利用者数		2人
平成25年度の就労移行支援事業の利用者数		1人
平成26年度の就労移行支援事業の利用者数	3人	1人

【現状の分析と今後の課題】

就労移行支援事業については、年1人の利用がありますが、目標値を下回っています。一般就労への移行を進めるためには、計画相談支援事業を始め就労に携わる関係機関との連携強化も必要であります。今後、計画的に就労移行を進めるためには、就労アセスメント体制の整備が早急に必要であります。

【第4期障がい福祉計画における成果目標】

	平成25年度 現状値	平成29年度 目標値
○ 就労移行支援事業の利用者の増加	1人	1人
	平成26年度 現状値	平成29年度 目標値
○ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加	0か所	1か所
○ 秩父地域の総事業所数	3か所	4か所
○ 秩父地域の就労移行率が3割以上の事業所数	2か所	2か所
	66%	50%

【見込量確保のための方策】

就労移行支援事業については、福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労に向けたアセスメントのできる人材の確保を含めた就労アセスメント体制の構築に努めます。また、適正なサービス利用を進めるため、制度の周知を図るとともに計画相談支援の事業所を中心としたサービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。

* 《国の考え方》

- 平成29年度末における利用者数が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

【第3期障がい福祉計画における数値目標の達成状況】

区分	目標 (第3期計画策定時)	実績 (平成24～26年度)
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	1人	0人
平成24年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者		11人
平成25年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者		13人
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	16人	15人
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	17人	15人
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者割合（A/B）	5.9%	0%
【現状の分析と今後の課題】 地域に就労継続支援（A型）の事業所がないため、利用に繋がっていないのが現状です。障がいのある人の日中活動の場の拡大に向けた取り組みも必要とされます。		

*第4期障がい福祉計画では成果目標として定めず。

(5) 退院可能な精神障がい者の退院者数

【第3期障がい福祉計画における数値目標の達成状況】

区分	目標 (第3期計画策定時)	実績 (平成24～26年度)
平成26年度末までの退院可能精神障害者数	1人	
地域生活への移行想定数	1人	1人
【現状の分析と今後の課題】 退院可能な精神障がいのある人が、グループホームへ移行することができました。地域での生活を支援するための資源が少ないため、入院からの地域移行が進まない現状があります。		

*第4期障がい福祉計画では都道府県のみが成果目標を定める。

(6) 障がいのある人の地域生活の支援

【第4期障がい福祉計画における成果目標】

	平成26年度 現状値	平成29年度 目標値
○ 地域生活支援拠点の整備	○ か所	1 か所
<p>【見込量確保のための方策】</p> <p>国の基本指針によれば、第4期障がい福祉計画では、「サービス提供体制整備」の一環として、地域に求められる相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点を市町村や障がい福祉圏域ごとに、平成29年度末までに整備することが求められています。</p> <p>障がいの重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、課題に応じた支援について、地域自立支援協議会等を活用し、広域的に検討して行きます。</p>		

* 第4期障がい福祉計画で新たに成果目標として定める。

* 《国の考え方》

- 平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

第9章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の確立

本計画の内容は町行政の広範な分野にわたっているため、福祉・保健の分野を中心に関係各課による庁内の推進体制を確立し、既存施設の効果的な利用とサービスの充実に努めます。

(2) 国・県・近隣市町村との連携

本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国・県・近隣市町村との連携を図り、秩父郡市町で協議を進めながら総合的な施策の推進に取り組みます。

(3) 当事者団体等との連携

本計画における施策の推進にあたっては、各当事者団体や障がいのある人々の意見に配慮しながら推進していきます。

(4) 関係機関及び事業者等との協働

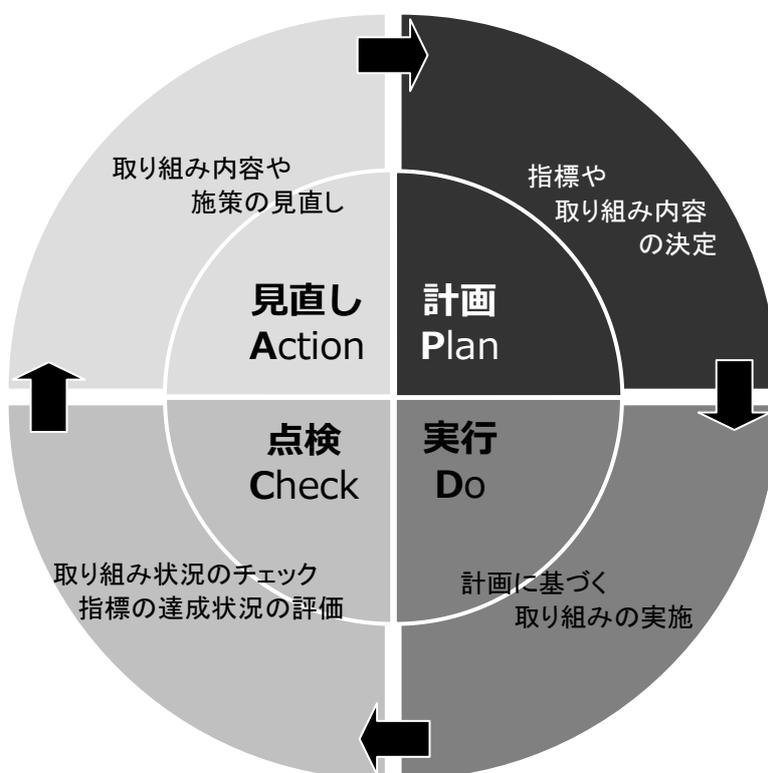
この計画を推進していくためには、行政のみならず、ボランティア、各事業所、各関係機関等、そして、地域の人々の協力と参加が必要です。それぞれが役割を分担しながら、緊密に連携・協力し、地域の中で障がいのある人が自立して生活できるよう、支援体制の構築を図ります。

2 計画の進行管理と評価

(1) 計画の進行管理

秩父都市での広域的な地域自立支援協議会を設置し、本計画にかかる施策・事業の円滑な推進を図るとともに、進捗状況の把握と評価を行い、障がいのある人のニーズに沿ったサービスの確保に努めます。

障がい福祉サービスにおける成果目標及び活動指標については、PDCA サイクルのプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策の実施状況も踏まえながら分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。



(2) 見込量確保の方策

障害福祉サービスについては、本計画に定めたサービス見込量の確保を図るため、希望する利用者の把握と、提供するサービスの周知に努めるとともに、近隣市町村にある事業所や施設との調整によりサービスの充実を図ります。

地域生活支援事業については、既存サービスの一層の充実を図るとともに、関係機関・団体等と連携し、必要な人材の確保に努めます。

就労に関しては、ハローワーク等との連携による障がい者雇用に対する理解促進に努め、障がいのある人の自立を支援する環境づくりを推進していきます。

資料編

1 横瀬町障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成18年6月1日

告示第27号

横瀬町障害者福祉計画策定委員会設置要綱(平成9年告示第36号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 横瀬町障がい者計画及び障がい福祉計画(以下「障がい者計画等」という。)の策定をするため、横瀬町障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者計画等の策定に関すること。
- (2) その他障がい者計画等の策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、15名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験を有する者、福祉関係団体の代表者、町民生児童委員、町社会福祉協議会の職員、関係行政機関の職員、福祉施設関係者及びその他住民の代表者の中から町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議が終了するまでの期間とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決すると

ころによる。

4 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康づくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年告示第46号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年告示第60号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第42号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 横瀬町障がい者計画等（障がい福祉計画）策定委員名簿

（順不同・敬称略）

氏 名	所 属 等	備 考
◎ 新 井 鼓次郎	横瀬町議会議員	副議長
○ 小 泉 ひろ子	横瀬町民生委員・児童委員協議会	副会長
國 場 敏 男	横瀬町区長会	監 事
松 田 直 行	学識経験者	松田医院 院長
浅 見 高 正	横瀬町身体障害者福祉会	副会長（身体障害者相談員）
栗 原 明 宏	秩父公共職業安定所	統括職業指導官
大 島 みゆき	埼玉県立秩父特別支援学校	教諭（特別支援教育コーディネーター）
飯 野 真理子	埼玉県秩父保健所	担当部長
大 村 幸 治	埼玉県秩父福祉事務所	副所長
小 泉 通 子	特定非営利活動法人 千笑の会	代表理事
高 梨 裕 美	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー（清心会）	相談支援専門員
新 井 康 代	医療法人 全和会 生活支援センターアクセス	施設長
赤 岩 正 子	横瀬町社会福祉協議会	ボランティアコーディネーター
田 端 啓 二	住民代表	知的障害者相談員

◎委員長 ○副委員長

事 務 局

大 場 紀 彦	横瀬町健康づくり課	課 長
坂 本 美奈子	横瀬町健康づくり課	副主幹
加 藤 美智子	横瀬町健康づくり課	主 査

3 策定経過

内 容	日 時
策定にかかるアンケート調査の実施	平成26年 8 月11日～ 8 月31日
事業所へのアンケート調査の実施	平成26年10月 1 日～10月17日
第1回策定委員会	平成26年10月22日
障がい福祉懇談会	平成26年11月 6 日
第2回策定委員会	平成26年11月26日
第3回策定委員会	平成26年12月25日
パブリック・コメント	平成27年 1 月13日～2月10日 (予定)
第4回策定委員会	平成27年 月 日(予定)

4 横瀬町障がい者計画等の策定にかかるアンケート調査結果概要

【調査の概要】

町では、横瀬町障がい者計画の見直し及び第4期障がい福祉計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。以下にその主な結果の概要について示します。

【調査の設計】

調査地域：町内全域

調査対象者：町が援護している障害者手帳等所持者

①身体障害者手帳

②療育手帳

③精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証

20歳以上の一般町民

調査期間：平成26年8月11日～平成26年8月31日

調査方法：調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等）

郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

【回収結果】

調査種別	①発送数（通）	②回収数（通）	③回収率（%）
①身体障がい者用調査	284	196	69.0%
②知的障がい者用調査	55	32	58.2%
③精神障がい者用調査	83	39	47.0%
④20歳以上町民用調査	500	235	47.0%

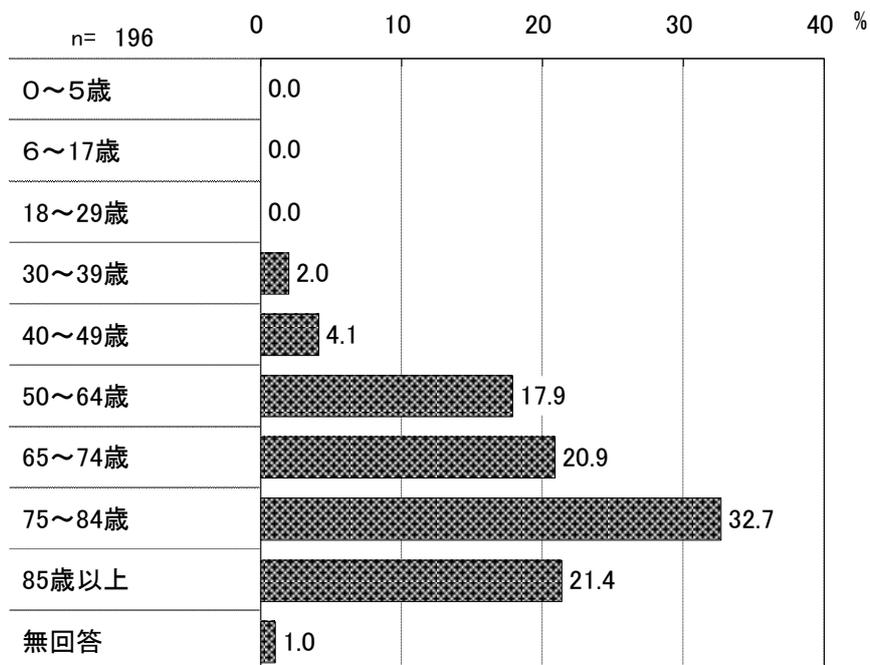
【調査結果の見方】

- ①集計した数値（%）は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、質問に対する回答の選択肢が1つだけの場合、選択肢の数値（%）をすべて合計しても、100.0%にならない場合があります。
- ②回答者数を分母として割合（%）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超えることがあります。
- ③回答が少数である場合の比率については、特定の意向が強く反映される場合があることにご留意ください。

(1) 身体障がい者用調査の結果

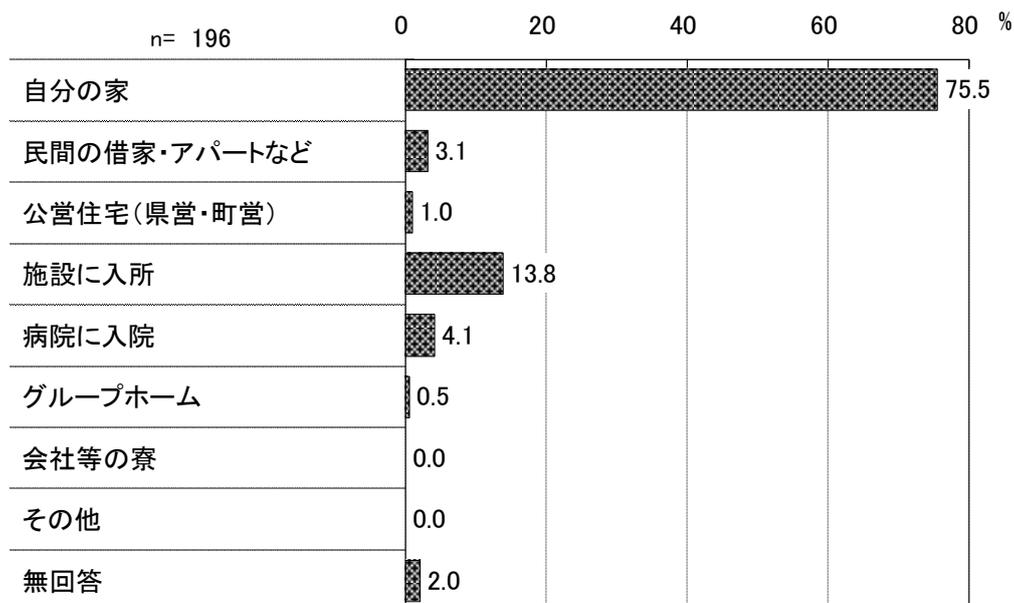
①年齢

年齢については、「75～84歳」が最も多く32.7%、次いで「85歳以上」が21.4%、「65～74歳」が20.9%、「50～64歳」が17.9%などとなっています。



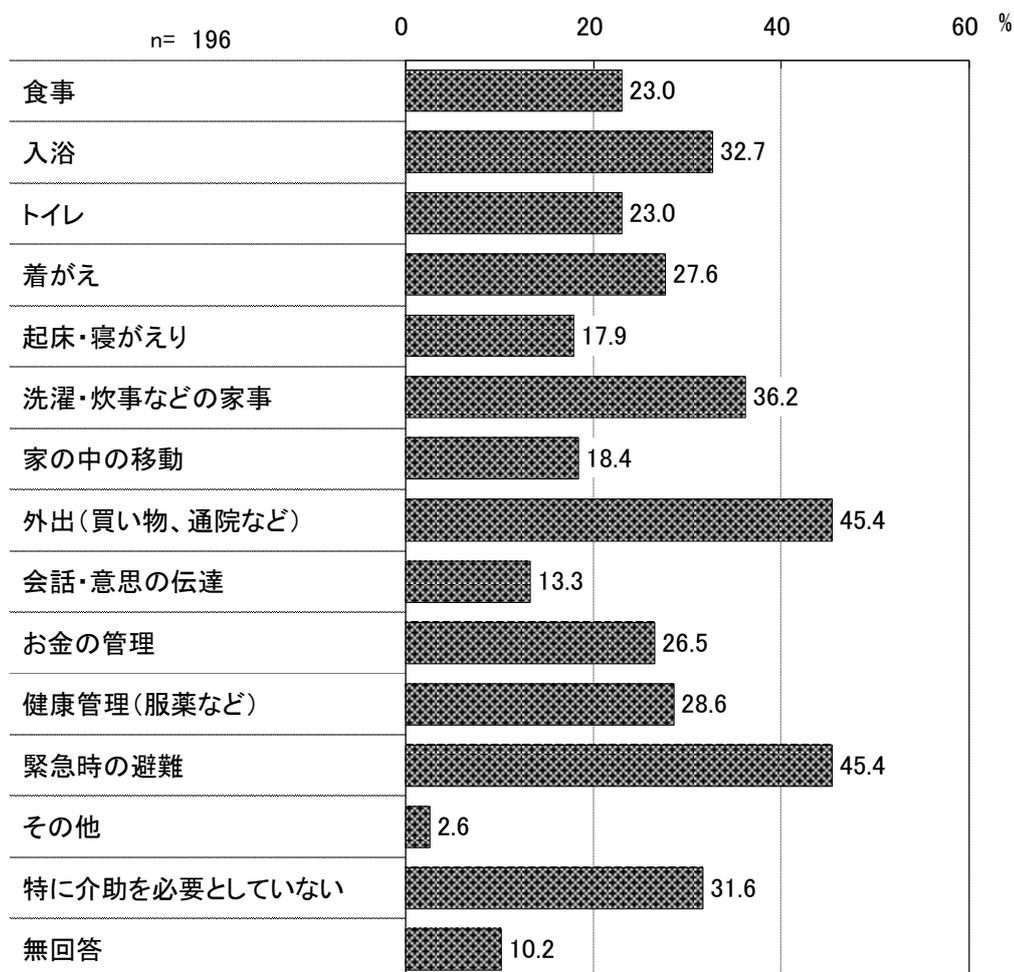
②現在の住まい

現在の住まい、生活の場については、「自分の家」が最も多く75.5%、次いで「施設に入所」が13.8%などとなっています。



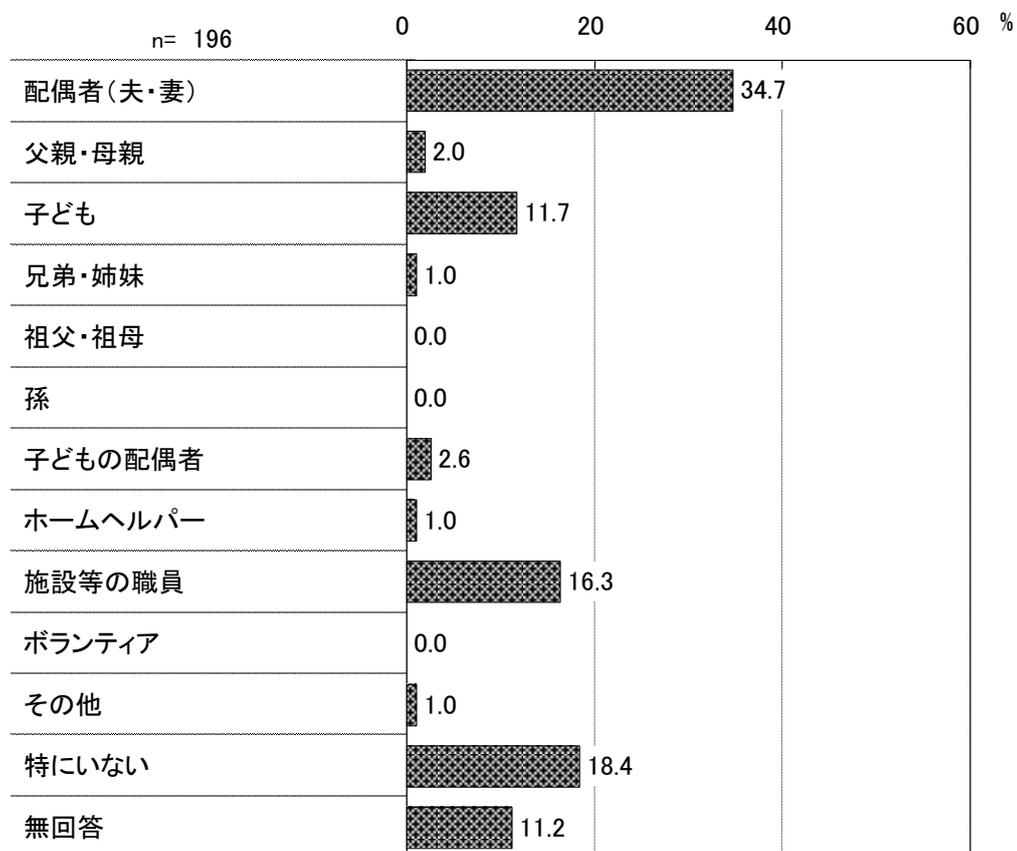
③必要とする介助

介助を必要とすることについては、「外出（買い物、通院など）」と「緊急時の避難」がともに 45.4%、次いで「洗濯・炊事などの家事」が 36.2%、「入浴」が 32.7% などとなっています。また、「特に介助を必要としていない」が 31.6%となっています。



④主な介助者

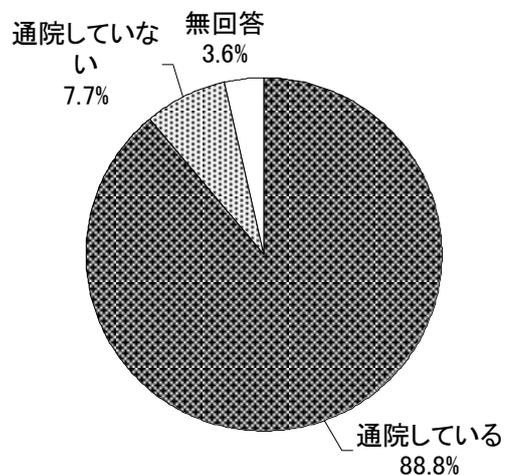
主な介助者については、「配偶者（夫・妻）」が最も多く34.7%、次いで「施設等の職員」が16.3%、「子ども」が11.7%などとなっています。



⑤通院の状況

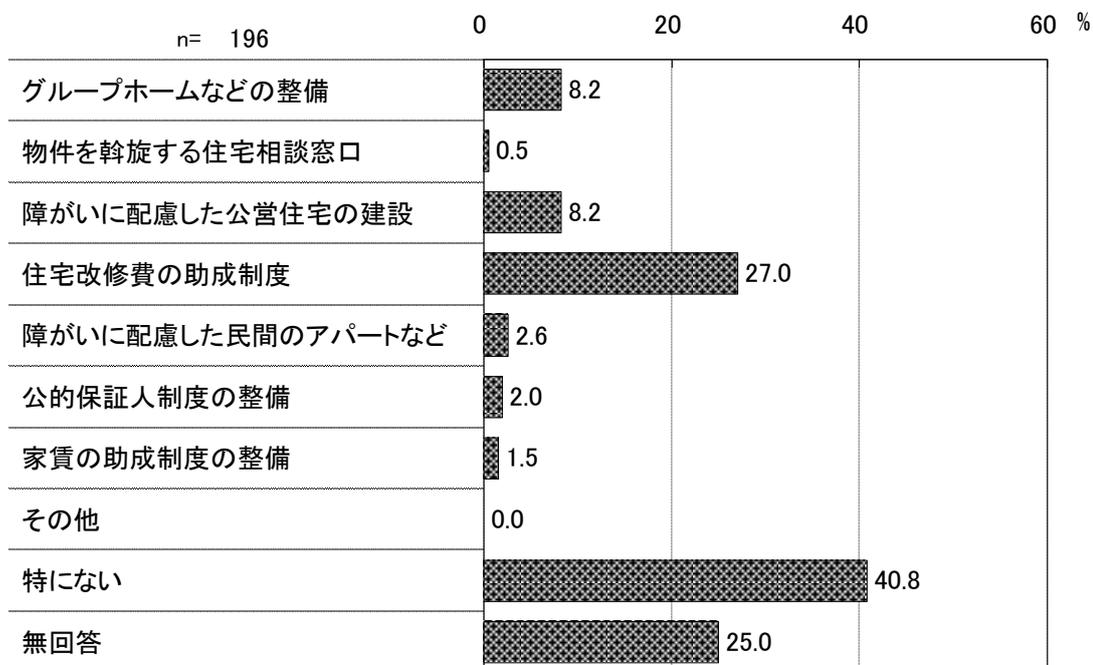
医者にかかっているかについては、「通院している」が88.8%、「通院していない」が7.7%となっています。

n= 45



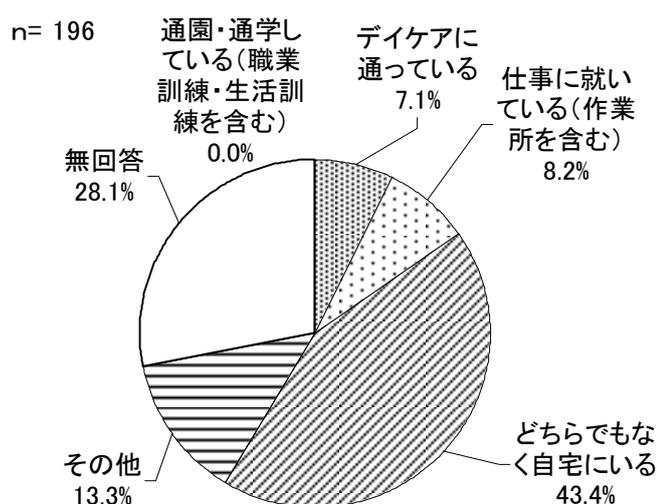
⑥住宅対策として町に望むこと

住宅対策として町に望むことについては、「住宅改修費の助成制度」が27.0%、「グループホームなどの整備」と「障がいに配慮した公営住宅の建設」がともに8.2%などとなっています。また、「特にない」が40.8%となっています。



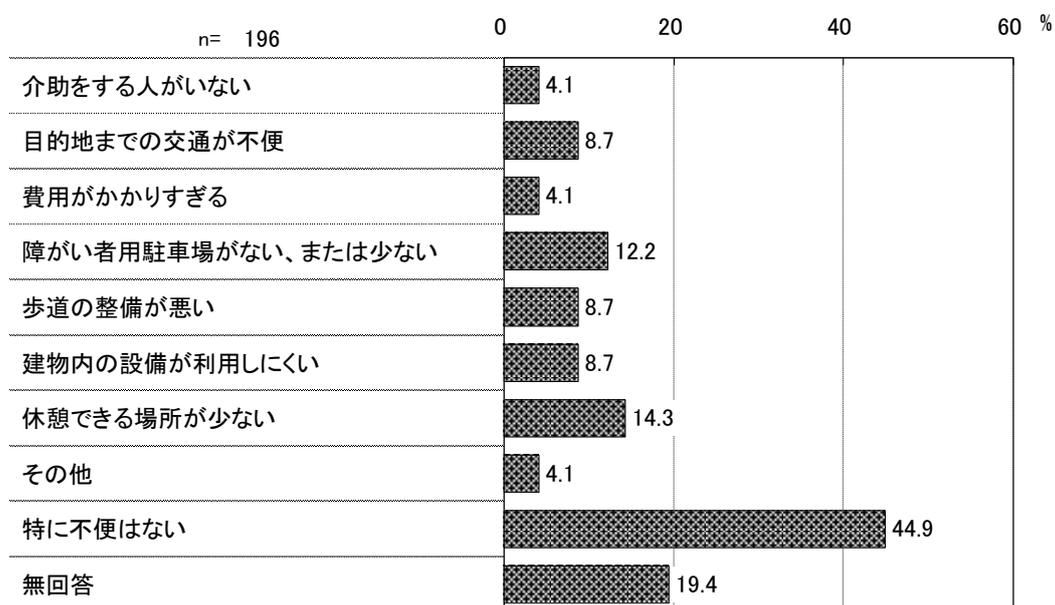
⑦就学・就労の状況

就学・就労の状況については、「どちらでもなく自宅にいる」が最も多く43.4%、「仕事に就いている（作業所を含む）」が8.2%などとなっています。



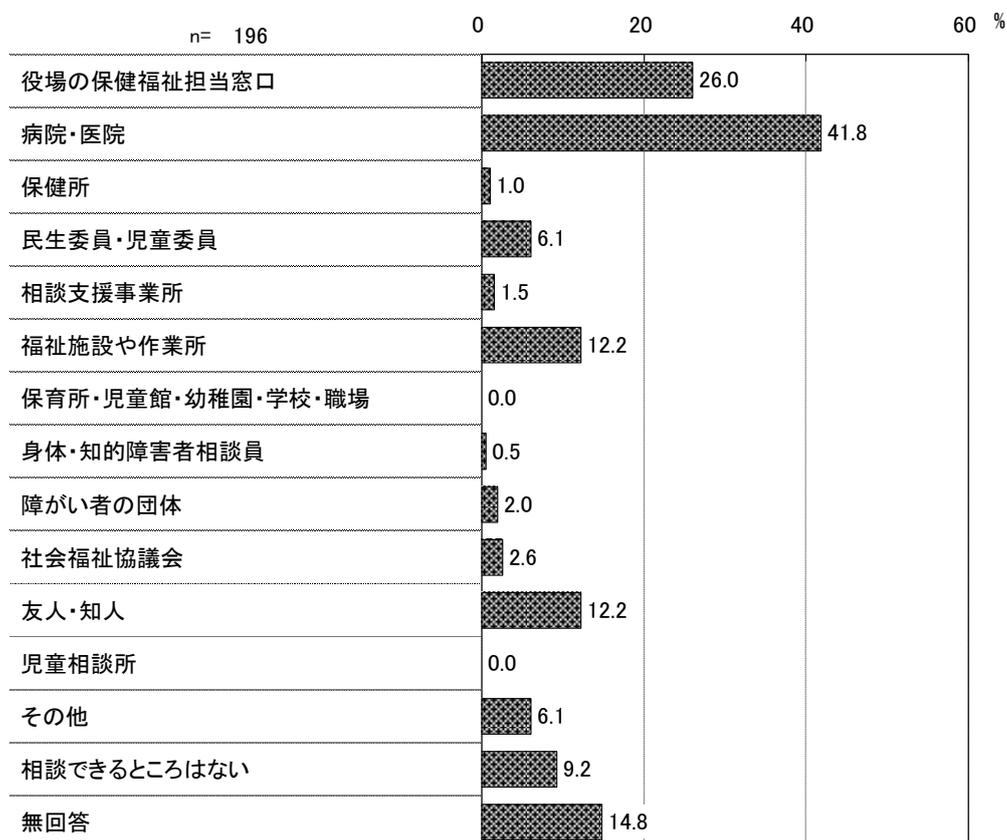
⑧外出で不便を感じること

外出する場合に、特に不便を感じることは、「休憩できる場所が少ない」が14.3%、「障がい者駐車場がない、または少ない」が12.2%となっています。



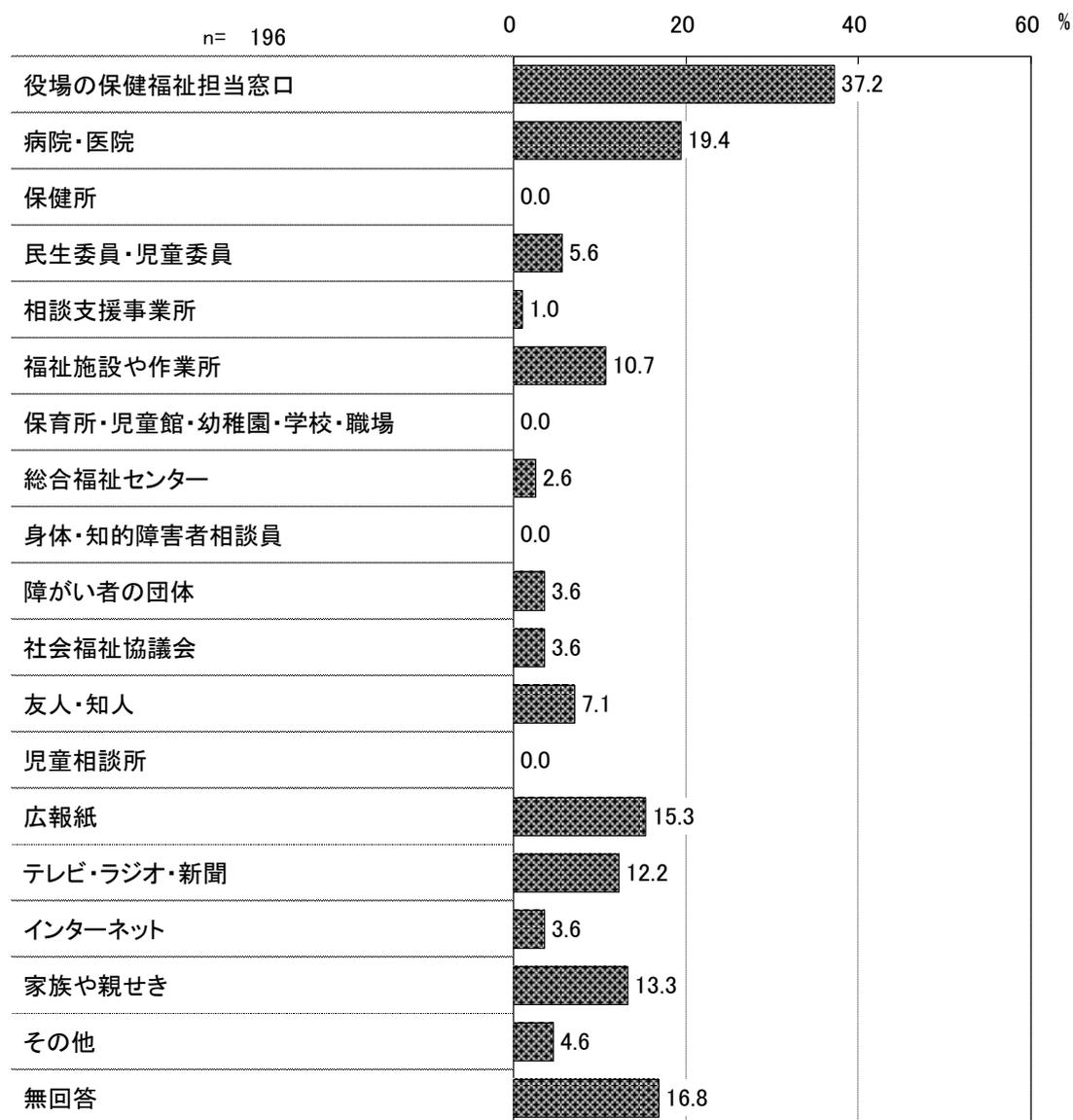
⑨主な相談先

障がいのことなどで悩んだり心配したとき、家族や親せき以外に、どのようなところで相談するかについては、「病院・医院」が最も多く41.8%、次いで「役場の保健福祉担当窓口」が26.0%となっています。



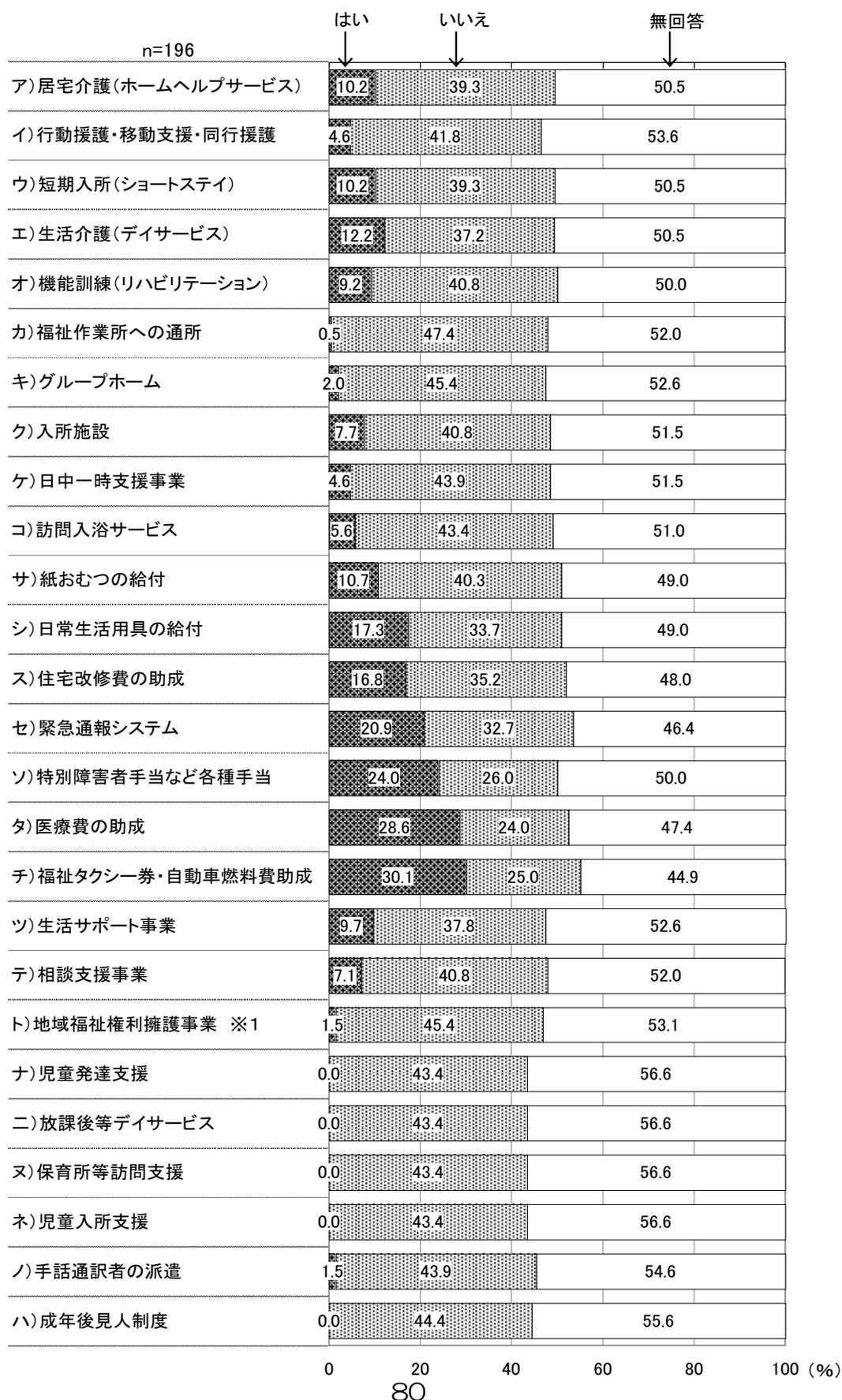
⑩福祉に関する情報源

福祉に関する情報の入手先については、「役場の保健福祉担当窓口」が最も多く37.2%、次いで「病院・医院」が19.4%、「広報紙」が15.3%などとなっています。



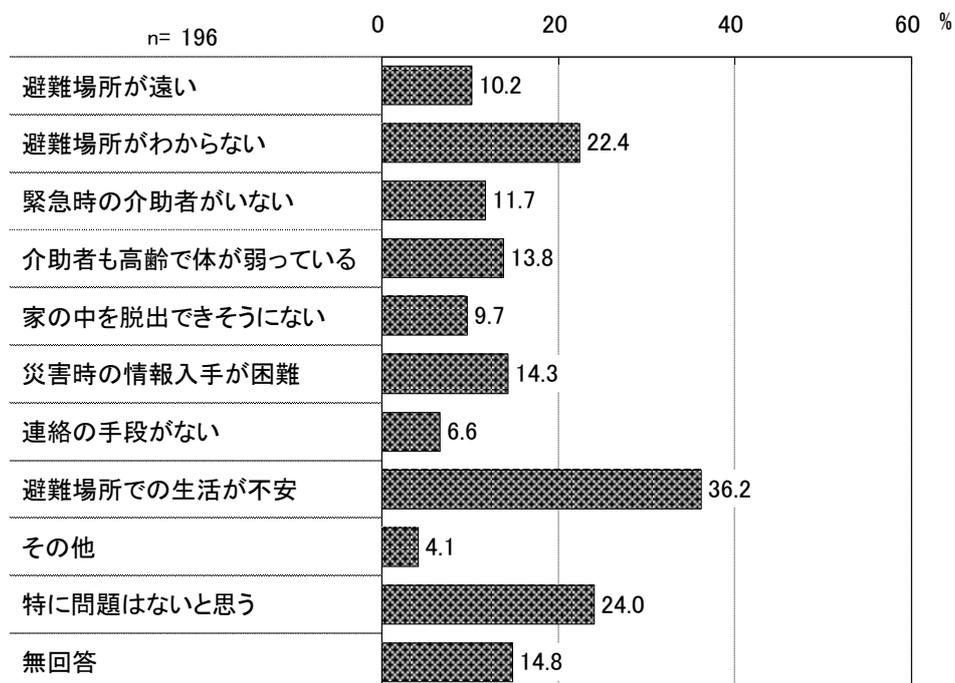
⑪各種サービスや制度の利用意向

利用意向については、“チ) 福祉タクシー券・自動車燃料費助成”で「はい」が約3割、“タ) 医療費の助成”で「はい」が3割近くとなっています。



⑫災害時、避難する場合に困ると思われること

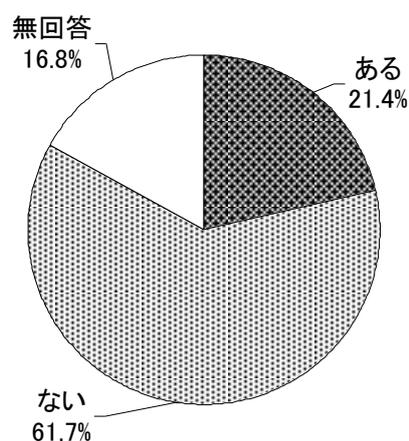
避難する場合に困ることについては、「避難場所での生活が不安」が最も多く36.2%、「避難場所がわからない」が22.4%などとなっています。また、「特に問題はないと思う」が24.0%となっています。



⑬差別や嫌な思いをする（した）こと

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ある」が21.4%、「ない」が61.7%となっています。

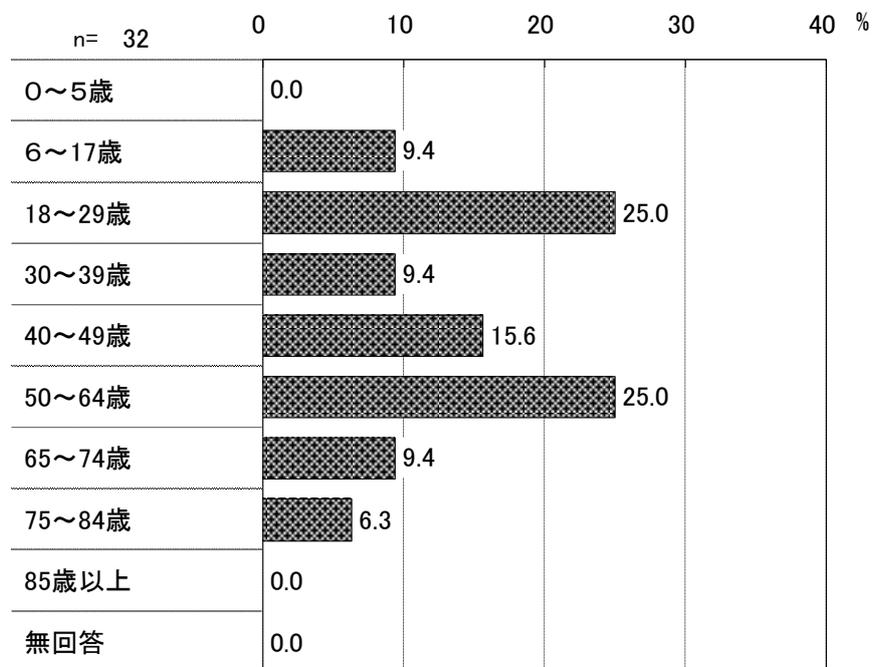
n= 196



(2) 知的障がい者用調査の結果

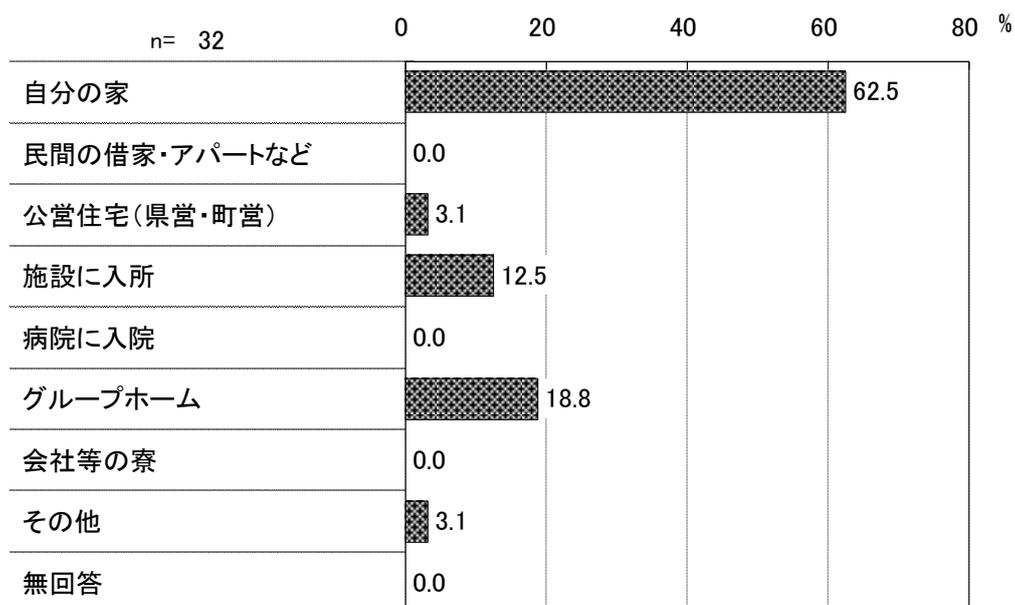
①年齢

年齢については、「18～29歳」と「50～64歳」が25.0%、「40～49歳」が15.6%となっています。



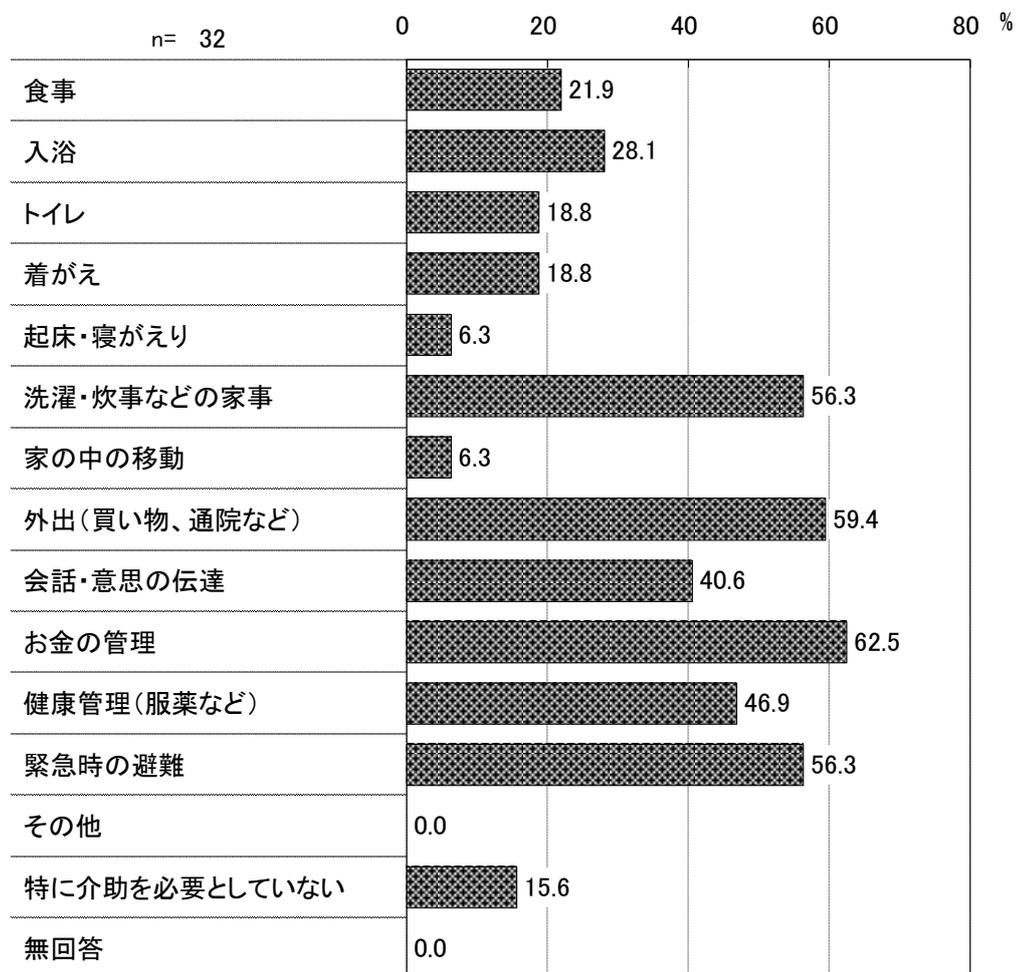
②現在の住まい

現在の住まい、生活の場については、「自分の家」が最も多く62.5%、次いで「グループホーム」が18.8%などとなっています。



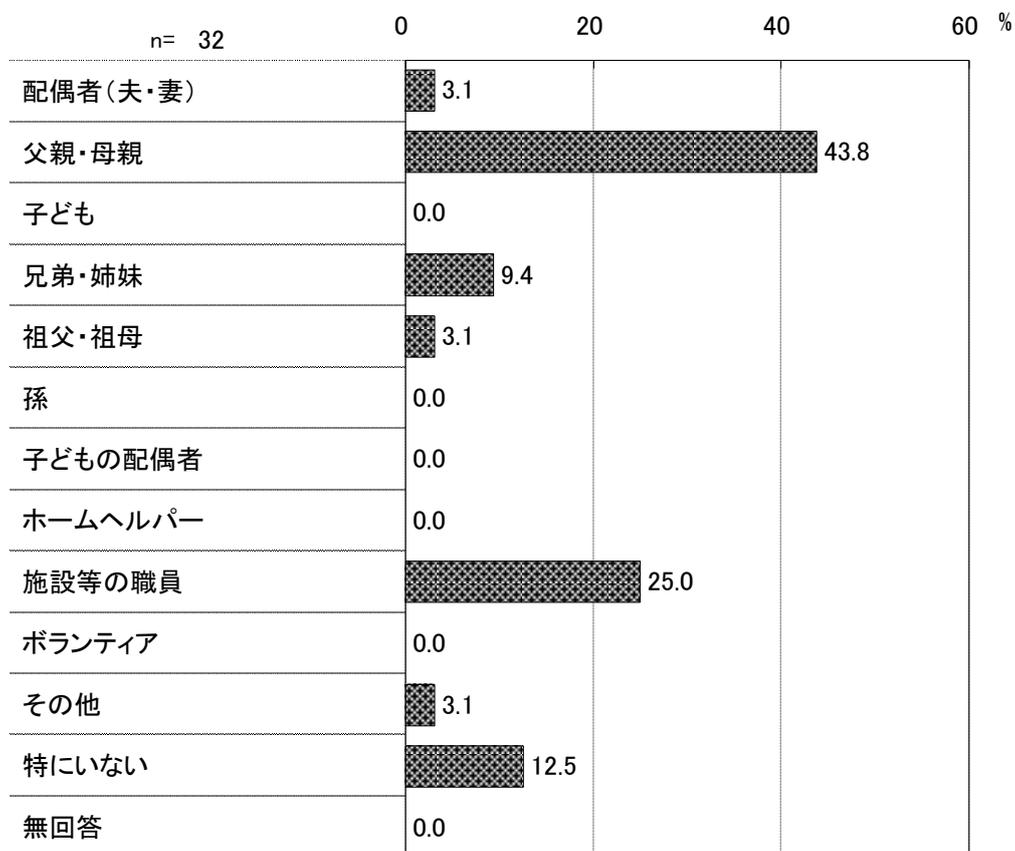
③必要とする介助

介助を必要とすることについては、「お金の管理」が最も多く 62.5%、次いで「外出（買い物、通院など）」が 59.4%、「洗濯・炊事などの家事」と「緊急時の避難」とがともに 56.3%などとなっています。



④主な介助者

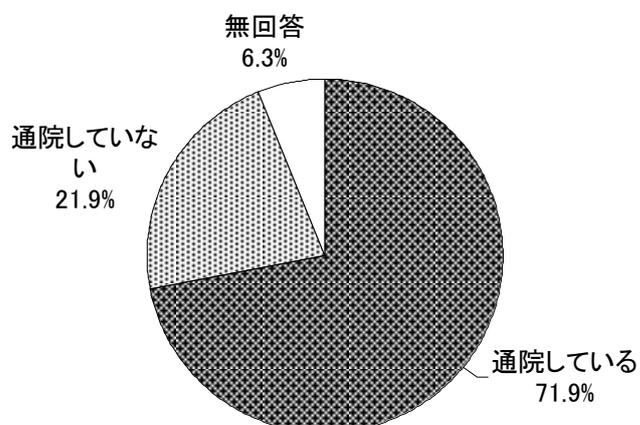
主な介助者については、「父親・母親」が最も多く43.8%、次いで「施設等の職員」が25.0%などとなっています。



⑤通院の状況

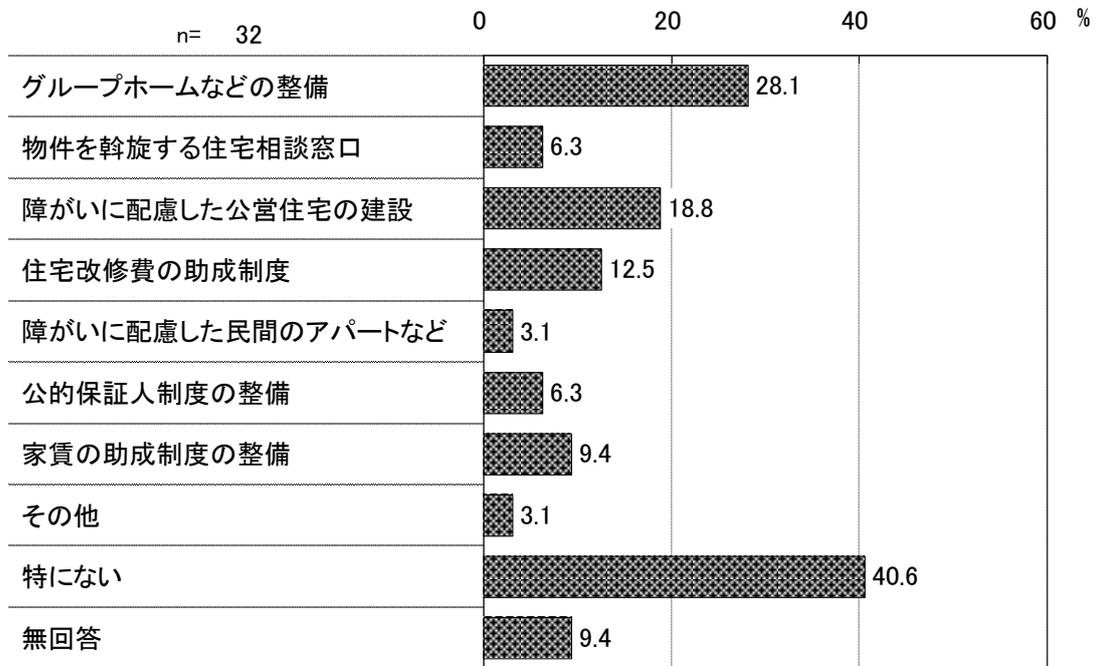
医者にかかっているかについては、「通院している」が71.9、「通院していない」が21.9%となっています。

n= 32



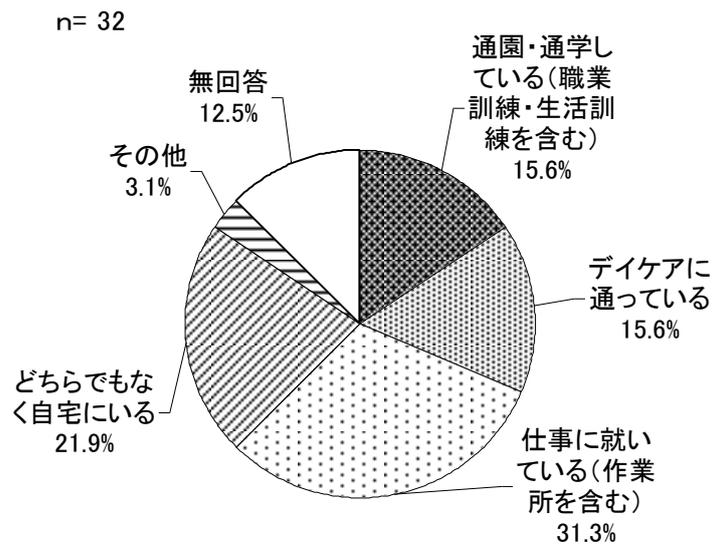
⑥住宅対策として望むこと

住宅対策として町に望むことについては、「グループホームなどの整備」が28.1%、「障がい者に配慮した公営住宅の建設」が18.8%などとなっています。また、「特にない」が40.6%となっています。



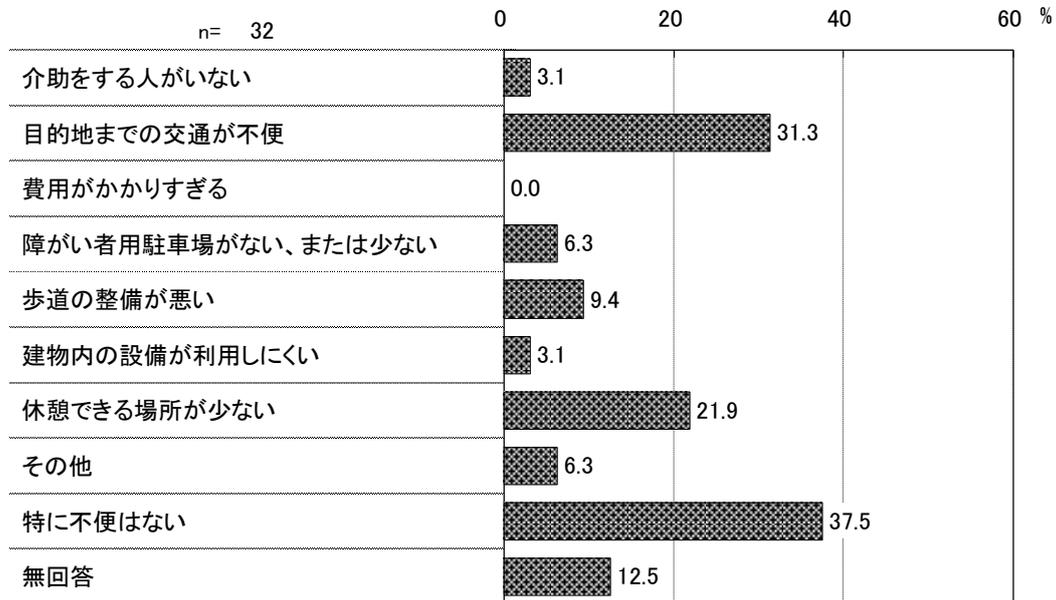
⑦就学・就労の状況

就学・就労の状況については、「仕事に就いている（作業所を含む）」が最も多く31.3%、次いで「どちらでもなく自宅にいる」が21.9%などとなっています。



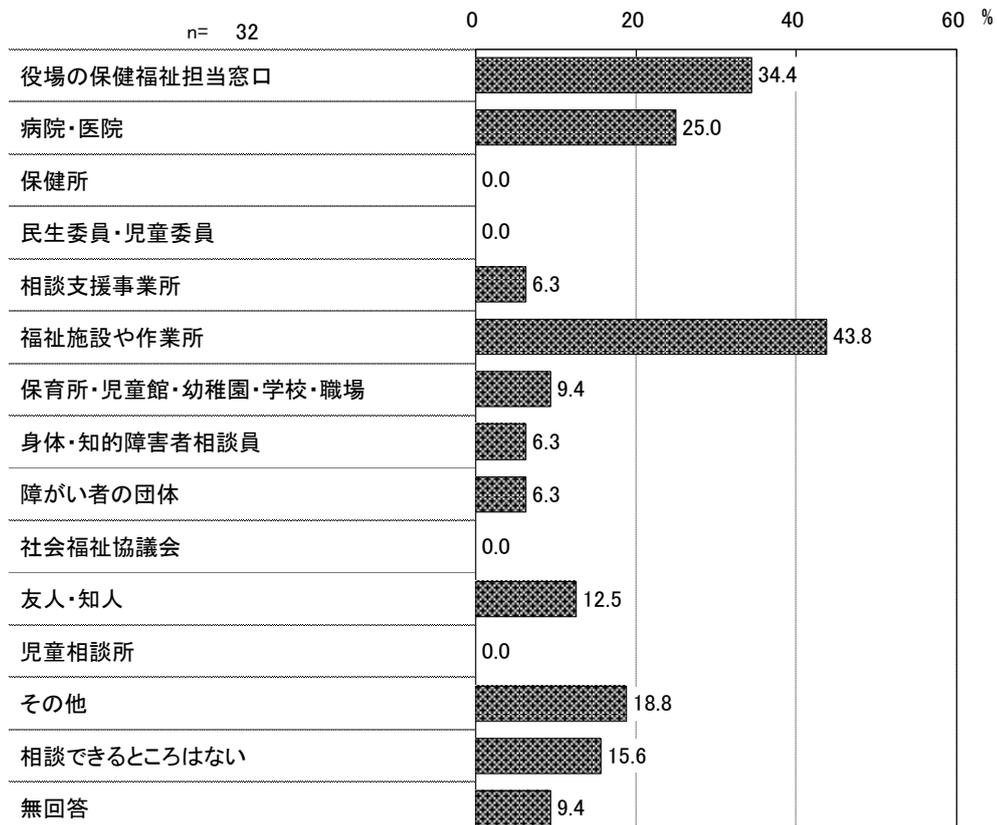
⑧外出で不便を感じる事

外出する場合に、特に不便を感じる事については、「目的地までの交通が不便」が31.3%、「休憩できる場所が少ない」が21.9%などとなっています。また、「特に不便はない」が37.5%となっています。



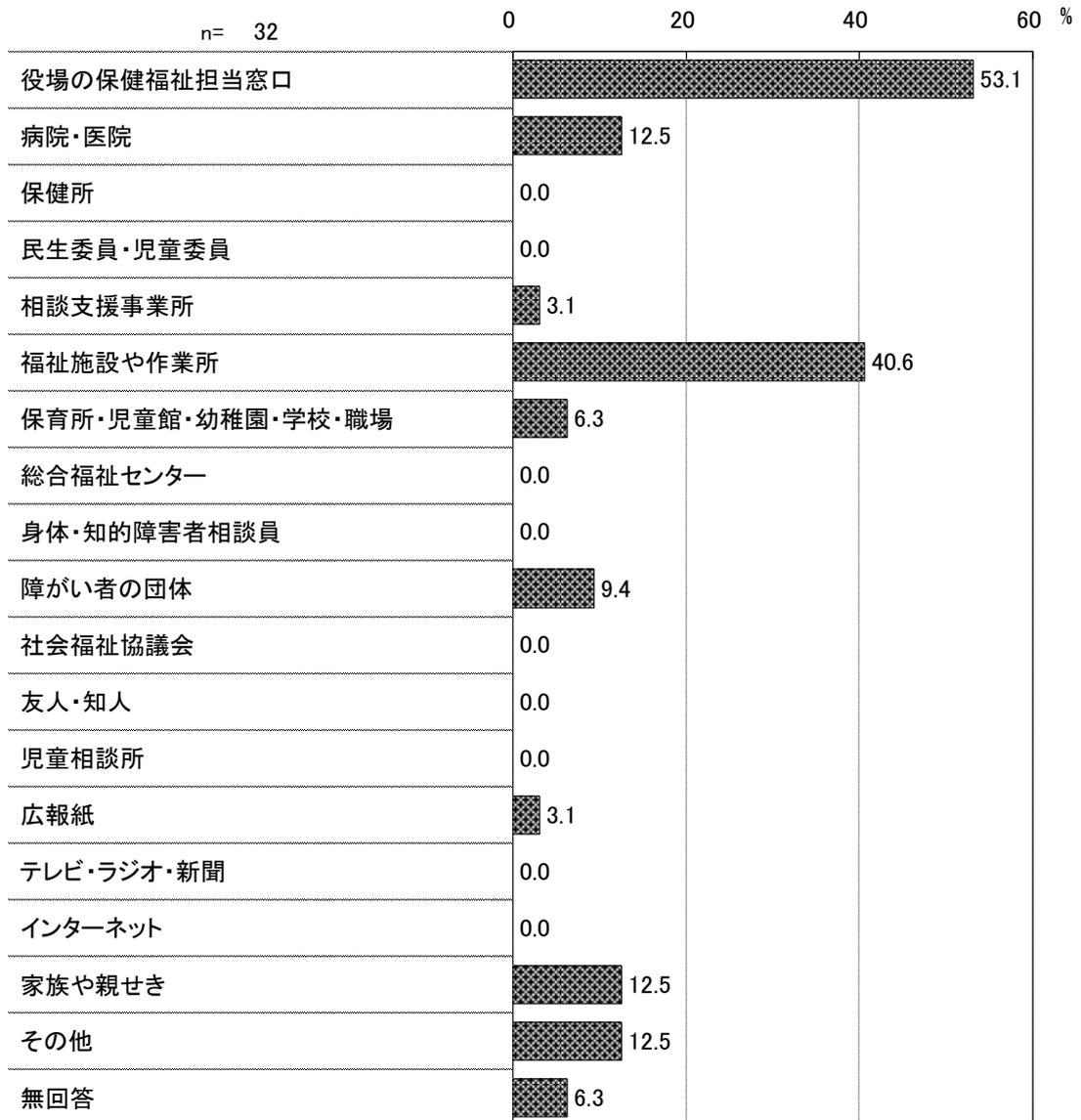
⑨主な相談先

障がいのことなどで悩んだり心配したとき、家族や親せき以外に、どのようなところで相談するかについては、「福祉施設や作業所」が最も多く43.8%、次いで「役場の保健福祉担当窓口」が34.4%、「病院・医院」が25.0%などとなっています。



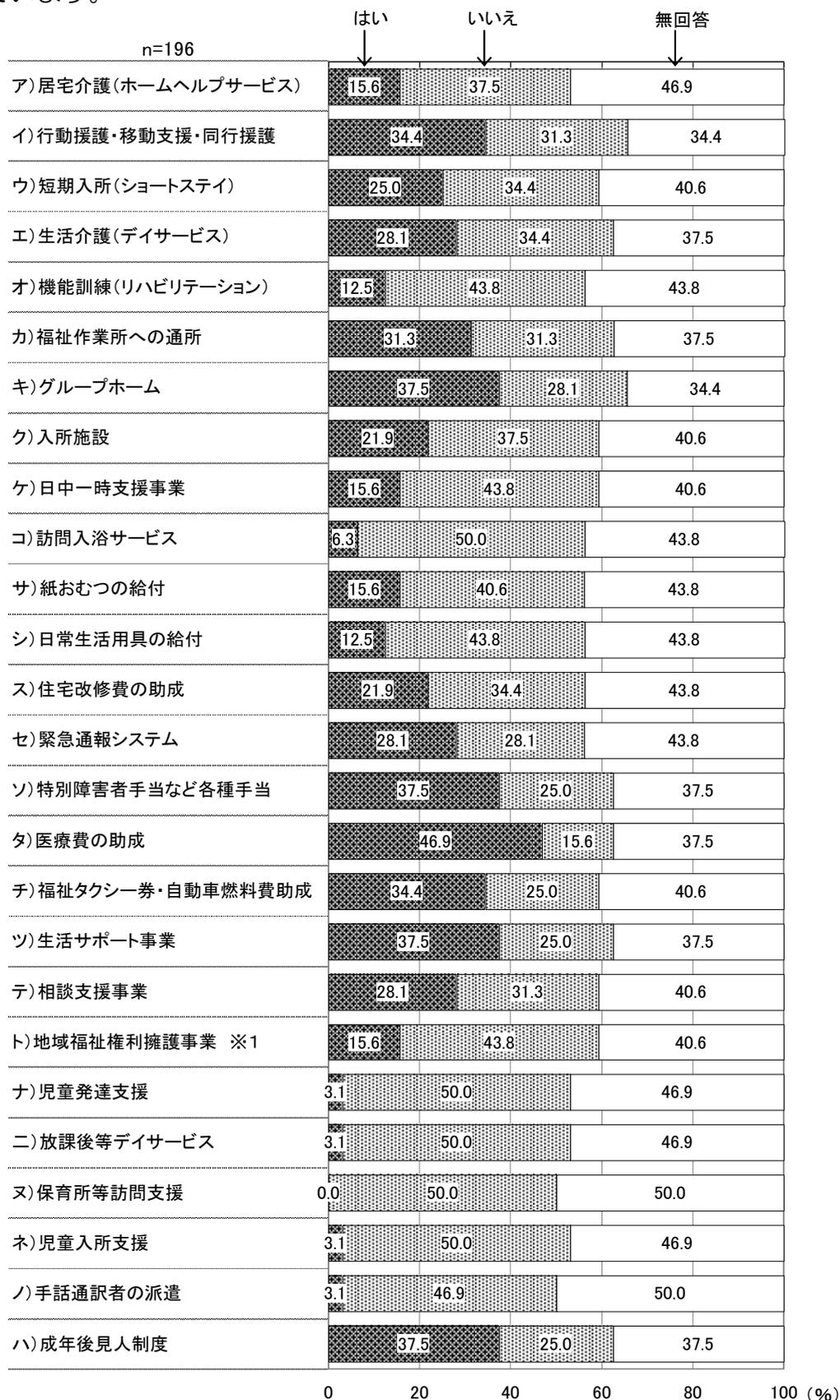
⑩福祉に関する情報源

福祉に関する情報の入手先については、「役場の保健福祉担当窓口」が最も多く53.1%、次いで「福祉施設や作業所」が40.6%などとなっています。



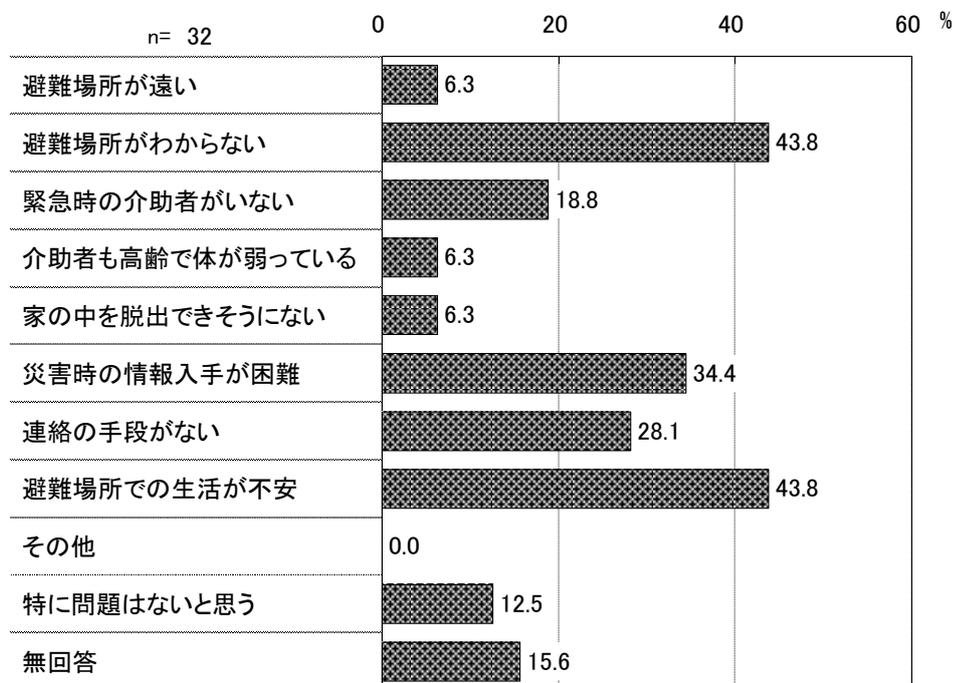
⑪各種サービスや制度の利用意向

利用意向については、“タ) 医療費の助成”で「はい」が4割半ば、“キ) グループホーム”“特別障害者手当など各種手当”“生活サポート事業”でそれぞれ4割近くとなっています。



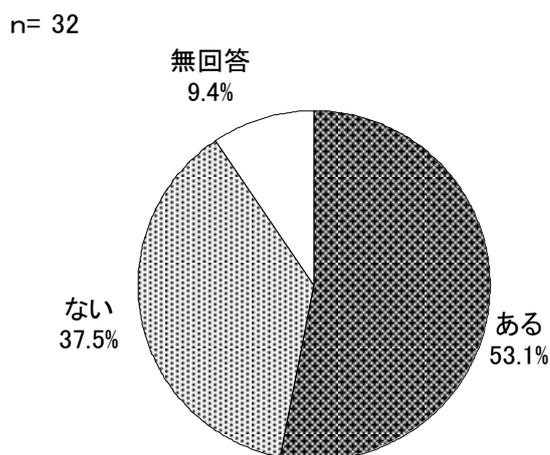
⑫災害時、避難する場合に困ると思われること

避難する場合に困ることについては、「避難場所がわからない」と「避難場所での生活が不安」がともに 43.8%、「災害時の情報入手が困難」が 34.4%、「連絡の手段がない」が 28.1%などとなっています。



⑬差別や嫌な思いをする（した）こと

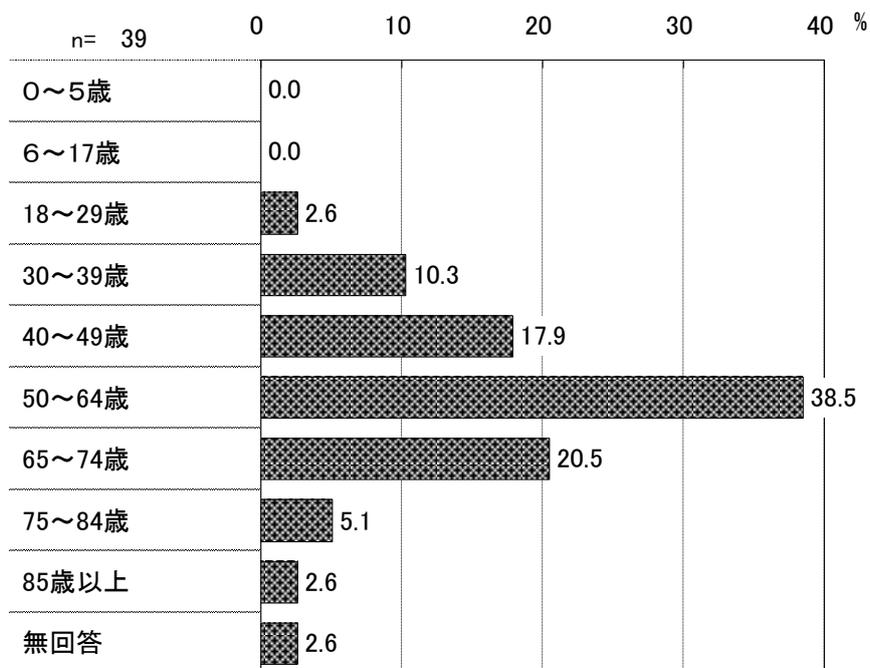
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ある」が 53.1%、「ない」が 37.5%となっています。



(3) 精神障がい者用調査の結果

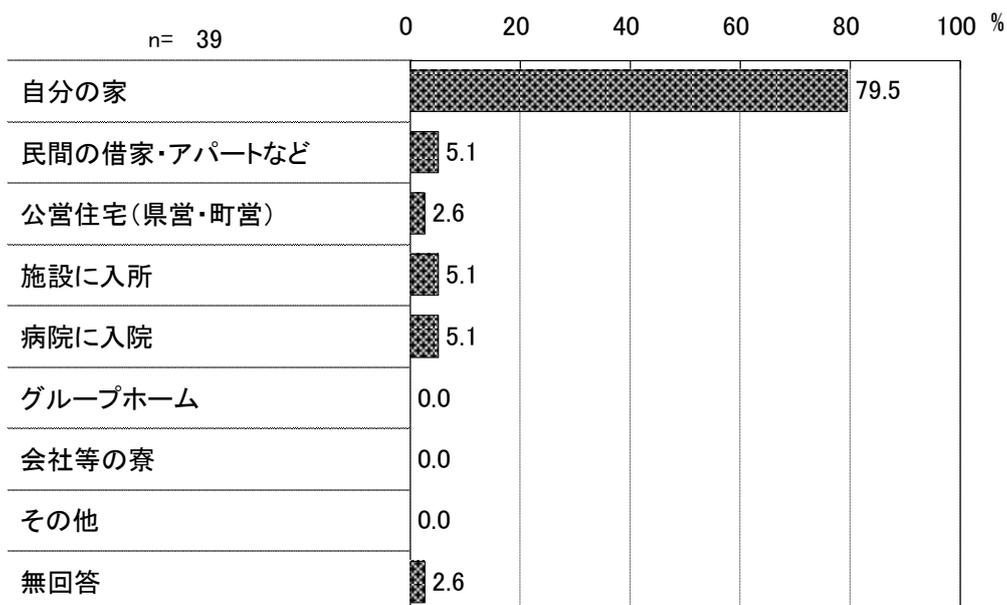
①年齢

年齢については、「50～64歳」が最も多く 38.5%、次いで「65～74歳」が 20.5%、「40～49歳」が 17.9%、「30～39歳」が 10.3%などとなっています。



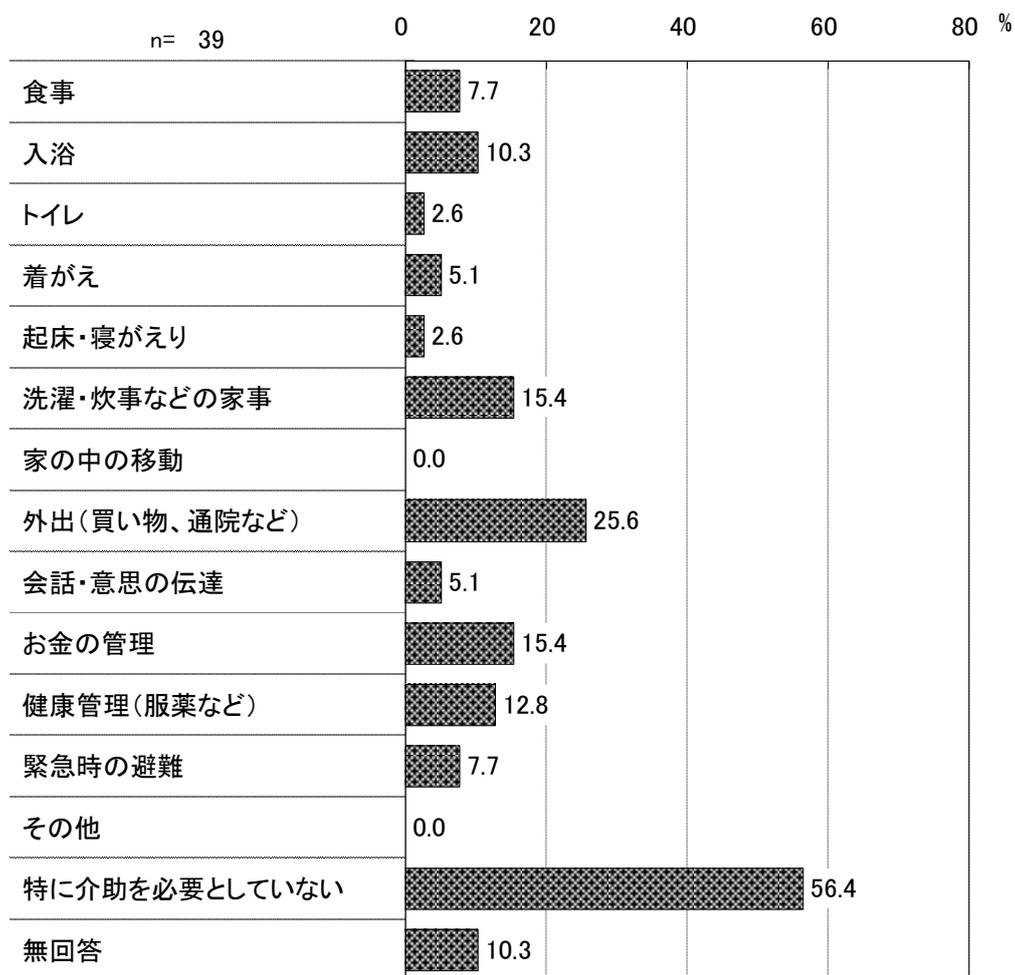
②現在の住まい

現在の住まい、生活の場については、「自分の家」が最も多く 79.5%となっています。



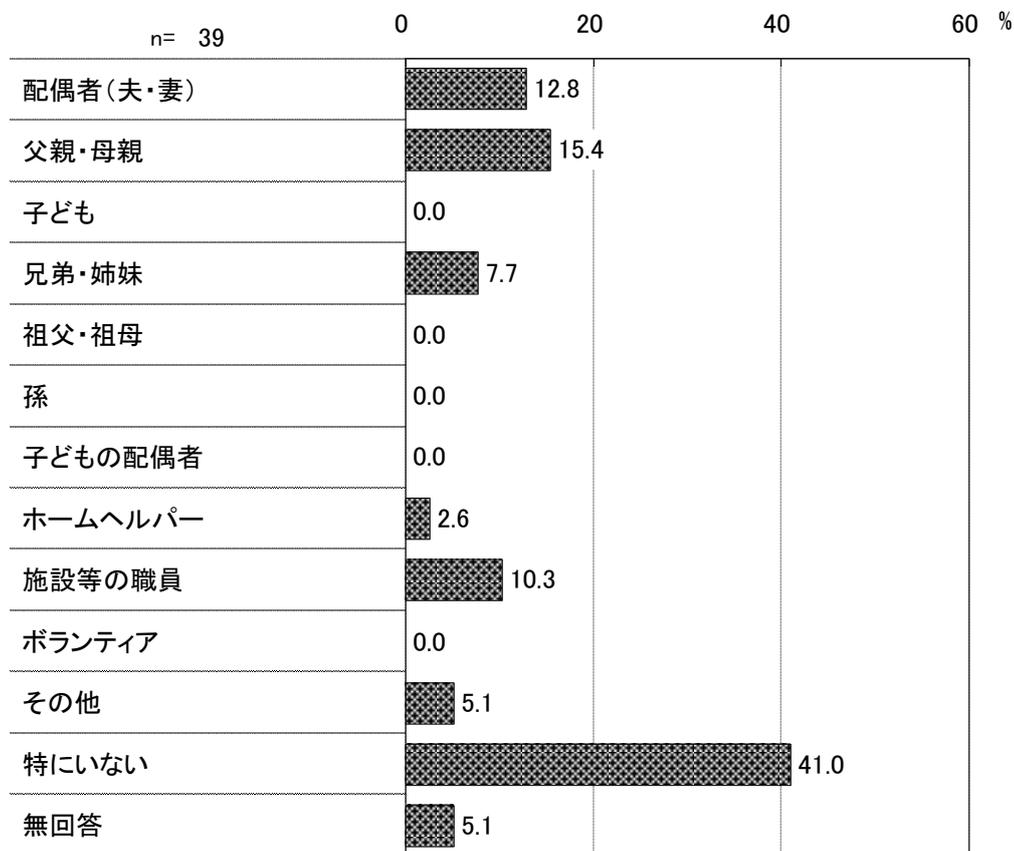
③必要とする介助

介助を必要とすることについては、「外出（買い物、通院など）」が 25.6%、「洗濯・炊事などの家事」と「お金の管理」がともに 15.4%、「健康管理（服薬など）」が 12.8%などとなっています。また、「特に介助を必要としていない」が 56.4%となっています。



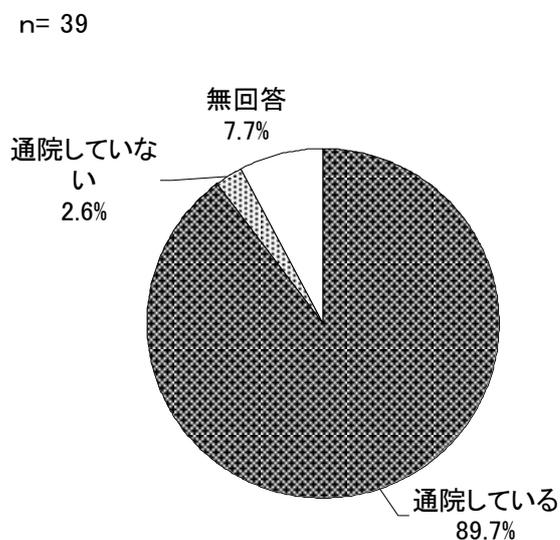
④主な介助者

主な介助者については、「父親・母親」が15.4%、「配偶者（夫・妻）」が15.4%、「施設の職員」が10.3%などとなっています。また、「特にいない」が41.0%となっています。



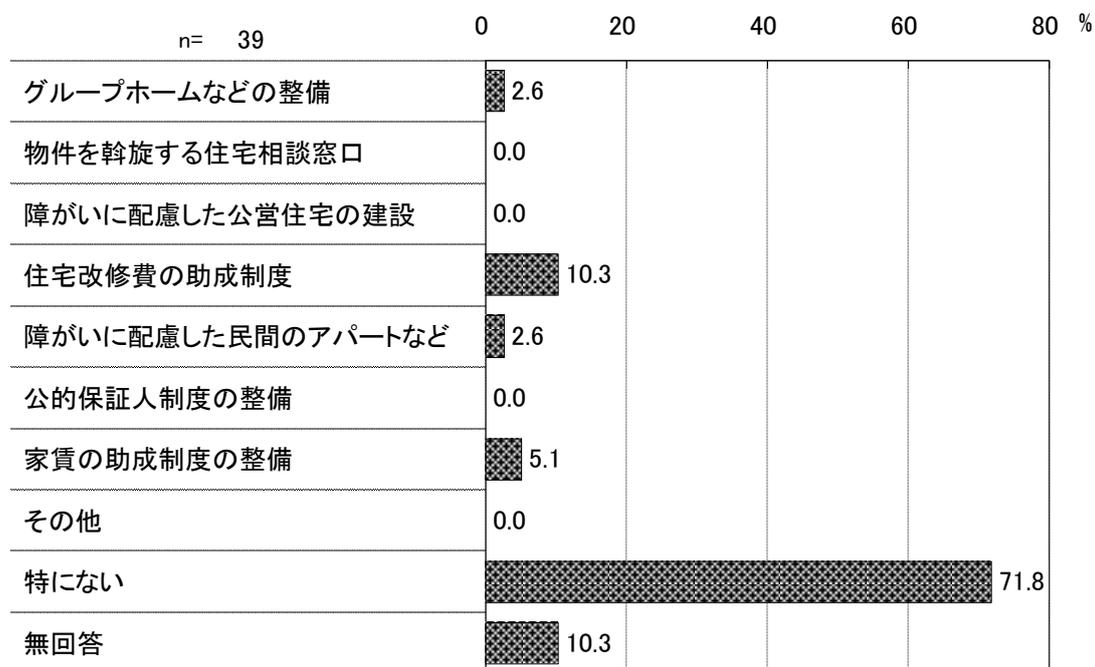
⑤通院の状況

医者にかかっているかについては、「通院している」が89.7%、「通院していない」が2.6%となっています。



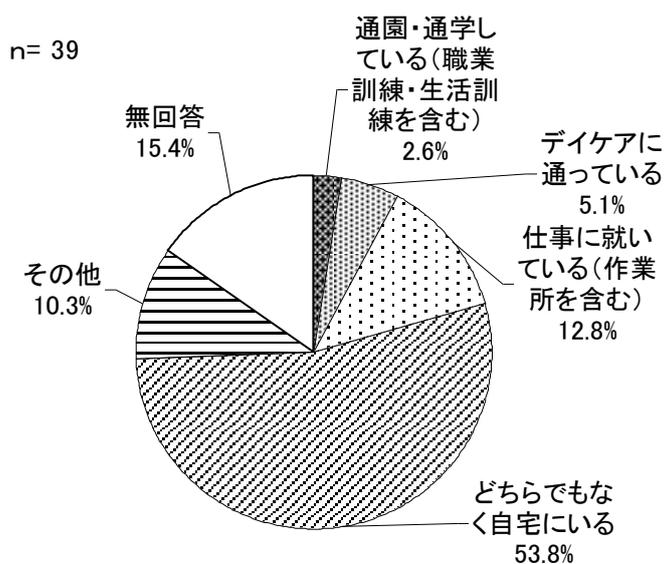
⑥住宅対策として町に望むこと

住宅対策として町に望むことについては、「住宅改修費の助成制度」が 10.3%となっています。また、「特にない」が71.8%となっています。



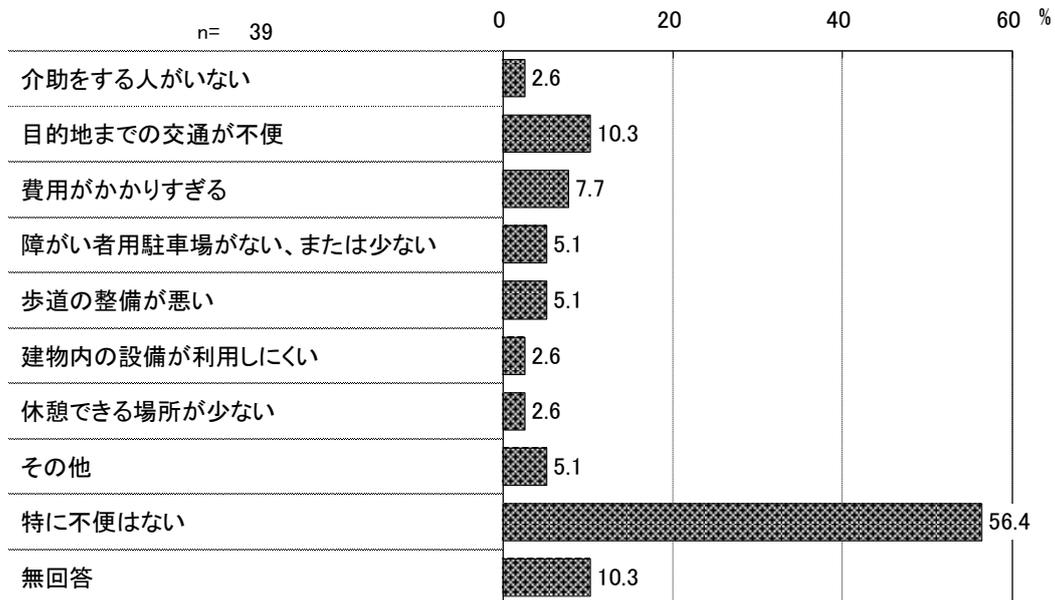
⑦就学・就労の状況

就学・就労の状況については、「どちらでもなく自宅にいる」が最も多く 53.8%、「仕事に就いている（作業所を含む）」が 12.8%などとなっています。



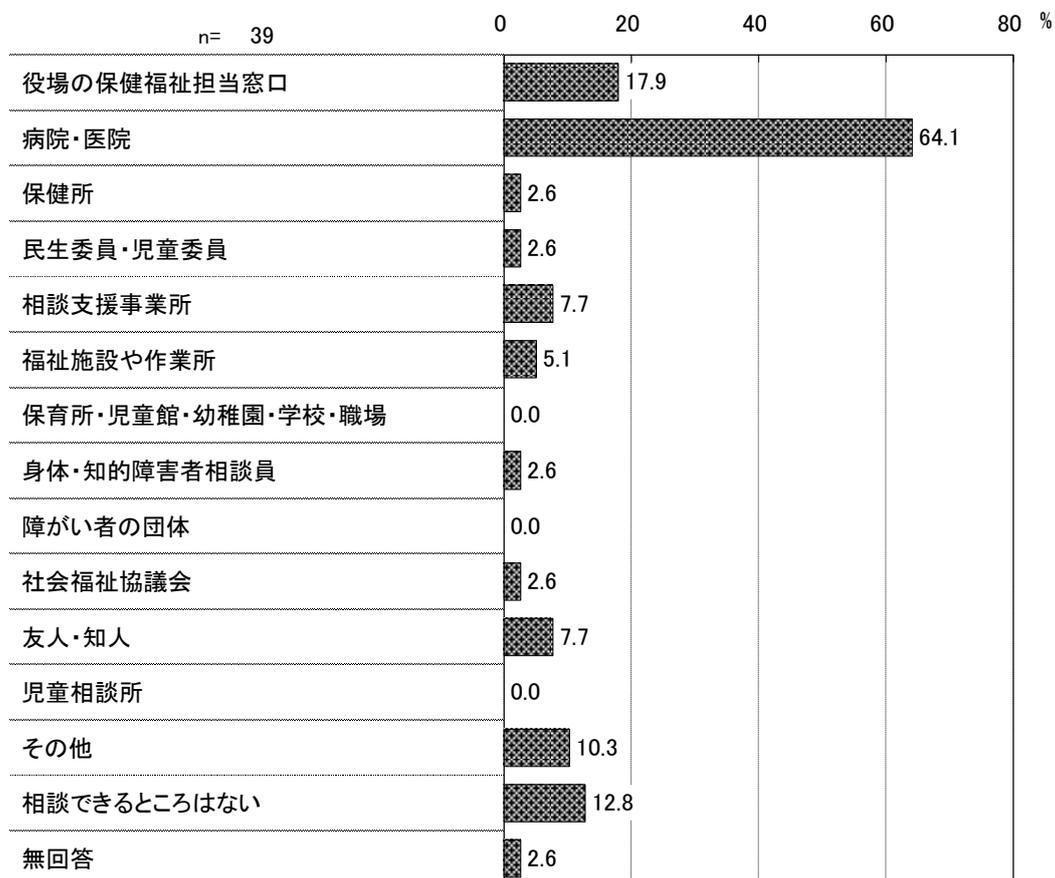
⑧外出で不便を感じること

外出する場合に、特に不便を感じることは、「目的地までの交通が不便」が10.3%となっています。また、「特に不便はない」が56.4%となっています。



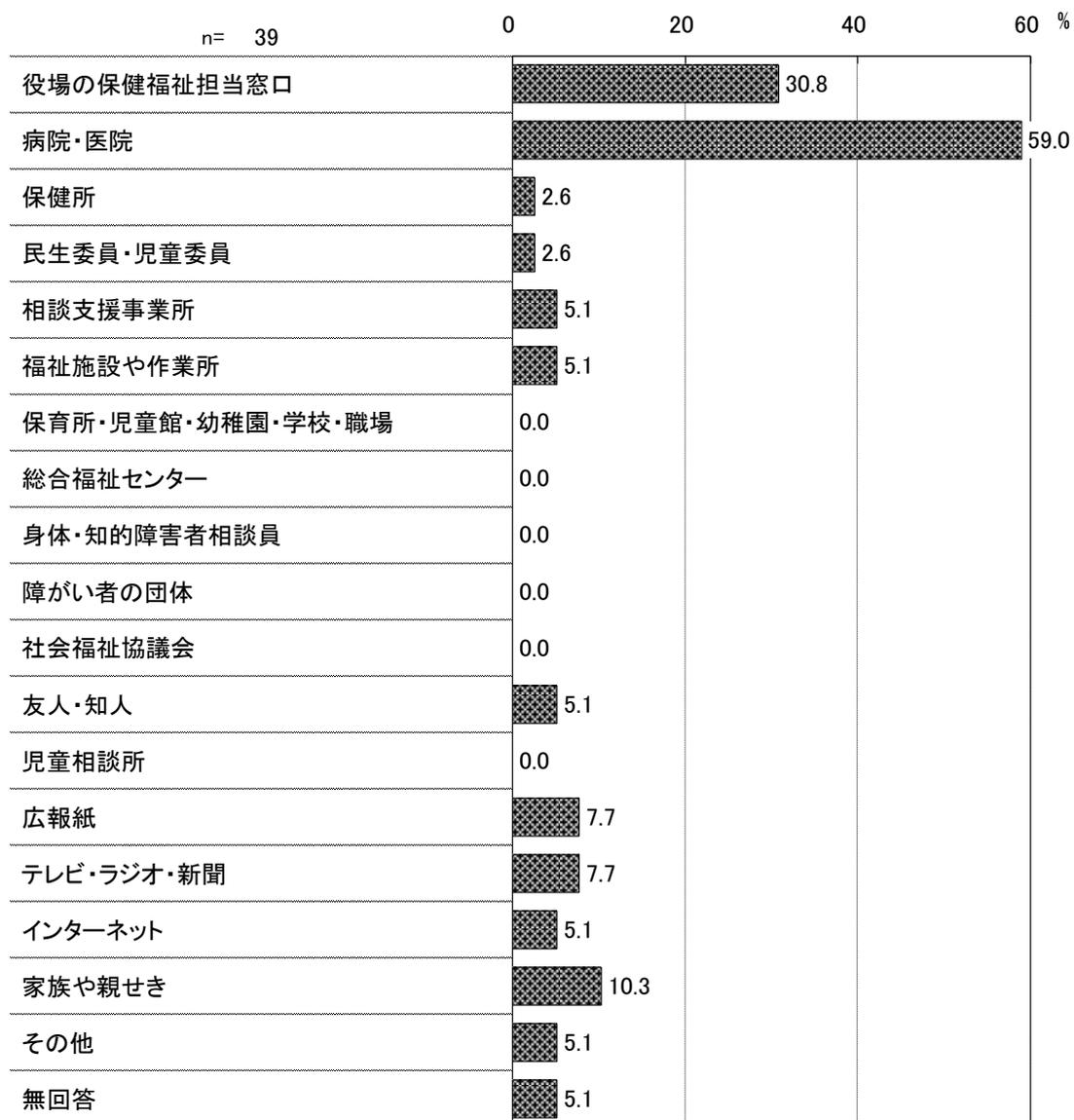
⑨主な相談先

障がいのことなどで悩んだり心配したとき、家族や親せき以外に、どのようなところで相談するかについては、「病院・医院」が最も多く64.1%、次いで「役場の保健福祉担当窓口」が17.9%などとなっています。



⑩福祉に関する情報源

福祉に関する情報の入手先については、「病院・医院」が最も多く 59.0%、次いで「役場の保健福祉担当窓口」が 30.8%などとなっています。



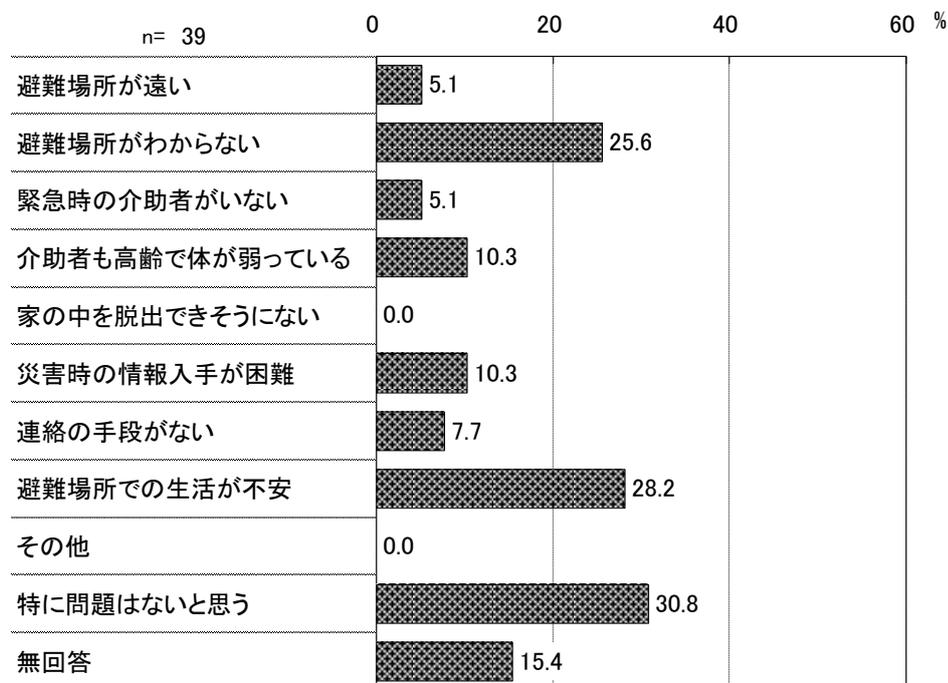
⑪各種サービスや制度の利用意向

利用意向については、“タ) 医療費の助成”で「はい」が3割を超えています。



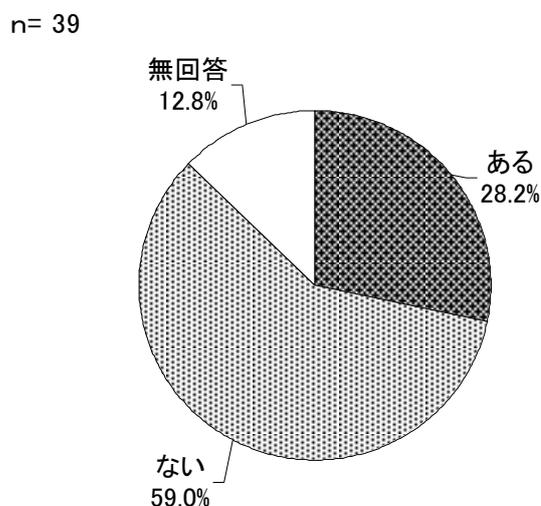
⑫災害時、避難する場合に困ると思われること

避難する場合に困ることについては、「避難場所での生活が不安」が28.2%、「避難場所がわからない」が25.6%などとなっています。また、「特に問題はないと思う」が30.8%となっています。



⑬差別や嫌な思いをする（した）こと

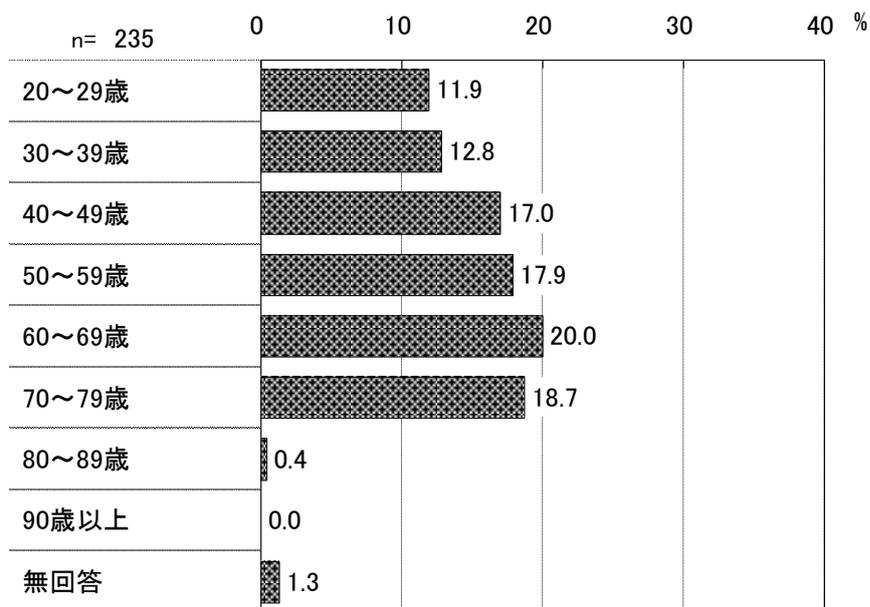
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ある」が28.2%、「ない」が59.0%となっています。



(4) 20歳以上町民用調査の結果

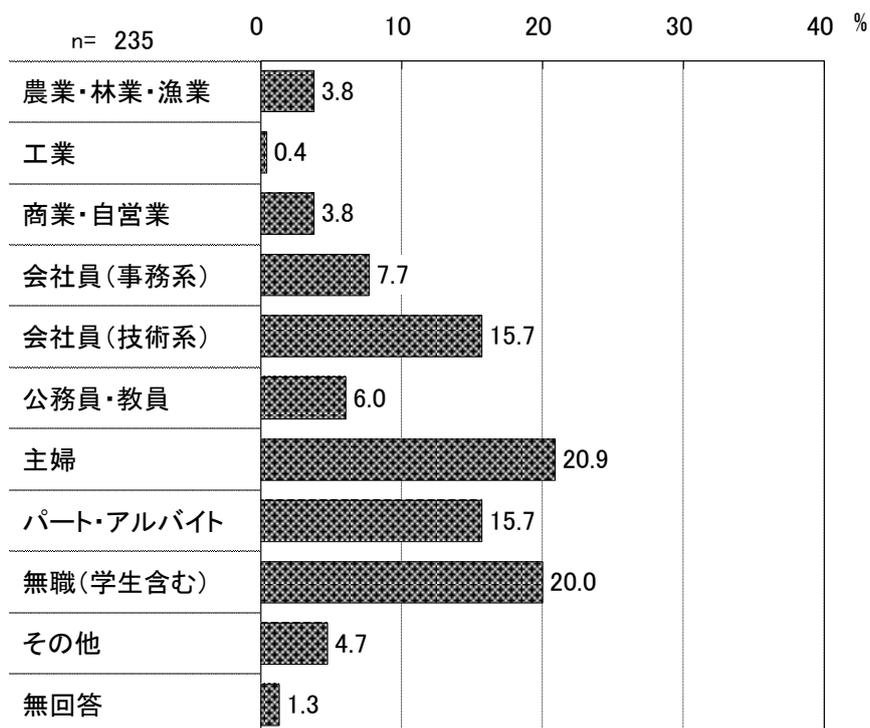
①年齢

年齢については、「60～69歳」が最も多く20.0%、次いで「70～79歳」が18.7%、「50～59歳」が17.9%、「40～49歳」が17.0%などとなっています。



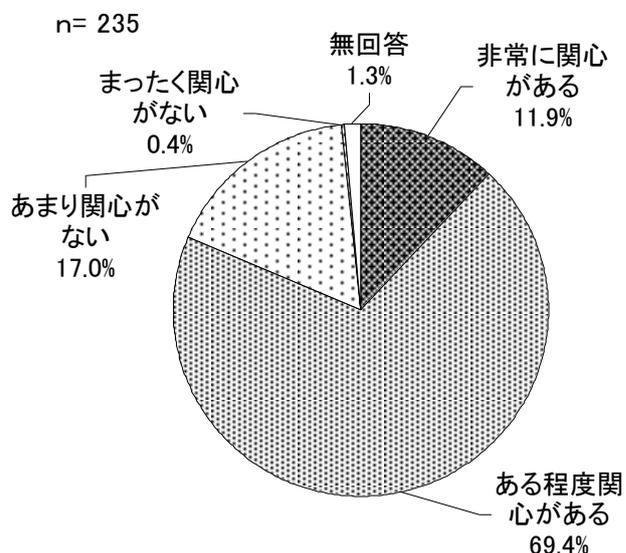
②職業

職業については、「主婦」が最も多く20.9%、次いで「無職(学生含む)」が20.0%、「会社員(技術系)」と「パート・アルバイト」がともに15.7%などとなっています。



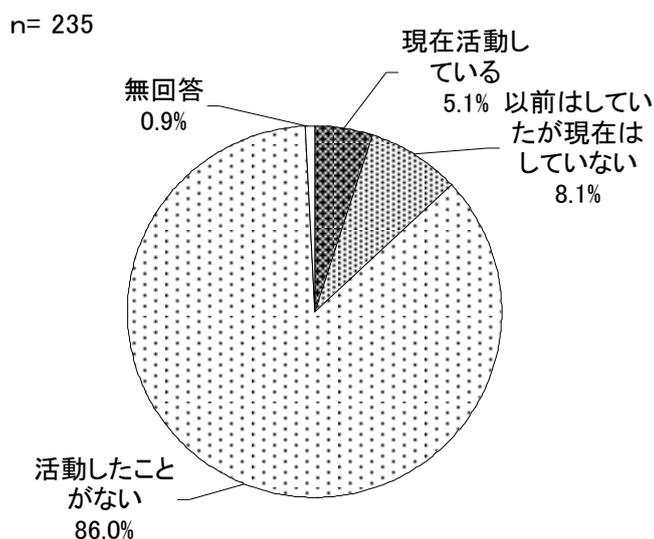
③障がいのある人の問題についての関心

障がいのある人の問題について関心があるかについては、「非常に関心がある」が11.9%、「ある程度関心がある」が69.4%、「あまり関心がない」が17.0%、「まったく関心がない」が0.4%となっています。



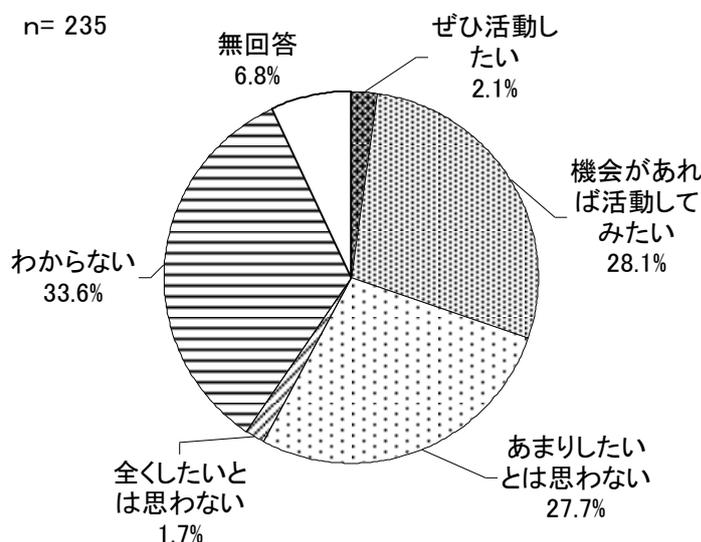
④福祉のボランティア活動の経験

福祉関係のボランティア活動をしたことがあるかについては、「現在活動している」が5.1%、「以前はしていたが現在はしていない」が8.1%、「活動したことがない」が86.0%となっています。



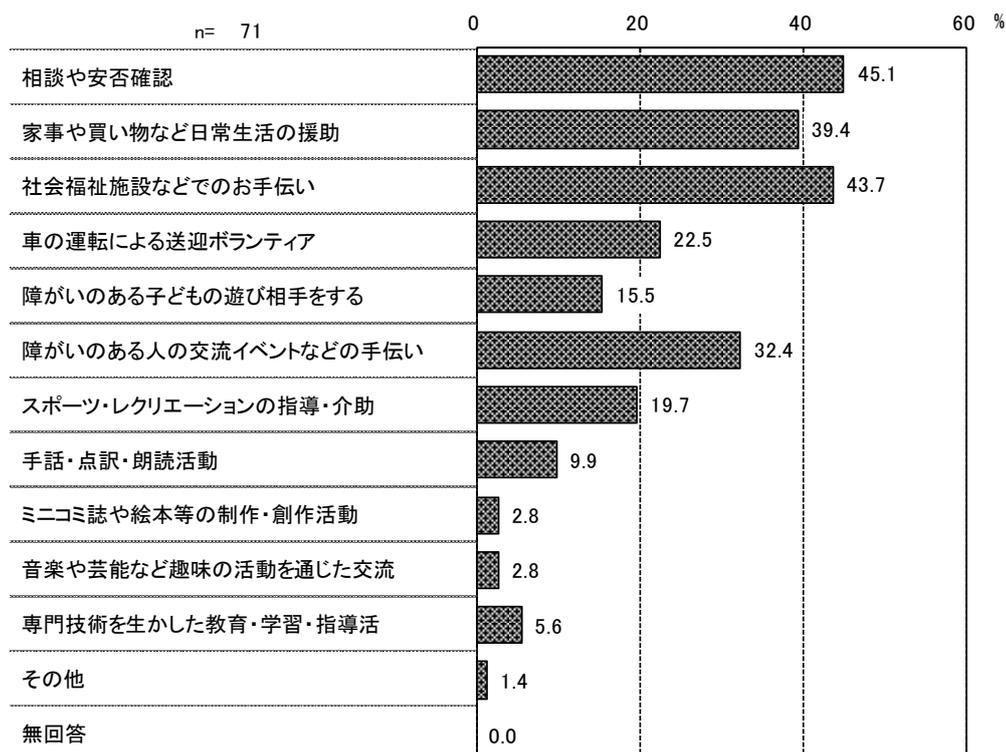
⑤今後の福祉のボランティア活動の参加意向

今後（今後とも）福祉関係のボランティア活動をしたい（し続けたい）と思うかについては、「ぜひ活動したい」が2.1%、「機会があれば活動してみたい」が28.1%、「あまりしたいとは思わない」が27.7%、「全くしたいとは思わない」が1.7%、「わからない」が33.6%となっています。



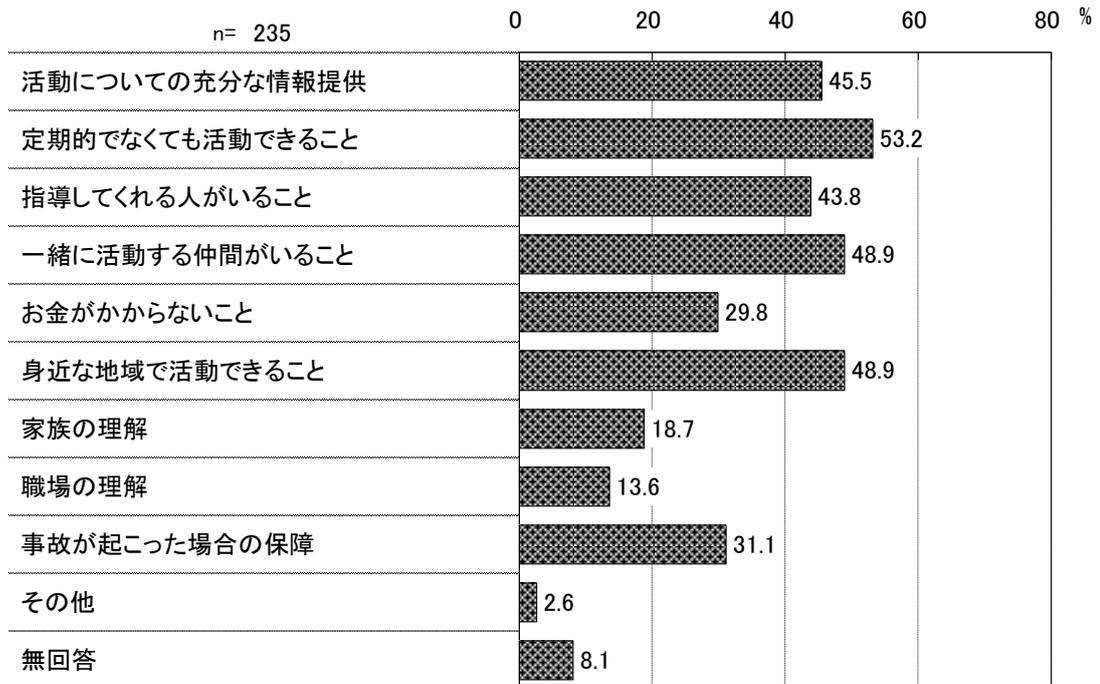
⑥今後してみたいボランティア活動

どのようなボランティア活動をしてみたいと思うかについては、「相談や安否確認」が最も多く45.1%、次いで「社会福祉施設などでのお手伝い」が43.7%、「家事や買物など日常生活の援助」が39.4%、「障がいのある人の交流イベントなどの手伝い」が32.4%などとなっています。



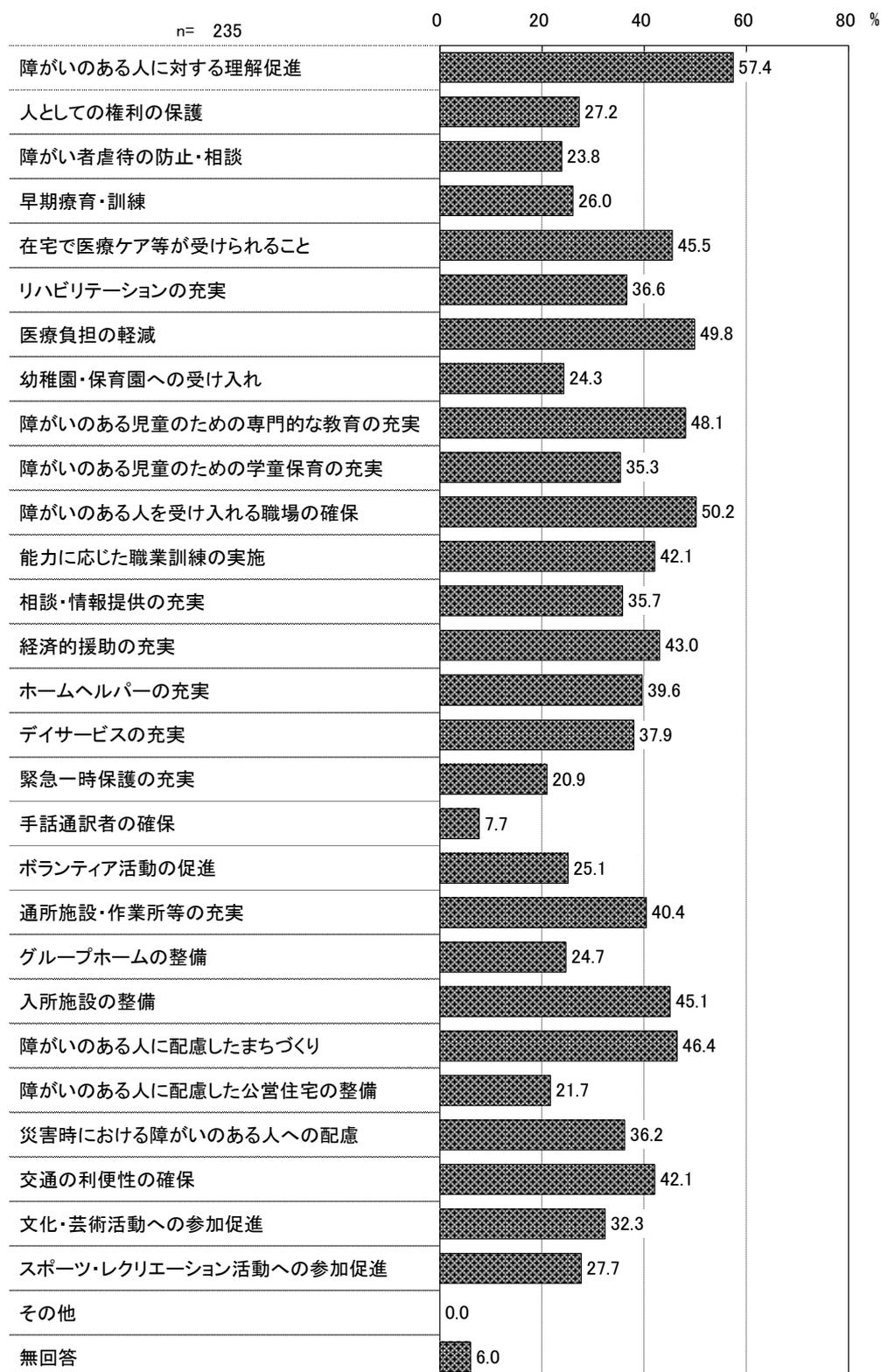
⑦ボランティア活動をしやすいこと

ボランティア活動をする際に、どのようなことがあれば活動しやすいと思うかについては、「定期的でなくても活動できること」が最も多く 53.2%、次いで「一緒に活動する仲間がいること」と「身近な地域で活動できること」がともに 48.9%、「活動についての十分な情報提供」が 45.5%、「指導してくれる人がいること」が 43.8% などとなっています。



⑧障がいのある人に住みよいまちづくりを推進していくために必要なこと

障がいのある人に住みよいまちづくりを推進していくために、今後、町が特に力を入れていく必要があることについては、「障がいのある人に対する理解促進」が最も多く57.4%、次いで「障がいのある人を受け入れる職場の確保」が50.2%、「医療負担の軽減」が49.8%、「障がいのある児童のための専門的な教育の充実」が48.1%、「障がいのある人に配慮したまちづくり」が46.4%などとなっています。



5 横瀬町障がい者計画等の策定にかかるヒアリング要旨

【調査の概要】

町では、障がい福祉の発展のために皆様方の声を直接伺うため、障がい福祉懇談会を実施しました。

以下にその主な結果の概要について示します。

【実施内容】

実施日：平成26年11月6日（木）

実施団体：①知的障がい、精神障がい、発達障がい関係
②身体障がい、難病関係

テーマ：「地域で暮らしていくために必要なこと」

【意見概要】

①知的障がい、精神障がい、発達障がい関係
<秩父に住んでいて不便だと感じる事>

主なご意見

- ・専門的な病院がない（特に幼児期における発達障がい系など）
- ・専門家の意見が聞きたいが機会がない（専門の病院に行く場合、自ら出向かなければいけない）
- ・療育における1対1の訓練を受ける機関がない
- ・保育所において、障がい者の理解ができていない
- ・支援学級が充実していない（障がいに応じた専門の教育が弱い）
- ・障がいをもった子どもと母親のケアがない
- ・周囲や地域での障がいに対する理解が薄い
- ・レスパイトケア、ショートステイを支援する人材の不足
- ・職員の人材不足
- ・就労先がない（企業の理解度が低い）
- ・障がい児を持つ親同士の情報交換をする場がない
- ・体を動かせる場所がない（公園など）
- ・施設での男性職員が少ない（入浴などが不便）
- ・成年後見制度の理解が低い
- ・福祉避難所や防災情報の周知不足
- ・交通の便が悪い
- ・町報の周知不足

<どんなことが必要か>

主なご意見

- ・ 支援学級の充実
- ・ こういった懇談会を定期的を実施して、意見交換の場を増やしていく
- ・ 障がいについて理解をしている地域の方がもっと積極的に声を出していく
- ・ 1対1の支援の充実

②身体障がい、難病関係

<秩父に住んでいて不便だと感じる事>

主なご意見

- ・ 移動が困難
- ・ コミュニティバスはあるが、ステップなどが設置されていないため、利用できない
- ・ 公共交通が利用しづらい（身体）
- ・ 公共のトイレが利用できない（身体）
- ・ 医療機関がない（遠方まで行かなければいけない）（身体）
- ・ 手帳の取得が困難、治療方針がわからない（難病）
- ・ 専門的な治療を緊急で受けたいときの選択肢が少ない（難病）
- ・ サービスを行う人材の不足
- ・ 家からでるための足がない
- ・ 障がい者に対しての理解が少ない
- ・ 役場に相談に行っても、担当者がいないと情報が得られない

<どんなことが必要か>

主なご意見

- ・ コミュニティバスが障がい者にも対応するようになればよい
- ・ 外出援助など1対1の支援が手厚くなればよい
- ・ 家の近くまで来る移送手段があるとよい
- ・ 福祉有償運送の活用
- ・ 地域で暮らしていくためには、交通の問題を解決することが必要
- ・ リハビリ訓練のために遠方まで行かなければならないので、リハビリ施設があるとよい
- ・ 装具業者が地域にあるとよい
- ・ 指定外の病院でも健康診査が受けられるようになればよい

6 関連施設等

	事業所名（施設名）	サービス種別	所在地
1	ケアセンター えるびえんて	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援	横瀬町大字横瀬 4549-1
2	さやかワークセンター	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（B型）	横瀬町大字横瀬 4299-1
3	さやか	生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（B型）、施設入所支援、短期入所、日中一時支援	秩父市山田 1199-2
4	ふらわあ	生活介護、短期入所、施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援（B型）	秩父市寺尾 2825
5	とも	生活介護、短期入所、施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援（B型）	秩父市中村町 3-12-23
6	グループホームさやか	共同生活援助	秩父市大野原 80-71
7	地域移行型ホームさやか	共同生活援助	秩父市山田 1199-2
8	秩父市特別養護老人ホーム偕楽苑	短期入所	秩父市蒔田 1977
9	自立工房 山叶本舗	就労継続支援（B型）	秩父市久那 1629
10	グループホームステップ	共同生活援助	秩父市久那 1629
11	グループホームみやび	共同生活援助	秩父市小柱 678
12	パレット秩父	就労継続支援（B型）	秩父市中村町 3-12-23
13	キックオフ作業所	生活介護、放課後児童クラブ	秩父市大宮 5739-10
14	自立支援施設 武甲の森	自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援	秩父市寺尾 1476-1
15	作業所ケルン	就労継続支援（B型）	秩父市中村町 3-12-23
16	日の出	共同生活援助	秩父市影森 910-4
17	生協ちちぶケアステーション	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援	秩父市熊木町 20-13
18	けあビジョン秩父	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援	秩父市番場町 15-10-102
19	ヘルパーセンターあおば	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	秩父市小柱 196

20	ちちぶわくわくクラブ	居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、移動支援	秩父市熊木町 12-21
21	大島介護サービスセンタ ー	居宅介護、重度訪問介護、移動 支援	秩父市田村 903-1
22	シンシア	居宅介護、重度訪問介護、同行 援護	秩父市番場町 3-4
23	和らぎサポートセンター	居宅介護、重度訪問介護	秩父市上影森 503-10
24	カーサ・ミナノ	生活介護、短期入所、施設入所 支援、日中一時支援	皆野町国神 421
25	長瀬町高齢者障がい者 いきいきセンター	就労継続支援（B型）	長瀬町大字長瀬 59
26	ユーアイハウスおがの	生活介護、短期入所、施設入所 支援	小鹿野町三山 2213-1
27	障がい者自立支援農場 きづな作業所	就労継続支援（B型）	小鹿野町長留 3545
28	アンゴラ王国	就労移行支援、就労継続支援 （B型）	小鹿野町河原沢 767
29	星降る下で	生活共同援助	小鹿野町両神小森 80-1
30	かわせみ	生活介護、就労移行支援、就労 継続支援（B型）	日高市栗坪 120-1
31	グループホーム野ばら	共同生活援助	日高市栗坪 120-1
32	ながい寮	施設入所支援、生活介護、短期 入所	熊谷市上恩田 514-2
33	埼玉県立嵐山郷	施設入所支援、療養介護、生活 介護	嵐山町古里 1848
34	みさと	施設入所支援、生活介護	美里町小茂田 747-1
35	ふれあいの里・どんぐり	生活介護、短期入所、施設入所 支援	毛呂山町西大久保 695-2

7 基準該当事業所

	事業所名（施設名）	サービス種別	所在地
1	ぶこうの里デイサービスセンター	生活介護	横瀬町大字横瀬 1170-20
2	ふれあいの里デイサービスセンター	生活介護	横瀬町大字横瀬 1170-23
3	デイサービスセンター宙	生活介護	横瀬町大字横瀬 4819-1
4	ライフアップサポートおたっしゃ倶楽部	生活介護	横瀬町大字横瀬 4549-1
5	デイサービスやまなみ	生活介護	秩父市中村町 2-4-9

8 障害児（者）生活サポート事業所

	事業所名（施設名）	所在地	運営主体
1	ライフアップサポート	横瀬町大字横瀬 1944-1	NPO法人ライフアップサポート
2	アシスト秩父	秩父市中村町 3-12-23	NPO法人アシスト秩父
3	ちちぶわくわくクラブ	秩父市熊木町 12-21	（福）清心会

9 一般相談支援事業所等

施設の種別	事業所名（施設名）	所在地	運営主体
一般相談支援事業所	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー	秩父市中村町 3-12-23	（福）カナの会
	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー（清心会）	秩父市熊木町 12-21	（福）清心会
	生活支援センターアクセス	秩父市寺尾 1449	（医）全和会
地域活動支援センター	生活支援センターアクセス	秩父市寺尾 1449	（医）全和会
障がい者就労支援センター	秩父障がい者就労支援センター キャップ	秩父市熊木町 12-21	（福）清心会

10 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

	事業所名（施設名）	所在地	運営主体
1	ケアセンター宇	横瀬町大字横瀬 4819-1	NPO法人千笑の会
2	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー※ ¹	秩父市中村町 3-12-23	(福)カナの会
3	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー（清心会）	秩父市熊木町 12-21	(福)清心会
4	生活支援センターアクセス※ ¹	秩父市寺尾 1476-1	(医)全和会
5	相談ステーション和らぎ	秩父市上影森 503-10	(有)和らぎ
6	生協ちちぶケアステーション	秩父市熊木町 20-13	医療生協さいたま
7	ユーアイハウスおがの	小鹿野町三山 2213-1	(福)美里会
8	熊谷市障害者相談支援センター	熊谷市宮町 2-65	(福)黎明会
9	障害者生活支援センターみさと	美里町小茂田 889-1	(福)美里会

※¹：指定特定相談支援事業のみ実施。

横瀬町障がい者計画及び第4期 障がい福祉計画
(平成27～29年度)

～ふれあい とともに生きる 心豊かな地域づくり～

発行年月 平成27年3月
発行 横瀬町
編集 横瀬町 健康づくり課
〒368-0072 秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地
TEL： 0494-25-0116（直通）
FAX： 0494-21-5155（直通）
E-mail： kenkou@town.yokoze.saitama.jp

